

戰後教育資料

4-4
8

文部省審查關係法規研究會著

教職適格審查關係法規と解説

小林

國立書院

IV-8

教 職 適 格 審 査
關 係 法 規 と 解 説

文部省審査關係法規研究會著

國 立 書 院



序

教職員の適格審査は教育界の刷新を目的とする昭和二十年十月二十二日および同月三十日の連合國軍最高司令部の覺書に基いて、昭和二十一年五月以來實施されて來たのであるが、今日までの間に於いて七十余萬の教職員が審査され、そのうち約一パーセントが教職不適格者として教職から除去された。この教職審査は過去二十年間のゆがめられた我國教育の自己反省として、覺書による指令がなくとも、當然自發的に行われなければならない事柄であることは、よく一般に理解され、關係各方面の協力と相俟つて、この至難事業が順調に進行したことは、關係者の一人として邦家のため慶賀に堪えないところである。

今般中央における再審査が一段落をみるに至つたのを機として、審査關係の法規、通知およびその解説を整備して、廣く適格審査に關係する人々のための手引書をつくることにしたのであるが、この本が世間に用いられて教職審査關係法規の正しい取扱いと、その妥當な解釋のために少しでも益する處があれば誠に本懷の至りである。

文部次官
文部大臣官房
適格審査室長

有 光 次 郎

は し が き

人呼んで教育裁判という。正しく教職適格審査は一種の裁判に外ならない。裁判という以上、通常特定の職業的裁判官が裁判事務に關與するのにも拘らず、此の教育裁判にあつては、それに携わる人々は、その様な裁判事務に全く不慣れな一般の人々であることを常とした。しかしながら、過去二年間の経過をふりかえつて見るとき、大體において今般の教職適格審査は満足すべき結果をおさめ得たということができると思う。即ち昭和二十一年五月、勅令二六三號の公布以來、全國百餘りの委員會で審査を受けたもの約七十萬名、約五千名の不適格者を出し、最も困難を窮めた現職者の審査は茲に一應一段落を告げるに至つたのである。しかし教職適格審査問題は公職適否審査の如く全く終止符を打たれたということを得ないのみか、尙今後新規採用者は従前の様にすべて審査を必要とするのであり、且つ新たに生れいでんとする教育委員會の委員の審査等、今後に残された問題は未だ少なしとしない。審査開始以來、否、聯合國軍總司令部の適格審査に關する覺書に基いて法案起草の任にあたり、今日に至る迄引續き適格審査に關する事務に文部省において携つて居る自分は、此の困難な且つ最も人に好まれないネガティブな仕事に従事された審査委員各位及び事務當局の方々に深く敬意を表すると共に、此等の方々が決して完全とは云えない適格審査關係法規の運用にどれほどの苦心を拂われ

たか蓋し想像に絶するものがあつたろうと思うのである。既に教育裁判という以上、此の仕事は、何時如何なる場合においても法規の嚴正な運用を俟つの外はないことは今更云うも愚かである。今般、教職適格審査に關する一切の法規及び文部省から發せられた指示、通知の類及びそれに加えて必要と思われる解説を洩れなくまとめ上げ、一般の參考に資しようとする所以のもの、要は今後教職審査が適正に行われることを深く念願するからに外ならない。

本書の公刊を企畫して以來、極めて短期間にまとめ上げたため、意にみたない處も多くあるが、これが完璧は他日に期したい。切に大方の御叱正を希望したい。

ちなみに本書の編集に携つたものは自分の外、文部省適格審査室の小倉好雄、福澤恭純、小林毅の三事務官である。

最後に本書は長友重松龍覺氏の特別の好意がなければ公刊されなかつたであろうことを附記して感謝の微意を表したい。

昭和二十三年五月

文部大臣官房適格審査室主事

相 良 惟 一

目次

序	一
はしがき	二
第一 連合國の對日管理基本方針	一
一 「カイロ」宣言（一九四三・一一、二七）	一
二 米、英、支三國宣言（一九四五、七、二六）	二
第二 ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する勅令	四
一 ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件（昭和二〇、九、二〇）	四
二 「ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件」施行に關する件（昭和二〇、九、二〇）	四
第三 公職資格審査に關する覺書及び規定	六
一 公務従事に適せざる者の公職よりの除去に關する件覺書（昭和二一、一、四）	六
二 政黨、協會其の他の團體の結成禁止等に關する件（昭和二一、二、二三）	一七

三	昭和二十一年勅令第百一號第二條による解散團體(昭和二三、六、一〇告示)……………	三五
四	公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令(昭和二三、一、四)勅令第一號……………	二九
五	昭和二十二年勅令第一號施行に關する件(昭和二三、一、四)閣令内務省令第一號……………	三七
六	公職審査委員會廢止後における公職資格審査機構(閣議決定)……………	八五
七	覺書該當者として指定解除の申請提起について(閣議決定)……………	八七
第四 教職員適格審査に關する覺書及び規定 ……………		
一	日本教育制度に對する管理政策覺書(昭和二〇、一〇、二二)……………	八八
二	教員及教育關係官の調査、除外、認可に關する件覺書(昭和二〇、一〇、三〇)……………	九〇
三	教育者中より本業としての陸海軍人たる經歷を有する者等の整理に關する件(昭和二〇、一〇、二七)發學六號通知……………	九二
四	昭和二十二年勅令第五百四十二號に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令(知昭和二三、五、二二)政令第六十二號……………	九四
五	「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令」施行に關する規則(昭和二三、五、二二)共同省令第二號……………	九七

六	教職員の適格審査をする委員會に關する規程(昭和二三、五、二二)文部省訓令第三號……………	一〇七
七	教職審査に關する勅令、省令、訓令の改正について(昭和二三、五、二二)發適六一號通知……………	一二三
第五 教職審査の對象について ……………		
一	對象についての規定(復員軍人及び教職員に關する審査について)……………	一二七
1	復員軍人の復職又は採用等に關する件(昭和二三、五、二七)發學二五一號通知……………	一二七
2	外國人の教職適格審査について(昭和二一、七、二三)……………	一二〇
3	朝鮮人の學校の教職員適格審査について(昭和二三、一、二六)審査發適九號通知……………	一二三
4	朝鮮人の學校の教職員の審査について(各種學校教職員の審査)(昭和二三、四、一)發適二號通知……………	一二三
5	各省教育施設關係者の適格審査について(昭和二一、一〇、三)發適三六號通知……………	一二三
6	公民館の役員の審査について(昭和二三、六、一二)發發六六號通知……………	一二六
7	二級官及び工級官待遇の官吏の審査に關する件(昭和二三、七、三〇)閣資第四六二號通知……………	一二八
8	施行規則並びに委員會に關する規程の改正(三級官の審査について)(昭和二三、二、一八)發適一一號通知……………	一二九
9	三級官及び三級の吏員等の教職適格審査について(昭和二三、三、二二)發適二三號通知……………	一二三

10	教職審査に關する施行規則の改正について（教育部各課の長及び職員の審査） （昭和二三、五、三一） （發適四九號通知）	一三二
11	臨時職員の教職適格審査等について（いわゆる囑託の審査） （昭和二三、五、二六） （發適二三號通知）	一三三
12	本年度に卒業する教員養成諸學校生徒の審査について（昭和二三、二、一六） （發適一四號通知）	一三四
13	學校を經營する法人の役員に關する件（昭和二一、二、二二） （發適五五號通知）	一三五
二 對象についての解説		
1	教職審査における公職の定義その他について	一三五
2	保健婦養成所職員について	一三六
3	洋裁學校、理髮學校等の職員について	一三六
4	學校醫が公職該當者となつた場合	一三六
5	P・T・A又は後援會等の役職員の場合	一三七
6	私立學校又は私立學校を經營する法人の事務職員の審査について	一三七
7	教育に關する各種委員會の委員の審査について	一三七
8	一級官たる教官の審査について	一三八
9	再度の審査について	一三八
10	舊制の學習院教授の審査について	一三八

第六 教職審査の基準について

一 基準についての規定		
1	教職員適格審査に於ける軍關係者審査規準に關する件（昭和二一、七、六） （發適八號通知）	一四〇
2	適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件（昭和二一、八、六） （發適一五號通知）	一五一
3	適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件（昭和二一、一〇、二） （發適八號通知）	一五二
4	軍關係者審査基準について（昭和二三、五、三一） （發適四九號通知）	一五三
5	職業陸海軍職員の解釋について（昭和二三、一、二二） （官適一五號通知）	一五五
6	教職員適格審査施行規則に關する件（海軍特務部、神宮皇學館、 愛知國學院等について） （昭和二一、九、九） （發適二五號通知）	一五七
7	教職員適格審査における海軍學徒兵の取扱について（昭和二三、一、一六） （官適二號通知）	一五八
8	團體等の該當者の範圍について（昭和二一、七、二〇） （發適一一號通知）	一五八
9	學術探檢又は發掘事業に關係した者の審査について（昭和二一、八、七） （發通一七號通知）	一七〇
10	別表第一第一〇項に掲げるもの以外の神職養成を目的とする	

學校について(昭和二三、六、一三).....	一七
大日本武徳會役員及び言論出版關係者について(昭和二三、九、五).....	一七
大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職審査について(昭和二三、一、二六).....	一七
言論出版關係者の教職審査に關する通知について(昭和二三、五、三一).....	一七
舊正規陸海軍將校及び憲兵等の取扱に關する件(昭和二三、六、一七).....	一七

二 基準についての解説..... 一八〇

1 在郷軍人分會長事務取扱について.....	一八〇
2 翼賛壯年團長について.....	一八二
3 滿洲國協和會について.....	一八二
4 別表第一第十項第十二號について.....	一八二
5 滿洲國建國大學前期終了者について.....	一八二
6 滿蒙開拓青少年義勇軍鯉淵幹部訓練所について.....	一八二
7 日本大學皇道學院卒業生について.....	一八二
8 盛岡高等農林學校拓殖訓練所について.....	一八三
9 滿洲國軍官について.....	一八三

10 滿洲新京陸軍經理學校卒業生について.....	一八四
11 大正九年以前の軍醫と恩給年限について.....	一八四
12 現役下士官の該當期間について.....	一八四
13 志願によらない現役下士官について.....	一八五
14 憲兵要員として勤務中終戦となつた場合.....	一八五
15 補助憲兵について.....	一八五
16 豫科練習生の課程を経たものについて.....	一八六
17 昭和二十年九月二日以降の軍務履歴の加算について.....	一八六
18 補充兵より下士官に任官した者について.....	一八六
19 特高警察及び内務省警保局に勤務した者について.....	一八六
20 共同省令第一號別表第一第二號の獨裁主義又は全體主義の鼓吹について.....	一八九
21 別表第一第八項の「その他すべての職業軍人」について.....	一八九
22 公職追放令該當者と教職除去令該當者について.....	一八九
23 別表第一第十二項の「要職を占めた者」について.....	一九〇
24 別表第一第一項第六號後段について.....	一九〇
25 准尉の經歷を有する者の審査について.....	一九〇

第七 教職審査の手續について……………一九三

一 手續についての規定……………一九一

- 1 再審査の請求について(昭和二二、一〇、一一)……………一九二
(發適三七號通知)
- 2 文部大臣の再審査指示について(昭和二二、一〇、二五)……………一九二
(發適四八號通知)
- 3 文部次官、地方長官の再審査請求について(昭和二二、一二、六新聞發表)……………一九四
- 4 第三審の請求について(昭和二三、九、一〇)……………一九四
(發適一〇〇號通知)
- 5 教職審査委員會の資料蒐集に關する件(昭和二二、一〇、三一)……………一九五
(發適四九號通知)
- 6 適格審査の資料蒐集に關する件(昭和二二、一一、一三)……………一九五
(發適四九號通知)
- 7 教職員適格審査の資料について(昭和二二、六、一三)……………一九六
(發適六八號通知)
- 8 適格審査に關しての投書等について(昭和二二、九、一七)……………一九七
(發適三〇號通知)
- 9 原審差戻について(昭和二三、七、二)……………一九七
(發適七八號通知)
- 10 原審差戻について(昭和二三、一〇、一六)……………一九八
(發適七八號通知)
- 11 公職不適格の本指定を受けたものについて(昭和二三、四、二三)……………一九八
(發適三三號通知)
- 12 別表第二該當者の特免に關する件(昭和二三、一、三〇)……………一九九
(發適一三號通知)
- 13 特免審査についての司令部覺書(七名の教職保持の件)(昭和二三、三、二九)……………二〇一

二 審査手續についての解説……………二〇三

- 1 舊法令の別表第二該當者の取扱について……………二〇一
- 2 翼壯團長で假指定を受けたが異議申立の認められた場合……………二〇三
- 3 既に公職審査を受けた者と教職審査について……………二〇三
- 4 再審査の請求について……………二〇四
- 5 上司證明について……………二〇四
- 6 退職後基準が擴張されたが公職非該當となつた者について……………二〇五
- 7 原審差戻中の者について……………二〇五
- 8 教職不適格者が公職非該當となつた場合……………二〇六
- 9 教職適格者が公職不適格者となつた場合……………二〇六
- 10 委員會に對する本人の出頭陳述について……………二〇六
- 11 既に審査を終了した者の原審における再審査について……………二〇七
- 12 原審差戻中死亡した者について……………二〇八
- 13 適格審査を受ける手續について……………二〇八

第八 教職適否の判定、指定、確認、通知について……………二〇八

一 審査結果の處理についての規定 二〇八

- 1 審査委員會の結果の公表について(昭和二一、九、一七)..... 二〇九
- 2 教職不適格者指定に関する件(昭和二一、九、一八)..... 二一〇
- 3 教職不適格者の指定及び教職適格確認書の交付について(昭和二三、一、一二)..... 二一〇
- 4 適格者中特定の者の調査について(昭和二三、三、七)..... 二一一

二 審査結果の處理についての解説 二一一

- 1 元在郷軍人分會長で退職してゐる者の指定について..... 二一二
- 2 第二審で不適格になつた者の指定について..... 二一三
- 3 指定取消と諸給與について..... 二一三
- 4 指定取消の辭令式等について..... 二一三
- 5 公職の假指定から本指定に移行した者について..... 二一四
- 6 事務職員 of 教職審査について..... 二一五
- 7 公職不適格者の教職審査について..... 二一五

第九 教職員の任免、就職について 二一六

一 任免、就職についての規定 二一六

- 1 教職員退職措置に関する件(昭和二一、五、一〇)..... 二一六
 - 2 教職不適格者と判定された者の身分關係等について(昭和二一、一〇、五)..... 二一七
 - 3 教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件(昭和二一、一〇、二二)..... 二一九
 - 4 學校後援會父兄會又はこれに類似する團體に関する件(昭和二三、六、三〇)..... 二一九
 - 5 教職員の新規採用について(昭和二三、九、二六)..... 二二一
 - 6 不適格者の文部省關係團體への就職禁止及び罷免について(昭和二一、九、二七通知)..... 二二二
 - 7 教職員の適格審査について(昭和二二、六、五通知)..... 二二三
 - 8 教職不適格の判定を受け第二審又は第三審を請求中の者の他の官公職への就職について(昭和二三、一、一二)..... 二二四
 - 9 連合國軍總司令部よりの覺書による免職、休職、復職等..... 二二四
- (一) 信教の自由侵害の件(立教大學等基督教關係學校職員に関する件)..... 二二五
- (二) 日本大學總長山岡萬之助休職の件(一九四六、一、三〇覺書)..... 二二九
- (三) 日本人教育者の休職に関する件(一九四六、六、二九覺書)..... 二三〇
- (四) 日本人教育者の休職に関する件(一九四六、八、六覺書)..... 二三〇
- (五) 元立教大學教授兼學生主事宮崎伊佐夫の復職について..... 二三一
- (一九四八、三、二五覺書)..... 二三一

二 任免、就職についての解説

- 1 教職不適格者の轉職について……………三三一
- 2 私立學校長が不適格者となつた場合の學校經營について……………三三二
- 3 元勤務の場所に不適格者の出入することについて……………三三三
- 4 學校書記と教授囑託を兼ねていた者が不適格となつた場合……………三三三
- 5 教育部長から民生部長への轉任……………三三三
- 6 公職の假指定について……………三三四
- 7 第二、第三審請求中の者の轉退職……………三三四
- 8 三親等の者の就職禁止について……………三三五
- 9 私立學校教職員の解職解任について……………三三五

第一〇 恩給權等について……………三三六

一 恩給權等についての規定……………三三六

- 1 恩給及惠與に關する聯合軍總司令部の覺書に關する件(昭和二〇、二二、五)發會一〇九號通知……………三三七
- 2 昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く恩給法の特例に關する件(昭和二十一年勅令第六十八號)……………三四一

二 恩給權等についての解説……………三四四

- 1 恩給特免について……………三四四
- 2 教職不適格の指定を受けた者の恩給について……………三四四
- 3 退職後指定を受けた教職不適格者の恩給について……………三四五
- 4 教員適格審査實施前の退職者の恩給について……………三四六
- 5 恩給特免申請の手續について……………三四六
- 6 審査前に退職した學校事務官の恩給について……………三四七

第一一 其他 雜……………三四七

一 其他教職審査に關する事項についての規定……………三四七

- 1 國家神道と教育との分離に關する覺書(昭和二〇、二二、一五)……………三四七
- 2 占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令(昭和二二、六、一一)勅令第三一一號……………三四三
- 3 審査委員會の審査委員について(昭和二二、七、一六)發適一〇號通知……………三四六
- 4 教員適格審査の件(特定委員會の改組再審について)(昭和二二、二、一三)發適六一號……………三四六
- 5 教職審査委員會の委員の任期満了について(昭和二三、四、二八)發適三六號通知……………三四七

二 其他敎職審査に關する事項についての解説 二五九

1 重要な履歷事項を調査表に記載せず又かくして届出た場合
について 二五九

2 第三者よりの審査記録閱覽申出について 二六〇

附表

一 敎職員適格審査結果一覽表 二六〇

二 敎職員適格審査委員及び幹事名簿 二六三

三 文部大臣官房適格審査室機構及事務分擔表 二六七

補遺 二六九

法務廳告示第七〇號 二八六

第一 連合國の對日管理基本方針

一 「カイロ」宣言

千九百四十三年十一月二十七日

「ローズヴェルト」大統領、蔣介石大元帥及「チャーチル」總理大臣は各自の軍事及外交顧問と共に北「アフリカ」に於て會議を終了し左の一般的聲明發せられたり

「各軍事使節は日本國に對する將來の軍事行動を協定せり

三大同盟國は海路、陸路及空路に依り其の野蠻なる敵國に對し假借なき彈壓を加ふるの決意を表明せり、右彈壓は既に増大しつつあり

三大同盟國は日本國の侵略を制止し、且之を罰する爲今次の戰爭を爲しつつあるものなり、右同盟國は自國の爲に何等の利益をも欲求するものに非ず又領土擴張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟國の目的は日本國より千九百十四年の第一次世界戰爭の開始以後に於て日本國が奪取し、又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剝奪すること並に滿洲、臺灣及澎湖島の如き日本國が清國人より盜取したる一切の地域を中華民國に返還することに在り

日本國は又暴力及貪慾に依り日本國が略取したる他の一切の地域より驅逐せらるべし

前記三大國は朝鮮の人民の奴隸狀態に留意し轉て朝鮮を自由且獨立のものたらしむるの決意を有す

右の目的を以て右同盟國は同盟諸國中日本國と交戦中なる諸國と協調し日本國の無條件降伏を齎すに必要なる重大且長期の行動を續行すべし」

二 米、英、支三國宣言

千九百四十五年七月二十六日「ボツダム」に於て
同 八月八日蘇聯邦本宣言に加入せり

一 吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及「グレート・ブリテン」國總理大臣は吾等の數億の國民を代表し協議の上日本國に對し今次の戦争を終結するの機會を與ふことに意見一致せり

二 合衆國、英帝國及中華民國の巨大なる陸、海、空軍は西方より自國の陸軍及空軍に依る數倍の増強を受け日本國に對し最後の打撃を加ふるの態勢を整へたり、右軍事力は日本國が抵抗を終止するに至る迄同國に對し戦争を遂行するの一切の聯合國の決意に依り支持せられ且鼓舞せられ居るものなり

三 驟起せる世界の自由なる人民の力に對する「ドイツ」國の無益且無意義なる抵抗の結果は日本國國民に對する先例を極めて明白に示すものなり、現在日本國に對し集結しつつある力は抵抗する「ナチス」に對し適用せられたる場合に於て全「ドイツ」國人民の土地、産業及生活様式を必然的に荒廢に歸せしめたる力に比し測り知れざる程度に強大なるものなり、吾等の決意に支持せらるる吾等の軍事力の最高度の使用は日本國軍隊の不可避且完全なる壊滅を意味すべく、又同様必然的に日本國本土の完全なる破壊を意味すべし

四 無分別なる打算に依り日本帝國を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍國主義的助言者に依り日本國が引續き統御せらるべきか又は理性の經路を日本國が履むべきかを日本國が決定すべき時期は到來せり

五 吾等の條件は左の如し

吾等は右條件より離脱することなかるべし、右に代る條件存在せず

吾等は遅延を認むるを得ず

六 吾等は無責任なる軍國主義が世界より驅逐せらるるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本國國民を欺瞞し、之をして世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者の權力及勢力は永久に除去せられざるべからず

七 右の如き新秩序が建設せられ、且日本國の戦争遂行能力が破碎せられたることの確證あるに至る迄は聯合國の指定すべき日本國領域内の諸地點は吾等の玆に指示する基本的目的の達成を確保する爲占領せらるべし

八 「カイロ」宣言の條項は履行せらるべく、又日本國の主權は本州、北海道、九州及四國並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし

九 日本國軍隊は完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復歸し平和的且生産的の生活を営むの機會を得しめらるべし

十 吾等は日本人を民族として奴隸化せんとし、又は國民として滅亡せしめんとするの意圖を有するもの

に非ざるも吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に對しては嚴重なる處罰を加へらるべし
日本國政府は日本國國民の間に於ける民主主義的傾向の復活及強化に對する一切の障礙を除去すべし、
言論、宗教及思想の自由並に基本的人權の尊重は確立せらるべし

十一 日本國は其の經濟を支持し、且公正なる實物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持すること
とを許さるべし、但し日本國をして戦争の爲再軍備を爲すことを得しむるが如き産業は此の限に在ら
ず、右目的の爲原料の入手（其の支配とは之を區別す）を許さるべし、日本國は將來世界貿易關係への
參加を許さるべし

十二 前記諸目的が達成せられ、且日本國國民の自由に表明せる意思に従ひ平和的傾向を有し、且責任あ
る政府が樹立せらるるに於ては聯合國の占領軍は直に日本國より撤收せらるべし

十三 吾等は日本國政府が直に全日本國軍隊の無條件降伏を宣言し、且右行動に於ける同政府の誠意に付
適當且充分なる保障を提供せんことを同政府に對し要求す
右以外の日本國の選擇は迅速且完全なる壊滅あるのみとす

第二 ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する勅令

一 ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件

昭和二十年九月二十日勅令第五百四十二號

政府は「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ聯合國最高司令官の爲す要求に係る事項を實施する爲特に必要ある
場合に於ては命令を以て所要の定を爲し及必要なる罰則を設くることを得

附 則

本令は公布の日より之を施行す

二 昭和二十年勅令第五百四十二號（ポツダム宣言の受諾に伴ひ

發する命令に關する件）施行に關する件

昭和二十年九月二十日勅令第五百四十三號

昭和二十年勅令第五百四十二號に於て命令とは勅令、閣令又は省令とす

前項の閣令及省令に規定することを得る罰は三年以下の懲役又は禁錮五千圓以下の罰金、科料及拘留とす

附 則

本令は公布の日より之を施行す

註 昭和二十年勅令第五百四十二號により規定された罰則については、その後昭和二十一年勅令第三百十一號（占
領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令）により、十年以下の懲役若しくは七萬五千圓以下の罰金又
は拘留若しくは科料に處されることになったのである。

第三 公職資格審査に關する覺書及び法規

一 公務従事に適せざる者の公職よりの除去に關する件

昭和二十一年一月四日聯合軍最高司令部より終戦連絡中央事務局經由日本帝國政府に對する覺書

一 「ボツダム」宣言は「我等は無責任なる軍國主義が世界より驅逐せらるるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本國民を欺瞞し世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者の權力及勢力は永久に除去せられざるべからず」と規定す

二 「ボツダム」宣言の右條項を實行する爲茲に日本政府に對し左に掲ぐる一切の者を公職より罷免し且官職より排除すべきことを命ず

A 軍國主義的國家主義及侵略の活潑なる主唱者

B 一切の日本の極端なる國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體及其の機關又は關係團體の有力分子

C 大政翼賛會、翼賛政治會又は大日本政治會の活動に於ける有力分子
此等の用語の定義は本指令附屬書A號の通

三 本指令に於て「公職」とは左の地位を意味し且之を包含す

6

A 通常勅任官以上の階級（又は一切の改正文官制度に於ける同様の階級）を有する文官の占むる官職
B 通常文官の占めざる其他一切の官職にして文官の勅任官以上相當のもの（特殊法人の場合に於ては右用語は少くとも取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役理事、顧問相談役及監査役監事を含む）

四 本指令に於て官職とは日本の中央政府及都廳府縣並に其の機關、地方支部局（地方行政事務局を含む）及事務所の總ての地位並に此等の官廳又は其の一切の機關が實際上の又は經營上の支配を意味する程度の資金關係を有する法人、協會其他の團體に於ける地位を意味し、且之を包含す

五 本指令に於て「公職より罷免す」とは該當者を在職中の公職より解雇し、右公職に對する其の直接及間接の影響及參與を終止せしむることを謂ふ、公職より罷免せられたる者は當司令部の承諾を得るに非ざれば一切の公私の年金又は其の他の手當又は利益を得る資格なきものとす、本手續に依り罷免せらるる者は即決解職せらるべく其の者が日本法律に依り享受し居りたるべき罷免前の審査其の他の先行手續を受くる資格なきものとす

7

六 本指令に於て「官職より排除す」とは該當者を一切の官職に就かしめざることを謂ふ、故に公職より罷免せられたる者は他の一切の官職に就くことを得ず、又罷免せらるべき公職を有せざる者と雖も官職就任の資格を剝奪せらるることあるべし、右公職保持の資格剝奪は第一項に引用せられたる「ボツダム」宣言の條項が日本に於て完全に履行せらるるに至る迄繼續す

七 本指令に規定せられたる者を單に公職より罷免し、且官職より排除することのみを以てしては「ボツダム」宣言に依り考察せられたる平和、安全及正義の新秩序樹立には充分ならざるべし、日本が平和的傾向を有する責任ある政府を獲得せんが爲には日本國民の間に於ける民主的傾向の復活強化を助成し基本的人權竝に言論、宗教及思想の自由を尊重すべき新職員を任命する爲に最大の注意を拂はざるべからず、若し文官の資格に關する現行諸規則が右の如き者の任命を阻害するか、又は其の任命の範圍を不當に局限する場合には右諸規則は改正又は廢止せらるべし

八 本指令に依り命令せられたる罷免は重要度高き地位より始めて可及的速に實行すべし、該當者が遠隔地に在る日本軍隊の復員を確實ならしむる爲又は本指令の條項實施の爲に絶對必要なる者なるときは其の罷免を延期することを得、右の者は其の援助が絶對に必要とせられざるに至りたる時罷免せらるべし、右の者の姓名、地位、失格の理由及其の一時的留任の理由は本司令部に直に報告せらるべく其の最終的罷免の時期も亦報告せらるべし

九 附屬書A號には本指令第二項實施の爲日本帝國政府が公職より罷免し且官職より排除すべき者の種類の表を掲ぐ、附屬書A號に列舉せられたる種類に該當する者は本指令第八項及第十項に規定する所に從ひ公職より罷免せられ且爾後官職より排除せらるべし、但し日本帝國政府に於て、其の必須なる平和的行政事務處理の爲本指令に依り罷免せられたる者を一時復職せしむること緊要にして且他に適任者を得ること不可能なる旨主張する場合は其の責任ある官吏の署名せる右越旨の申請書を本司令部に提出する

ことを得、本申請書には其の者の姓名、官等、地位、職務及職責を記載し斯かる一時的復職の緊要なる理由、一時的復職の期間及他の適任者を得る爲に爲したる努力を詳細に記載すべし、本申請書には下記第一〇項に規定せられたる調査表一通を附すべし、日本帝國政府は本司令部が書面を以て許可の旨を指示する迄は斯かる一時的復職を實施せざるものとす

一〇 官職より好ましからざる者が一掃せらるることを確實ならしむる爲左の措置を實施するものとす

A 日本帝國政府は各省又は其の他の適當なる各機關に對し其の權限内に在る第三項所定の地位より經歷上附屬書A號列舉の種類に屬したること明なるか、又は此の種の者たりしこと判明し居る者を罷免すべきことを訓令す、後に掲ぐる調査表は罷免の通告以前に本人より之を提出せしむ

B 日本帝國政府は更に各省又は其の他の適當なる機關に對し附屬書B號所定の調査表を作成し且其の權限内に在る第三項所定の地位の總ての現職者及其の權限内に在る官職の將來の志望者に對し之を配布すべきことを訓令す、右調査表を審査の上其の結果及其他政府の知り得たる一切の事項に基き本指令の規定に従ひ該當者を罷免し、又は其の就職を拒否す

一一 各省又は其の他の適當なる各機關は豫め調査表の取扱に關する計畫を樹立し左の事項を規定するものとす

A 配布

B 蒐集

C 審 査

D 調査表の情報に基き執る措置

E 分類及綴込—機關、該當者の階級及執りたる措置（例へば罷免又は留任）に關し調査表を参照し得る如き方式に依るべし

一二 各計畫は官等の高き者の占むる地位を第一に選擇すべきことを規定するものとす、各省又は其の他の各機關は記入済の調査表の謄本一組を本部に備付け本司令部の閲覧又は持出に便ならしむ

一三 各省又は其の他の各機關は調査表と共に大略附屬書C號所定の型式を有し「アルファベット」順に綴込みたる調査表記録「カード」を本部に備付け本司令部の閲覧又は持出に便ならしむるものとす、右「カード」は英文にて（希望に依りては日本語を添ふるも可なり）記入するものとす、各調査表と共に關聯する記録「カード」とには各省又は其の他の各機關を示す記號及同一番號を附するものとす

一四 來るべき選舉に於て日本の民主主義的分子に對し日本の軍國主義的國家主義及侵略の期間中拒否せられたる帝國議會の議席獲得の充分なる機會を與ふる爲及日本國民を欺瞞し、世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者の勢力を新議會より除去する爲附屬書A號所定の種類に該當する一切の者は帝國議會に於ける一切の選舉に係る地位に對する候補者たるの資格を剝奪せらるべきものとす、右の者一切は時期の如何を問はず地方長官又は市長の候補者たるの資格なきものとす、右の者は總て貴族院より除去せられ且今後其の議員に任命せられることを得ず、日本帝國政府は右選舉に係る地位に對する候補者

たるの資格剝奪實施の爲所要の規則の發布、本指令に準據して作成したる缺格者の種類の公告及本指令に依る缺格者に非ざる旨の各候補者毎の證明を含む措置を講ずべし、政府は其の講ぜんとする措置に關し包括的報告を本司令部に提出するものとす

一五 日本帝國政府は左の報告書を本司令部に提出す（英文三通）

A 第八項及第十四項所定の報告書

B 第十一項所定の各省又は其の他の各機關の計畫に關する第一次報告書、本司令部は右計畫が適當ならすと認むるときは其の訂正を命ずることあるべし

C 各省又は其の他の各機關の權限範圍毎に區分し左の事項を記載したる週間報告書

(1) 調査を要する現職者の占むる地位の總數

(2) 前に調査せられたる地位及當該週間に調査せられたる地位の數及類型

(3) 當該週間に罷免せられ又は就職を拒否せられたる者の數

(4) 當該週間に罷免せられ又は就職を拒否せられたる者の姓名、階級、地位及調査表番號

一六 本司令部は本指令が遵守せられ居るや否やを確むる爲必要なる視察及調査の準備を爲すべく日本帝國政府は右の視察及調査の實施に必要な一切の援助を爲すものとす、罷免又は就職拒否に關し及選舉に係る地位に對する候補者たるの資格剝奪に關し日本政府の講じたる措置は本司令部に依り審査せらるべく且取消さることあるべし

一七 本指令所定の一切の調査表、報告書若しは申請書の故意の虚偽記載又は此等の中に於ける充分且完全なる發表の懈怠は降伏條件の違反として聯合國最高司令官之を處罰することを得べし、更に日本帝國政府は右の如き故意の虚偽記載又は不發表に對し日本裁判所に於て日本法律に依り適當なる處罰を爲すに必要な一切の規定を爲し且必要な起訴を行ふものとす

一八 一切の公職に及ぶ本指令の一般的規定の外に本司令部は特殊分野に於て總ての等級に亘り或種の個人の就職に關し一層制限的な要件を既に設けたるが今後も之を設けることあるべし

一九 本命令の條項に依り影響を受くべき日本帝國政府の總ての官吏及下級職員は本指令を精神及文句の遵奉及遵守に付個人的に且嚴格に責任を負ふべきものとす

最高司令官に代り

高級副官部高級副官補

H · W · アレン 大佐

附屬書

罷免及排除すべき種類

A 戦争犯罪人

戦争犯罪人容疑者として逮捕せられたる者但し釋放又は無罪放免せられたる者を除く

B 職業陸海軍職員—陸海軍省の特別警察職員及官吏

時期の如何を問はず左の地位の何れかを占めたことある一切の者

一 元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戦争指導會議の一員

二 帝國正規陸海軍將校又は特別志願豫備將校

三 憲兵隊、海軍保安隊、特務機關、海軍特務部又は其の他の特別若しは秘密諜報機關又は陸海軍警察機關に於て又は之と共に勤務する武官、又は軍屬

四 陸軍省（但し昭和二十年九月二日以後任命せられたる者を除く）

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官勅任官以上の總ての文官、又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總ての文官

五 海軍省（但し昭和二十年九月二日以後任命せられたる者を除く）

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官勅任官以上の總ての文官、又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總ての文官

C 極端なる國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の有力分子

日本政府に對する覺書「或種の政黨、協會其の他の廢止に關する件」A G O 九一（昭和二十一年一月四日附）G S 所掲の團體又は其の支部、補助團體、機關若しは關係團體（下記D項に引用せる團體を除く）の何れかに對し時期の如何を問はず左の關係ありたる者

1 創立者、役員又は理事たりし者

2 要職を占めたる者

3 一切の刊行物又は機關誌紙の編輯者

4 自發的に多額の寄附（寄附したる金額又は財産の價格が絶對的に多額なるか又は本人の財産に比し多額なるもの）を爲したる者

D 大政翼賛會、翼賛政治會及大日本政治會の活動に於ける有力分子

時期の如何を問はず

1 左の團體の創立者、中央役員、中央理事、中央委員會委員長、又は都道府縣支部の指導的役員たりし者

2 左の團體の刊行物又は機關誌紙の編輯者たりし者

a 大政翼賛會及一切の關係團體

b 翼賛政治會及一切の關係團體又は機關

c 大日本政治會及一切の關係團體又は機關

E 日本の膨脹に關係せる金融機關並に開發機關の役員

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に於て時期の如何を問はず左の地位を占めたる者

左の機關の何れかの取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役理事、顧問相談役若は監査役監事又は昭和十二年七月七日以後日本軍占領地域内に於て左の機關の支店の支配人

南滿洲鐵道株式會社、滿洲拓殖株式會社、北支那開發株式會社、中支那振興株式會社、南洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社、滿洲重工業株式會社、南洋興發株式會社、東洋拓殖株式會社、戰時金融金庫、資金統合銀行、南方開發金庫、外資金庫、朝鮮殖産銀行、獨逸東亞銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行、滿洲中央銀行、滿洲拓殖銀行、朝鮮信託株式會社

其の他の一切の銀行、開發會社又は機關にして其の主要目的が植民地若は日本占領地に於ける植民及開發活動に對する金融又は植民地若は日本占領地の財政的資源の動員若は支配に依る軍需生産に對する金融に在りたるもの

F 占領地の行政長官

左の地位に在りたる日本官吏

一朝 鮮

總督、政務總監、中樞院參議

二 臺 灣

總督、總務長官

三 關 東 州

總督、行政長官、警察部長

四 南 洋 廳

總督、南洋行政事務局

五 蘭領印度

軍政監、民政長官

六
マ
ラ
イ

軍政官、民政長官、「シンガポール」市長

七 佛領印度支那

總督、警視總監、總務局長、財政事務取扱者

ハ
ビ
ル
マ

ビルマ政府顧問、日本軍政監部政務部長、中央行政部内務部長

九
支
那

南京傀儡政府顧問、大使

一〇 滿洲國

總務長官、總務廳次長、協和會中央機關役員

二 其 の 他

蒙疆聯合自治政府、フィリピン傀儡共和國、自由印度假政府「タイ」國に於て現地人の對日協力派行政機構の統制に對し責任ある日本官吏

16

G 其の他の軍國主義者及極端なる國家主義者

一軍國主義的政權反對者を攻撃し又は其の逮捕に寄與したる一切の者

二 軍國主義的政權反對者に對し暴行を使噓し又は敢行したる一切の者

三 日本の侵略計畫に關し政府に於て活潑且重要な役割を演じたる 又は言論、著作若は行動に依り

好戰的國家主義及侵略の活潑なる主唱たることを明にしたる一切の者

二 政黨、協會其の他の團體の結成禁止等に關する件

昭和二十三年四月十七日改正 (政令第三百八十七號)	昭和二十二年十二月三十日改正 (法律第二百二十八號)	昭和二十二年十二月廿六日改正 (法律第二百三十九號)	昭和二十二年十二月十七日改正 (法律第二百九十三號)	昭和二十二年三月二十五日改正 (勅令第五百四十四號)	昭和二十一年十一月二十六日改正 (勅令第五百七十號)	昭和二十一年六月二十二日勅令第三百一十二號 (勅令第三百七十二號)
------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------

17

勅令第一百一號

第一條 政黨、協會其の他の團體にして其の目的又は行爲が左の各號の一に該當するものは之を結成することを得ず

一 占領軍に對する反抗若は反對又は日本國政府が聯合國最高司令官の要求に基きて發したる命令に對する反抗又は反對

二 日本國の侵略的對外軍事行動の支持又は正當化

三 日本國ガ他のアジア、インドネシヤ又はマレー人種の指導者たることの僭稱

四 日本國內に於ける外國人の貿易、商業又は職業従事よりの排除

五 日本國及諸外國間に於ける自由なる文化及び學術の交流に對する反對

六 日本國內に於ける軍事的若は準軍事的訓練の實施、陸海軍軍人たりし者に對する同等の民間人に與

へらるる以上の恩典の供與若は特種の發言權の附與又は軍國主義若は軍人的精神の存續

七 暗殺其の他の暴力主義的計畫に依る政策の變更又は斯かる方法を是認するが如き傾向の助長若は正

當化

政黨 協會其の他の團體又は個人若は集團は前項各號の一に該當する行爲は之を爲すことを得ず

第二條 前條、第四條又は第五條第一項の規定に該當する團體として法務總裁の指定するものは解散す

第三條 前二條の團體が其の全部又は一部に付き直接又は間接に所有又は支配する資産に關する取引は之を爲すことを得ず

政府は前項の資産（帳簿、書類及記録を含む）を接收保管するものとす

政府は前項の接收保管に係る資産を食糧の生産其の他民生上必要なる用途に使用することを得

第四條 左の各號の一に該當する團體は法務總裁の特に定むる場合を除くの外之を第一條第一項の團體と看做す

一 其の主要役員の孰れかが左の一に該當するもの

（イ） 第二條の規定に依り解散したる團體（同條の規定の適用前解散したる第一條第一項各號の一に該當する團體にして法務總裁の指定するものを含む）の構成員たりし者

（ロ） 昭和五年一月一日以後現役に在りたる正規の陸海軍の將校又は特別志願豫備將校たりし者

（ハ） 憲兵隊、特務機關、海軍特務部又は其の他の陸海軍警察機關の特殊若は秘密諜報機關に勤務したる者又は之と協力したる者

二 其の構成員の四分の一を超ゆる者が第一條又は前號の規定に該當する團體の構成員たりしもの

第五條 政黨、協會其の他の團體にして其の目的又は行爲が左の各號の一に該當するものは第二項の規定に依る届出を爲すに非ざれば之を結成し又は當該行爲をなすことを得ず

一 公職の候補者を推薦し又は支持すること

二 政府の政策に影響を與ふる行爲を爲すこと

三 日本國及諸外國間の關係に關し論議すること

前項の團體の主幹者は豫め其の團體に付左の各號に掲ぐる事項を其の主たる事務所の所在地の市町村長（東京都の區の存する區域に在りては區長）に届出づべし届出たる事項に變更ありたるときは七日以内に之を届出づべし

一名 稱

二 目的

三 主たる事務所の所在地

四 役員、住居氏名、軍隊又は警察に勤務したるものに在りては其の旨並に現に所屬し及從來所屬したることある一切の團體の名稱

五 有力なる財政的援助者の住所及氏名並に其の援助の金額

六 構成員の住所氏名及從來所屬したることある一切の政治的又は思想的團體の名稱

前項第六號の規定は労働組合及之に準すべき労働者又は被傭者の團體には之を適用せず

第五條の二 政府は第二條の規定に該當すると認むる團體（第四條第一號（イ）の規定に依り法務總裁の指定するものを含む）の關係者に對し第三條第二項の資産に關し必要な届出を爲さしめ又は當該官吏をして必要な場所に點檢し帳簿其の他の檢査を爲さしむること得

第五條の三 昭和二十三年五月十一日以後第七條に掲ぐる團體（第二條の規定に依り解散したる團體（第四條第一號（イ）の規定に依り法務總裁の指定するものを含む）又は其の目的若は行爲が第一條第一項各號の一に該當する團體にして聯合國最高司令官、若は政府の命令に依り解散したるものを謂ふ）に該當するに至りたる團體の本部又は都道府縣郡（支廳長の管轄區域を含む）市區町村支部の何れかに對し時期の如何を問はず左の關係ありたる者は昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令）の規定に依る覺書該當者に準じ公職より之を除去す

一 創立者、役員又は理事たりし者

二 要職を占めたる者

三 一切の刊行物又は機關誌紙の編輯者

四 自發的に多額の寄附を爲したる者

前項の團體及前項第一號乃至第四號に掲ぐる役職員、編輯者及寄附者の範圍は法務總裁之を定め官報に公示す

第五條の四 前條の規定に該當する者は前條第二項の規定に依る指定の際昭和二十二年勅令第一號に依る覺書該當者としての指定を受けたるものと看做し其の者に關しては同令が總て準用せらるるものとす

第五條の五 前條の規定に依り覺書該當者としての指定を受けたる者と看做されたる者にして現に昭和廿二年勅令第一號に謂ふ公職に在るものは前條の規定に依り準用する同令第三條の規定に従ひ退職すべし

第六條 左に掲ぐる者は十年以下の懲役又は禁錮に處す但し情狀に因り七萬五千圓以下の罰金に處することを得

一 第一條の規定に違反したる者

二 第五條第二項の規定に依る届出を爲さず又は虚偽の届出を爲したる者

三 第五條の二の規定に依る届出を爲さず若は虚偽の届出を爲し又は檢査を拒み妨げ若は忌避したる者

第七條 第二條の規定に依り解散したる團體（第四條第一號（イ）の規定に依り法務總裁の指定するものを

含む）又は其の目的若は行爲が第一條第一項各號の一に該當する團體にして聯合國最高司令官若は政府の命令に依り解散したるものの主要役員又は有力なる財政的援助者たりし者及此等の團體の顧問若は參與（此等と同種及同等の權限を有する類似の職を含む以下同じ）又は構成員たりし者にして昭和二十二年勅令第一號に謂ふ覺書該當者たるものが其の目的若は行爲が第一條第一項各號の一に該當する新なる團體を結成し又は其の結成を援助したるときは前條に規定する刑の二倍を超えざる刑に處す

・前項に掲ぐる者が同項に掲ぐる新なる團體の主要役員、顧問若は參與、構成員又は有力なる財政的援助者と爲りたるときは其の者は之を同項に掲ぐる新なる團體を結成し又は其の結成を援助したるものと推定す

22

第七條の二 第五條の三の規定に該當する者第五條の五の規定に違反し辭職の手續を執らず又は其の該當の事實を秘して公職に就きたる時は其の者を十年以下の懲役又は禁錮に處す但し情狀に依り七萬五千圓以下の罰金に處することを得

第八條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の從業者其の法人又は人の業務に關し第六條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し同様の罰金刑を科す

附 則

本令は昭和二十一年一月四日より之を適用す但し第六條乃至第八條の規定並に附則第二項及第三項の規定は公布の日より之を適用す

第五條第一項の規定に該當する團體にして本令公布の日に於て現に存するものの主幹者は本令公布の日より二十日以内に同條第二項の規定に準じ届出を爲すべし

第七條の規定は前項の場合に之を準用す

附 則（昭和二十一年六月十二日勅令第三百十二號）

この勅令は、公布の日から、これを施行する

昭和二十一年勅令第一號第五條第一項の規定に該當する團體で、この勅令施行の際現に存するものの主幹者は、この勅令施行の日から二十日以内に同條第二項第六號の改正規定に準じて届出をしなければならぬ。

23

昭和二十一年勅令第一號第七條の規定は、前項の場合に之を準用する。

昭和二十一年勅令第一號第三條、第五條の二及び第七條第二項の規定は大政翼賛會、翼賛政治會及び大日本政治會並びに、これらの團體の關係團體の資産に關して、これを準用する。

附 則（昭和二十一年十一月二十六日勅令第五百七十號）

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二十二年三月十五日勅令第八十四號）

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第一號第五條第一項の規定に該當する團體で、この勅令施行の際現に存するものの

主幹者は、この勅令施行の日から三日以内に、同條第三項の規定に準じて、届出をしなければならない。

附 則 (昭和二十二年十二月十七日法律第九十三號)

第十七條 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十二年十二月二十六日法律第二百三十九號)

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十二年十二月三十日政令第三百二十八號)

政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第百一號第四條第一號(イ)の規定に依る指定は同令施行後解散した團體についても行われ得るものとする。

國會議員たる構成員を有する政黨の幹事長その他これに準ずる主幹者は、昭和二十二年中における當該政黨に對する有力な財政的援助者(昭和二十一年內務省令第十號第八條に規定する有力な財政的援助者と同範圍とする)の住所及び氏名並びにその援助の金額を、昭和二十三年一月十五日までに、當該政黨の主たる事務所の所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、これを十年以下の懲役又は禁錮に處する。但し、情狀により七萬五千圓以下の罰金に處することができる。

附 則 (昭和二十三年四月十七日政令第八十七號)

この政令は、昭和二十三年五月十一日から、これを施行する。

三 昭和二十一年勅令第百一號、第二條による

解散團體一覽表(ABC順)

昭和二十三年六月十日現在

A	愛郷塾	大日本經國連盟
愛國勤勞黨	大日本勸皇同志會	
愛國社	大日本勸皇會	
愛郷會	大日本興亞同盟	
アシア青年社	大日本皇道會	
亞細亞大陸協會	大日本生産黨	
青森縣勸皇青年同盟	大日本赤誠會（大日本青年黨を含む）	
淺草更生寮	大日本神兵隊（神兵隊）	
C	中和勸皇まことむすび	大日本猶興會
D	大亞細亞協會	大東亞建設國民運動研究會
大亞拓士義塾	大東亞建設協會	
大 道 塾	大東亞協會	
大日本護國軍	大東亞青年同盟	
大日本一新會	大東亞青年隊	
大 東 塾	大 統 社	

男 建 會
 獨 立 青 年 社
 同 仁 會
 F 福 島 ひ ろ ぎ 塾
 G 原 理 日 本 社
 言 論 報 國 會
 玄 洋 社
 H 北 海 道 國 民 道 場
 I 一 縣 勤 皇 運 動
 維 新 公 論 社
 一 心 塾
 J 事 變 處 理 研 究 會
 直 心 道 場
 時 局 協 議 會
 神 武 會
 K 香 川 勤 皇 ま こ と む す び
 借 行 社 (支 部 を 含 む)
 海 仁 會 (支 部 を 含 む)
 鶴 鳴 莊
 革 新 青 年 黨
 神 風 特 攻 後 續 隊

惟 神 連 盟
 建 國 會
 顯 眞 塾
 血 盟 團
 金 篤 學 院
 勤 皇 護 國 會
 勤 皇 維 新 同 盟
 勤 皇 ま こ と む す び
 勤 皇 ま こ と む す び 茨 城 地 方 事 務 局
 勤 皇 ま こ と む す び 京 都 地 方 事 務 局
 勤 皇 ま こ と む す び 岡 山 地 方 事 務 局
 勤 皇 ま こ と む す び 大 阪 地 方 事 務 局
 勤 皇 ま こ と む す び 津 島 道 場
 興 亞 滅 共 連 盟
 興 亞 運 動 同 志 會
 皇 道 維 新 塾
 皇 道 翼 贊 青 年 連 盟
 皇 國 同 志 會
 皇 道 運 動 同 盟
 國 柱 國
 國 民 生 活 研 究 所

黑 龍 會
 國 際 反 共 連 盟
 國 際 政 經 學 會
 國 策 社
 國 粹 同 盟
 國 粹 大 衆 黨
 國 體 擁 護 連 合 會
 小 松 勤 皇 ま こ と む す び
 皇 民 實 踐 協 議 會
 興 南 青 年 塾
 倉 敷 市 勤 皇 ま こ と む す び
 M 明 倫 會
 明 倫 會 連 合 會
 御 楯 塾
 水 戸 ひ ろ ぎ 塾
 瑞 穂 俱 樂 部
 N 長 崎 創 生 會
 南 鵬 會
 日 本 フ ァ ッ シ ズ ム 連 盟
 日 本 鯉 登 同 志 會
 日 本 思 想 研 究 會

O 岡 山 市 勤 皇 ま こ と む す び
 日 本 す め ら 黨 (日 本 皇 道 黨)
 大 直 會
 S 佐 賀 縣 維 新 同 志 會
 正 教 社
 聖 明 塾
 青 年 亞 細 亞 同 盟
 聖 戰 完 勝 會
 聖 戰 貫 徹 同 盟
 聖 戰 明 徹 國 民 運 動 總 本 部
 世 界 皇 化 會
 信 濃 ひ ろ ぎ 塾
 新 銳 大 衆 黨
 神 農 塾
 振 東 塾
 士 林 莊
 至 心 寮
 紫 山 塾
 尊 攘 同 志 會
 水 交 社
 戰 災 者 更 生 會

T 大 亞 義 盟
大 化 會
大 行 社
對 支 同 志 會
立 山 塾
鐵 血 社
天 柱 塾
天 關 打 開 期 成 會
天 行 會
天 照 義 團
東 亞 協 會
東 亞 連 盟
東 亞 新 秩 序 研 究 會
東 亞 思 想 戰 研 究 所
東 方 同 志 會
東 方 會 (振東社を含む)
東 光 會

東京創生會
東南亞細民族解放同盟
東 天 塾
統 天 塾
東 天 會
富山青年有志會
津山勤皇まことむすび
和氣勤皇まことむすび
大和俱樂部
やまとむすび (大日本黨を含む)
八東勤皇まことむすび
米澤ひもろぎ塾
雄 姿 塾
猶 存 社
Z 全日本國民特攻隊總本部
全日本青年俱樂部

四 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令

改正
勅令第一號 昭和二十二年一月四日
昭和二十一年三月二十二日勅令第七號
昭和二十二年七月二日政令第一九號
昭和二十二年十一月七日政令第二三七號

第一條 昭和二十一年一月四日附連合國最高司令官覺書公務從事に適しない者の公職からの除去に關する件 (同覺書の解釋として同日後補足された同覺書の適用の範圍及びその基準を含む、以下覺書という) に基く公職に關する就職禁止、退職等については、この勅令の定めるところによる

第二條 この勅令において公職とは、國會の議員、官廳の職員、地方公共團體の職員及び議會の議員並びに特定の會社、協會報道機關その他の團體の特定の職員の職等をいい、これを主要公職と普通公職に分ける

主要公職及び普通公職は、内閣總理大臣がこれを指定する

第三條 覺書に掲げる條項に該當する者が現に公職に在るときは、主要公職に在る在る者は、これを退職させるものとし、又、普通公職に在る者はこれを退職させることがあるものとする

覺書に掲げる條項に該當する者としての指定を受けた者 (以下覺書該當者という) で公職に在るものが覺書該當者としての指定又は公職の指定があつた日から二十日以内にその職を去らない場合において

は、他の法令にかかわらず、その者は二十一日目において、その職を失う、但し、内閣総理大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、三十日目まで、その者をその職に留まらせることができる

覺書該當者は、主要公職たると普通公職たるとを問わず、あらたにすべての公職に就くことができない

覺書該當者について余人を以て代えることが困難な事情があるときは、前三項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、期限を限つて、その者を主要公職又普通公職に留め又は就かせることができる

覺書該當者で前項の規定により公職に留まり又は就くことを認められたものは、その公職に在る間は、その公職に關する限り、これを覺書該當者でないものとみなす

第四條 覺書該當者としての指定は、公職に在る者又は公職に就こうとする者については、内閣総理大臣の定める公職の區分に従い、内閣総理大臣又は都道府県知事が公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、これを行う

内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する者で覺書に掲げる條項に該當することが明らかであると認められるものについては、内閣総理大臣の定めるところにより、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて覺書該當者としての指定を行うことができる

第五條 公私の恩給、年金その他の手當又は利益を現に受ける者又は受ける資格のある者が、覺書該當者として退職し又はその職を失つたときは、その者はその覺書該當者としての指定を受けた時からその權利又は資格を失う、内閣総理大臣は前項に規定する者について、特殊の事情があると認めた場合においては、その定めるところにより、前項の規定の適用を免除することができる

第六條 覺書該當者は、公選による公職については、その候補者となることができない

公選による公職の候補者について、第四條の指定があつたときは、その者は、當該候補者たることを辭したものとなす

第七條 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第四條の指定に關して、内閣総理大臣の定めるところにより、調査表を徴しなければならない

前項の規定により徴した調査表は、直ちにこれを關係公職適否審査委員會に送附しなければならない、内閣総理大臣又は都道府県知事は、關係公職適否審査委員會の要求に應じ、關係者をして委員會に對して資料を提出させ又は事實を説明させることができる

第七條の二 内閣総理大臣又は都道府県知事は、内閣総理大臣の定めるところにより、明確な證據により覺書に掲げる條項に該當するものと認める者については、前條第一項の調査表を徴しないで、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書に掲げる條項に該當する者としての假の指定（以下假指定という）を行うことができる

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、明確な證據となるべき事實を記載した書類を關係公職適否審査委員會に送付しなければならない

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第一項の假指定に關して必要があると認めるときは、關係者をして資料を提出させ、又は事實を説明させることができる

第七條の三 前條第一項の規定による假指定を受けた者は、その假指定に係る證據に誤があると認めるときは、假指定があつた日から三十日以内に、第七條第一項の調査表を添え、假指定をした内閣總理大臣又は都道府縣知事に對して異議申立書を提出することができる

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項の規定により異議の申立があつたときは、關係書類を直ちに關係公職適否審査委員會に送付しなければならない

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、關係公職適否審査會の審査の結果に基いて、覺書該當者としての指定又は覺書に掲げる條項に該當しない旨の確認をしなければならない

前條第一項の規定により假指定を受けた者は、第一項の規定による異議の申立をしない場合においては、假指定のあつた日から三十一日目において、第四條の指定を受けたものとみなす

第八條 公選による公職の候補者について届出を必要とする場合においては、その届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙長その他これに準ずる者に對し、候補者となるべき者が覺書該當者でないことを證明する確認書の寫を、併せて提出しなければならない

前項の規定する確認書は、内閣總理大臣の定めるところにより、本人の調査表に關する公職適否審査委員會の審査に基いて、内閣總理大臣又は都道府縣知事がこれを交付する

第九條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書該當者としての指定をし又は確認書を交付したときは、直ちにこれを公表しなければならない

第十條 覺書該當者の三親等内の親族及び配偶者は、覺書該當者の指定があつた日から十年間は、覺書該當者が覺書該當者として退職した公職（公職に在つた者が退職後、又、主要公職に就こうとした者が就職前、當該公職について覺書該當者としての指定を受けたときは、それぞれその職）に就くことができない、又、その覺書該當者の支配力を行つてはならない

前項の規定は、公選による公職については、これを適用しない

第十一條 公職に在る者は、その職務の執行又は政治上の活動に關し、覺書該當者の指示若しくは勸奨を受けその他覺書該當者と意思を通じ、又は覺書該當者から利益を受け、覺書該當者に代つてその支配の繼續を實現するような行爲をしてはならない

公職に在る者が前項の規定の違反事件に關し起訴されたときは、他の法令にかかわらず、その者は、その事件が裁判所にかかつてゐる間、その職務の執行をすることができない、この場合において、法令に休職又は停職の定めのある職にある者は、起訴と同時に休職又は停職を命ぜられたものとみなす

第十二條 覺書該當者は、公職に在る者に對し、その職務の執行又は政治上の活動に關し、指示若しくは

勸奨をしその他公職に在る者と意思を通じ、又はこれに利益を供與し、公職に在る者をして覺書該當者に代つてその支配の繼續を實現するような行爲をさせてはならない

第十三條 公職を退いた覺書該當者は、その退職當時の勤務先たる官公署若しくは會社その他の團體の職務の場所又はこれと同一の建物内に在る場所で當該官公署若しくは團體の管理に屬する場所に入出し、又は自己の住居若しくは事務所を設けてはならない、但し、日常の生活のため必要がある場合その他正當の事由がある場合において出入するのは、この限りでない

第十四條 覺書該當者で公職以外の新聞社、雜誌社その他の出版社、放送機關、映畫製作會社、演劇興行會社その他すべての報道機關の役職員の職に在るものは、遲滞なくその職を退かなければならない

覺書該當者は、あらたに前項に掲げる職に就いてはならない

第十五條 覺書該當者は、公選による公職の候補者の推薦届出（候補者の届出又は推薦届出に關する連署を含む）又は選舉運動その他の政治上の活動をしてはならない

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、覺書に掲げる條項に該當することが明らかであると認められる者が、政治上の活動をしている場合においては、その政治上の活動の停止を命じ、内閣總理大臣の定めるところにより、直ちにその者から第七條第一項の調査表を徴し、これを公職適否審査委員會に送付しなければならぬ

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、公職適否審査委員會の審査の結果に基い

て、覺書該當者としての指定又は覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認をしなければならぬ

第二項の規定により政治上の活動の停止を命ぜられた者は、前項の規定により覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を受けるまでは、政治上の活動をしてはならない

第十六條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千圓以下の罰金に處する

一 第七條第一項の調査表の重要な事項について虚偽の記載をし又は事實をかくした記載をした者

二 第七條第一項の調査表を徴せられてこれを提出しない者

三 第七條第三項又は第七條の二第三項の規定により資料の提出又は事實の説明を求められ、これに應じないか、又は重要な事項について虚偽の資料若しくは事實をかくした資料の提出又は虚偽の説明若しくは事實をかくした説明をした者

四 第八條第一項乃至第三項の規定により確認書の寫を提出する場合において、不正の行爲があつた者

五 覺書に基いて報告書を連合國最高司令官に提出する場合において、その報告書に虚偽の記載をし、又は事實をかくした記載をした者

六 第十一條第一項又は第十二條乃至第十四條の規定に違反した者

七 第十五條第一項又は第四項の規定に違反した者

前項の規定により刑罰に處せられた者で覺書該當者以外のものは、他の法令による外、その現に占め

前項の者は、公選による公職の候補者となることができない、現にその候補者たる者は、候補者たることを辞したものともみなす

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する

第五條の規定は、昭和二十一年一月四日以後この勅令施行前従前の第一條に規定する官職又は従前の第四條に規定する職で改正規定による公職に相當するものを退官又は退職した者が、退官又は退職後當該官職又は職について覺書該當者としての指定を受けた場合にこれを準用する

この勅令施行後公職を退職した者が、退職後その退職した公職について覺書該當者としての指定を受けるときは、第五條の規定の適用については、その者は、覺書該當者として退職したものとみなす

この勅令施行前に、貴族院多額納税者議員互選規則第三十九條第一項の規定による勅令のあつた選舉については、第八條の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による

第八條第三項及び第四項の規定は、昭和二十一年勅令第五百五十六號（農地調整法施行令の一部を改正する勅令）附則第二項の規定により行われる市町村農地委員會（これに準ずるものを含む）の委員の選舉及び都道府縣農地委員會の委員の互選については、これを適用しない

五 昭和二十二年勅令第一號施行に關する件

改正

昭和二年十一月二十五日	昭和二年十一月十七日	昭和二年九月十四日	昭和二年八月二日	昭和二年七月三十一日	昭和二年六月三十日	昭和二年五月三十一日	昭和二年四月十一日	昭和二年三月二十七日	昭和二年三月十一日	昭和二年三月三日	昭和二年四月四日
總理廳令內務省令第一號	總理廳令內務省令第一〇號	總理廳令內務省令第九號	總理廳令內務省令第八號	總理廳令內務省令第七號	總理廳令內務省令第六號	總理廳令內務省令第四號	總理廳令內務省令第三號	閣令內務省令第四號	閣令內務省令第三號	閣令內務省令第一號	閣令內務省令第一號

37

第一條 昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就業禁止、退職等に關する勅令以下令という）第四條の規定により、覺書該當者として指定をすべき基準は別表第一の通りとする

第二條 令第二條第二項の規定により主要公職及び普通公職を別表第二の通り指定する、但し、役職名の明記してない職については公職の指定は、當該地方公共團體、會社、協會、報道機關その他の團體に對する通知でこれを行う

36

第三條 令第三條第四項の規定により覺書該當者を主要公職又は普通公職に留め又は就かせることのできるものは覺書第八項又は第九項但書に該當する場合に限る

第四條 令第四條の規定により内閣總理大臣又は都道府縣知事が覺書該當者としての指定をすべき公職の区分は別表第三の通りとする

令第七條の二第一項の規定により都道府縣知事が假指定をすべき者の範圍は、別表第四の通りとする
第五條 令第四條の規定による指定又は令第七條の二第一項の假指定は本人に對する通知でこれを行う、但し、住所を知ることができない者及び昭和二十一年内務省令第三十號（正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査に關する省令）第一條の規定による正規陸海軍將校又は陸軍特別志願豫備將校であつた旨の申告をした者については、令第七條の二第一項の假指定は、官報に掲載して、これを行う

内閣總理大臣又は都道府縣知事が前項の指定の通知をする場合においては、公選による公職の候補者に關するものについては關係選舉管理委員會その他これに準ずる者に對して併せてその旨を通知する

第六條 公私の恩給、年金その他の手當若しくは利益を受ける權利又は資格のある者で令第五條第一項の規定の適用を受けるものについては、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第一項に規定する通知をする場合において、これらの給與をする者に對して、併せて、その旨を通知しなければならない

令第五條第二項の規定により同條第一項の規定の適用の免除をする場合においては内閣總理大臣は本

人及び前項の給與をする者に對しその旨を通知しなければならない

第七條 令第七條第一項の調査表は別記様式（一）により、内閣總理大臣にあつては三通これを徴しなればならない、都道府縣知事は、必要があると認めるものについては調査表を更に三通徴することができる

令第七條の三第一項の規定により異議申立書に添えて提出すべき調査表は、これを三通とする

前項の調査表は、確認書を有するものについては、その寫一通を以てこれに代えることができる、但し別表第三により内閣總理大臣が指定すべき公職に關しては、都道府縣知事が交付した確認書を以つてこれに代えることができない

第八條 公選による公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、別表第三により内閣總理大臣が指定すべき公職の候補者に關しては内閣總理大臣に對して、同表により都道府縣知事が指定をすべき候補者に關しては内閣總理大臣に對して、同表により都道府縣知事が指定をすべき公職の候補者に關しては關係都道府縣知事に對してその指定する期日までに候補者たるべき者が覺書に掲げる條項に該當するものでない旨の確認を求めなければならない

前項の確認を求めようとする者は、別記様式（二）により、内閣總理大臣に對して、確認を求める場合においては、調査表四通を添えその者の住居地を管轄する都道府縣知事を経て内閣總理大臣に、都道府縣知事に對して確認を求める場合においては、調査表二通を添え、候補者の届出又は推薦届出に係る

都道府縣を管轄する都道府縣知事に、その旨を申請しなければならない

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに公職適否審査委員會の審査に附さなければならない

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第二項の調査表を受理する場合において、必要があると認める候補者については、必要な数の調査表を更に徴することができる

第九條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による申請があつた場合においてその申請に係る者が覺書該當者でないことを確認したときは、その者に對して別記様式（二）の確認書を交付する

第七條第一項の規定により調査表を提出して、覺書該當者でないことを確認された者は、内閣總理大臣又は都道府縣知事に對して確認書の交付を申請することができる

第一項又は第二項の確認書は、前二條の規定による調査表に虚偽の記載があり又は事實をかくした記載があるときは、その効力がないものとする、調査表に記載されていない事由により確認書を有する者が覺書に該當する者と認められるに至つたときも、また同様とする

前二項の規定により都道府縣知事が交付した確認書は、別表第三により、内閣總理大臣が指定すべき公職及びその候補者に關してはその効力がないものとする

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する、但し、別表第一第四號1の改正規定中東京市、京都市

大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋（以下附則中六都市という）の支部の支部長、事務局長及び事務局各部長、六都市協力會議議長、都市（六都市を除く、以下附則中同じ）區支部の支部長及び事務長、郡市區協力會議議長、町村支部の支部長並びに町村協力會議議長に關する部分、同號2のイの改正規定中六都市の支部團長、副團長、總務、本部長及び各部長並びに郡市區町村支部の團長に關する部分、並びに同號4の改正規定中都道府縣支部の支部長に關する部分は、この命令施行の際従前の昭和二十一年勅令第九號第一條に規定する官職又は同令第四條に規定する職（市長を除く）に在る者で従前の規定により覺書該當者でない者としてその職に就き又はその職に留まることを認められたものについては、従前の第一條に規定する官職に在る者にあつては、昭和二十二年五月三日までの現に在る職に在る間、従前の第四條に規定する職（市長を除く）に在る者にあつては、その職に在る間は、これを適用しない

別表第一

覺書該當者としての指定をすべき基準は、次の通りとする

一 戦争犯罪人

戦争犯罪人容疑者として逮捕された者但し、釋放又は、無罪放免された者を除く

二 職業陸海軍職員——陸海軍省の特別警察職員及び官吏

時期の如何を問はず左の地位の何れかを占めたことのあるすべての者

- 1 元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戦争指導會議の一員
- 2 正規陸軍將校

陸軍補充令（陸軍補充條例その他これに相當する舊法令を含む）の正規の任用規定により現役將校（従前の將校相當官を含む）に任用され將校任用の當初から陸軍武官服役令（陸軍軍人服役令、陸軍服役條例その他これに相當する舊法令を含む）による現役に服した者

- 3 陸軍特別志願豫備將校

幹部候補生、操縦候補生等から豫備將校となつた者で昭和十四年勅令第七百三十一號により志願に基づいて現役に服した者

- 4 正規海軍將校

海軍武官任用令（海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條令、その他これに相當する舊法令を含む）の正規任用規定（昭和十年勅令第四百四十六號及び舊昭和十七年勅令第五百號を含む）により現役士官又は現役特務士官に任用され士官又は特務士官任用の當初から海軍武官服役令（海軍特務士官服役令、海軍高等武官准士官服役令その他これに相當する舊法令を含む）による現役に服した者

- 5 海軍特別志願豫備將校

（イ） 召集中の豫備員で海軍豫備員よりする海軍武官任用等特令（舊昭和九年勅令第七十三號を含む）により志願に基づいて現役士官に任用された者

（ロ） 召集中の豫備役の士官及び特務士官で海軍武官服役臨時特例第二條の規定により志願に基づいて現役に服した者

- 6 憲兵隊、特務機關、海軍特務部又はその他の特別若しくは秘密諜報機關又は陸海軍警察機關において又はこれと共に勤務する武官、兵又は軍屬、

- 7 陸軍省（但し、昭和二十年九月二日以後に任命された者を除く）大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上のすべての文官又は通常勅任官以上の者により占められる地位にあるすべての文官

- 8 海軍省（但し、昭和二十年九月二日以後に任命された者を除く）大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上のすべての文官又は通常勅任官以上の者により占められる地位に在るすべての文官

三 極端な國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密、愛國團體の有力分子

左に掲げる團體の本部又は都道府縣郡（支廳長の管轄區域を含む、以下同じ）市區町村支部の何れかに對し、時期の如何を問はず左の關係のあつた者

- 1 創立者、役員又は理事であつた者
- 2 要職を占めた者
- 3 一切の刊行物又は機關誌紙の編集者

4 自發的に多額の寄附(寄附した金額又は財産の價額が絶對的に多額であるか又は本人の財産に比して多額なもの)をした者

(東京都) 愛國社、アジア青年社、亞細亞大陸協會、大亞細亞協會、大直會、大日本言論報國會、大日本一新會、大日本經國聯盟、大日本勸皇同志會、大日本勸皇會、大日本皇道會、大日本生產黨、大日本赤誠會(大日本青年黨を含む)、大東亞建設國民運動研究會、大東亞建設協會、大東亞協會、大東亞青年聯盟、大東亞青年隊、大東亞、同仁會、玄洋社、維新公論社、事變處理研究會、直心道場、時局協議會、海仁會、偕行社、惟神聯盟、鶴鳴社、建國會、金鷄學院、勸皇護國會、勸皇維新同盟、勸皇まことむすび、興亞滅共聯盟、興亞運動同志會、皇道翼賛青年聯盟、黑龍會、國際反共聯盟、國際政經學會、國策社、國粹同盟、國粹大衆黨、國體擁護聯合會、皇民實踐協議會、明倫會、明倫會聯合會、御橋塾、瑞穂俱樂部、南嶋會、日本思想研究會、政教社、青年亞細亞同盟、聖戰完勝會、聖戰明徵國民運動總本部、世界皇化會、神風特攻後援隊、振東塾、尊攘同志會、水交社、皇國同志會、皇國運動同盟、大化會、對支同志會、天關打開期成會、天行會、東亞協會、東亞聯盟(東亞聯盟同志會及び東亞聯盟協會を含む)、東亞思想戰研究會、東亞新秩序研究會、東方同志會、東方會(極東社を含む)、東京創生會、東南亞細亞民族解放同盟、やまとむすび(大日本黨を含む)、大和俱樂部、全日本青年俱樂部、全日本國民特攻隊總本部

(北海道) 北海道國民道場 (京都府) 大道塾、一心塾、勸皇まことむすび京都府地方事務局、至心寮 (大阪府) 大日本猶興會、革新青年黨、勸皇まことむすび大阪府地方事務局、國柱團、天柱塾 (長崎縣) 長崎創生會 (新潟縣) 神農塾 (茨城縣) 愛郷塾、愛郷會、一縣勸皇運動、勸皇まことむすび茨城地方事務局、水戸ひろぎ塾、紫山塾、東天會 (愛知縣) 勸皇まことむすび津島道場 (長野縣) 信濃ひろぎ塾 (福島縣) 皇道維新塾、福島ひろぎ會 (青森縣) 東天塾、青森縣勸皇青年同盟、振東塾 (山形縣) 小松勸皇まことむすび、東光會、米澤ひろぎ塾 (富山縣) 顯眞塾、聖正塾、立塾山、富山青年有志會、雄志會 (岡山縣) 勸皇まことむすび岡山地方事務局、中和勸皇まことむすび、倉敷市勸皇まことむすび、岡山市勸皇まことむすび、津山勸皇まことむすび、八束勸皇まことむすび (岐阜縣) 國民生活研究所 (和歌山縣) 日本すめら(日本皇道黨)、男健會 (香川縣) 香川勸皇まことむすび (福

(同縣) 大亞拓士義塾、興南青年塾 (佐賀縣) 佐賀縣維新同志會 (熊本縣) 日本經登同志會

四 大政翼賛會、翼賛政治會及び大日本政治會の活動における有力分子

時期の如何を問はず左の地位に在つた者

1 大政翼賛會、新體制準備委員、總裁、副總裁、常任顧問、顧問、常任總務、總務、中央協力會議議長、中央本部事務局總長、中央本部事務局各局長及び中央訓練所長、中央本部事務局及び中央訓練所の各部長及び有力な副部長、興亞總本部の統理及び本部長、興亞總本部の各局長、興亞總本部の各部長及び有力な副部長、都道府縣支部の支部長、事務局長及び事務局各部長、都道府縣協力會議議長、東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市(以下別表第一中六大都市という)の支部の支部長、事務局長及び事務局各部長、六大市協力會議議長、郡市(六大市を除く、以下別表第一中同じ)區支部の支部長及び事務長、郡市區協力會議議長、町村支部の支部長、町村協力會議議長

2 大政翼賛會關係團體

(イ) 大日本翼賛壯年團、團長、副團長、顧問、總務、理事、幹事、本部長、都道府縣支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長、六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長、郡市區町村支部の團長

(ロ) 大日本興亞同盟、總裁、統理、副總裁、常任顧問、理事長、副理事長、常務理事、理事、事務總長、事務次長、事務局各局長、地方支部長

(ハ) 其の他の關係團體、次の團體の中央本部に於ける總裁、副總裁、會長、副會長、副理事長及び有力な活動をした理事又は顧問、大日本産業報國會、農業報國聯盟、商業報國會、日本海運報國團、大日本青少年團、大日本婦人會、大日本勞務報國會、國防機械化協會

3 翼賛政治會、翼賛政治結集準備會委員、總裁、顧問、常任總務、總務、政務調査會長、代議士會長、事務局長、會計監督、事務局各部長

4 大日本政治會、創立の樞機に参加した者、總裁、顧問、總務、監事長。政務調査會長、總務會長、代議士會長、會計監督、各部長、都道府縣支部の支部長

5 翼賛政治體制確立協議會(地方支部を含む)構成員

6 前記1乃至5に掲げる團體の刊行物又は機關誌紙の編集者であつた者

備考 前記1乃至5の列記は團體の規約、職制等の改廢により團體又は役員の名稱に異動があつた場合においては各々これに相當するものを含むものとする

五 日本の膨脹に關係した金融機關及び開發機關の役員

1 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、左の銀行又は會社等の取締役會長、總裁、社長、副總裁、副社長、取締役、理事、顧問、相談役、若しくは監査役、監事であつた者又は昭和十二年七月七日以後植民地若しくは日本軍占領地域内に在るその統轄支店若しくはこれに準ずる支店の支配人であつた者

朝鮮銀行、朝鮮金融組合聯合會、朝鮮信託株式會社、朝鮮殖産銀行、中國聯合準備銀行、中央儲備銀行、獨逸東亞銀行、外資金庫、華南銀行、樺太開發株式會社、北支那開發株式會社、滿洲中央銀行、滿洲重工業株式會社、滿洲興業銀行、滿洲拓殖公社(滿洲拓殖株式會社を含む)、滿洲投資證券株式會社、南滿洲鐵道株式會社、蒙疆銀行、中支那振興株式會社、南方開發金庫、南洋興發株式會社、南洋拓殖株式會社、戰時金融金庫、資金統合銀行、泰國銀行、泰國國立銀行局、臺灣銀行、臺灣拓殖株式會社、東洋拓殖株式會社、橫濱正金銀行

その他すべての銀行、開發會社その他の機關でその主要目的が植民地若しくは日本軍占領地域内における植民及び開發に對する金融又は植民地若しくは日本軍占領地域内の財源の動員若しくは支配による軍需生産に對する金融にあつたもの

2 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において日本軍占領地域内に在る日本銀行の支店又は代理店の支配人又は代表者であつた者

六 占領他の行政長官等

左の地位に在つたもの

1 朝鮮 昭和十二年七月七日以後の朝鮮總督、朝鮮總督府政務總監並びに朝鮮總督府中樞院の議長、副議長、顧問及び參議

2 臺灣 昭和十二年七月七日以後の臺灣總督及び臺灣總督府總務長官

- 3 關東州 昭和六年九月十八日以後の關東長官滿洲國駐劄特命全權大使及び關東局總長
- 4 南洋廳 昭和十二年七月七日以後の南洋廳長官
- 5 蘭領印度 軍政監、海軍擔當軍政地區の民政府總監及び陸軍擔當軍政地區の陸軍司政長官の最上位に在つた者

6 マライ 軍政監、陸軍軍政最高顧問及びシンガポール市長

7 佛領印度支那 昭和十六年十二月八日以後の佛印特派特命全權大使、佛印總督府總務長官事務取扱及び印度支那銀行支配人

8 ビルマ ビルマ軍政最高顧問、ビルマ政府最高顧問、勅任官又はこれに相當すべき地位に在つた者で主任級ビルマ政府顧問であつた者及びビルマ國駐劄特命全權大使

9 支那 南京政府最高顧問、勅任官又はこれに相當すべき地位に在つた者で、主任級南京政府顧問であつた者及び南京政府成立後の中華民國駐劄特命全權大使

10 滿洲國 總務廳長官、總務廳次長及び協和會中央機關役員

11 その他 蒙古聯合自治政府最高顧問及び同政務顧問フィリピン軍政最高顧問及びフィリピン國駐劄特命全權大使、光機關長、タイ國駐劄特命全權大使

七 その他の軍國主義者及び極端な國家主義者

(一) 軍國主義的政權反對者を攻撃し又はその逮捕に寄與したすべての者

(二) 軍國主義的政權反對者に對する暴行をそそのかし又は敢行したすべての者

(三) 日本の侵略計畫に關し政府において活潑且つ重要な役割を演じ又は言論著作若しくは行動により好戰的國家主義及び侵略の活潑な主唱者たることを明かにしたすべての者

備考 この號に該當する者としての指定は、個人的審査に俟たなければならないが、その審査の基準は概ね次の通りとする

一 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、左に掲げる官職に在つた者

1 國務大臣、2 内大臣、3 樞密院議長、4 内閣書記官長、5 法制局長官、6 情報局總裁、7 企畫院總裁、8 興亞院總裁及び同副總裁、9 對滿事務局總裁(昭和十二年七月以前に任命された者を含む)、10 檢事總長、11 獨逸國及び伊太利國駐劄特命全權大使

二 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる地位に在つて別表第一第七號(備考を除く以下G項という)に該當すべき明瞭な事實があつた者

1 官廳關係

(一) 内閣參議、(二) 内閣顧問、(三) 樞密院副議長、(四) 情報局……次長及び各部長、(五) 企畫院……次長及び各部長、(六) 興亞院……總務次官、各部長及び各連絡部長官、(七) 對滿事務局……次長、(八) 各省……次官、政務次官、參與官、總局長官及び各局長、(九) 各地方總監、警視總監及び各地方軍需監理部長官

2 その他

(一) 日本銀行總裁及び同副總裁

(二) 左に掲げる銀行、會社、營團その他の法人の日本軍占領地域内における支店又は代理店の支配人又は代表者、但し第六項に掲げる者を除く

1 別表第一第五號に該當する銀行以外の特殊銀行、2 内地に本店がある普通銀行、信託會社、貯蓄銀行、保險會社その他の金融機關、3 特殊會社、4 營團、5 統制會、6 統制會社、7 政府、特殊銀行又は特殊會社が最大の出資者たる會社

(三) 印度支那銀行又は日佛銀行の顧問、代表者又は執行職員

(四) 日本軍占領地域内に於ける各國政府の顧問(地方機關の顧問を含む)の地位に在つた者で別表第一第五號に該當する以外のもの

註 「G項に該當する明瞭な事實」とは、例えば

1 三國同盟、日華基本條約、日泰同盟條約等の諸條約の締結又は佛印進駐、日米開戦等に重要な役割を演じた事實、2 軍國主義反對者の彈壓に重要な役割を演じた事實、3 日本軍占領地域内における各國に對する經濟協定、借款供與に重要な役割を演じた事實、4 日本の軍事的活動に關して資金の融通又は物資生産上重要な役割を演じた事實等

をいうものとする

三 思想檢察又は保護觀察、豫防拘禁若しくは行刑に關係のある官吏の經歷を有する者で、在職中重大事

件の檢舉において演じた役割、人權蹂躪の事實、在職年限、在職當時の地位等に照してG項に該當すべきもの

きもの

註 第三號及第四號の詳細な解釋は次の通りとする

1 特高警察又は思想檢察に従事した間において左に掲げる重要思想刑事事件の處理に當つて重要な役割を演じた者

重要思想刑事事件表

- (1) 勞農グループ事件(昭和十二年一月)
- (2) 日本無産黨事件(昭和十二年十二月)
- (3) 日本勞評事件(昭和十二年十二月)
- (4) 教授グループ事件(昭和十三年二月)
- (5) 日本共產主義者團事件(昭和十三年)
- (6) 國際共產黨事件(昭和十六年十月)
- (7) 燈臺社事件(昭和十六年六月)
- (8) 日本聖公會事件(昭和十七年六月)
- (9) きよめ教會事件(昭和十七年六月)
- (10) 東洋宣教會きよめ教會事件(昭和十七年六月)
- (11) 第七日基督再臨團事件(昭和十八年十月)(第七日アドベンチスト教會事件)
- (12) その他同種の事件

2 司法部又は警察に勤務した間において何人に對してであらうと、殘酷又は虐待の行爲をしたことのある者

3 特高警察

八年間以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて特高警察に従事した者で、その期間中において警部以上

の職を占めたことのあるもの

4 思想検査

八年間以上又は昭和十六年三月以降、四年間以上に亘つて思想検査に従事した者で、その期間中において検事以上の職を占めたことのあるもの

5 保護観察

八年間以上又は昭和十六年三月以降、四年間以上に亘つて保護観察所長又は輔導官として勤務したことのある者

6 豫防拘禁

昭和十六年五月以降四年間以上に亘つて豫防拘禁所長又は教導官として勤務したことのある者

五 官吏、貴衆兩院議員、文筆家、報道機關その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役職員、又は事業家であつた者で左に掲げるようなG項に該当すべき積極的な活動をしたもの

1 官吏(第一號乃至前號に該当する者を除く)

(一) 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる事項に關係のある戦時重要政策の中樞に参畫した者、但し特に短期在職の者を除く

(1) 戦争挑發、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした宣傳情報

(2) (1)と同様の目的を持った思想言論の誘導又は統制

註 (1)及び(2)の詳細な解釋は次の通りとする

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、思想、言論、報道の取締、検閲等を行つた者で、左に掲げる地位に在つたもの、但し反證のある者を除く

(1) 情報局 次長、部長、新聞、通信、雜誌、出版物、放送、映畫、演劇等の取締、検閲等を主管した有力課長

(2) 内務省 次官、警保局長、圖書課長、検閲課長

(3) 警視廳 警視總監、特高部長、検閲課長

(4) 文部省 次官、教學局長、教學局長、思想局長、圖書局長、教學局、思想局及び圖書局の有力部課長

(5) 逓信省 次官、電務局長、電務局無線課長

(6) 司法省 次官、刑事局長、思想課長

(7) 企畫院 次長、國家總動員法の立案に對し、思想、言論、報道關係を主管した有力職員

(3) 占領地各國に對する政治的指導又は經濟開發

(4) 重要な戦時總動員諸計畫又は戦時統制の諸計畫

(5) 第二號註に掲げる事項

(6) その他戦争指導計畫

(二) 職務の内外を問わず戦争挑發、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義軍國主義又は極端なる國家主義の鼓吹を目的とした顯著な言動があつたもの

2 貴衆兩院議員

議會の内外を問わず左の一に該当する顯著な言動があつた者

(1) 戦争挑発又は戦争指導

(2) 反戦思想抑壓

(3) 獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹

3 文筆家

學者、新聞記者、同論說委員、雜誌その他の刊行物の執筆者、評論家その他の文筆家で、著述、講義講演、論文又は新聞記事等言論その他の行動により左の各號の一に該當するもの

(1) 侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大東亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策又は滿洲事變、支那事變若しくは日米戦争に理念的基礎を與えた者

(2) 獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者

(3) 日本民族が他の民族の指導者であるとの優越感を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力した者

(4) 自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者を迫害又は排斥した者

(5) (1)乃至(4)の何れにも該當しないが軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者、又はそのやうな傾向迎合した者

4 新聞社、雜誌社、その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役職員

(1) 昭和十二年七月七日と昭和十六年十二月七日との間において、國の内外を問はず、3又は昭和二十一年勅令第一號第一條第一項各號の一に該當する活動を積極的にし、且つ廣汎な影響を及ぼした新聞社、雜誌社その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關その他書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を主宰した團體は、反證のない限り別表「G項該當言論報道團體」中、(イ)乃至(ニ)に掲げる會社又は團體とし、右の期間中において右の團體の左の地位に在つた者但し反證のある者を除く。

(イ) 新聞社及び通信社

會長、副會長、社長、副社長、事務取締役、常務取締役、事務理事、常務理事同時に社内その他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、編輯局長、主筆又は主幹、調查局長、編輯局次長(専任でない二名以上の次長が在つた場合には最上位の者)論說委員長又は論說主任その他名目のいかににかかわらず、これらの役職員と同等の權限を有し又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ロ) 書籍、又は雜誌出版社

會長、副會長、社長、副社長、事務取締役、常務取締役、事務理事、常務理事同時に社内その他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事編輯局長、編輯部長又は主幹、雜誌編輯長又は雜誌編輯責任者その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の權限を有し、又は社の方針決定に有

力な役割を演じた者

(ハ) 映畫製作會社及び演劇興行會社

會長、副會長、社長、副社長、專務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事同時に社内の他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、製作局長、藝能局長、撮影所長
その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ニ) 放送機關

總裁、副總裁、會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事、同時に機關内の他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、總務局長、業務局長、業務局次長(専任でない二名以上の次長が在つた場合には最上位の者)

その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は機關の方針決定に有力な役割を演じた者

(2) 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、國の内外を問わず、書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を統制した團體は、反證のない限り、別表中(ホ)に掲げる團體とし右の期間中において、右の團體の左の地位に在つた者但し反證のある者を除く

總裁、副總裁、會長、副會長、理事長、専務理事、常務理事、同時に團體内の他の重要な地位を兼ねた理事、二年以上原稿査定を主管した主要職員その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は團體の方針決定に有力な役割を演じた者

5 事業家

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、各種の企業に従事した者で左の各號の一に該當するもの

(1) 陸海軍から企業擔當者に指定され日本軍占領地域内において經濟開發その他の事業に従事した企業の代表者及び現地の事業責任者

(2) 陸海軍との緊密な連絡の下にG項に該當する積極的又は惡質の企業活動をした企業の代表者及び現地の事業責任者

六 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、左に掲げる會社で、別表第二第十一號に掲げるものの會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、常任監査役、活潑な活動をした顧問、相談役、全株式の一割以上の株式を所有した株主の地位に在つた者、その他これらの役員と實際上一同等の権限又は支配力を有した者(日本軍占領地域又は樞軸國及びその占領地域内に在る支店の支配人で、これらの役員と同等の権限又は支配力を有したものを含む)

(1) 航空機若しくは兵器の完成品、軍需品又はこれらの製造若しくは使用に缺くことのできない州

要材料の製造に當つた特に有力な會社

(2) 基礎的生産材料工業又は交通運輸業を營む會社で特に獨占的行動の顯著であつたもの

(3) 國家交易又は外國貿易において特に獨占的行動の顯著であつた會社

(4) 聯合國總司令部の指定により指定され又は今後指定される持株會社及びその持株會社と密接な關係にあつた有力會社

(5) 公稱資本金一億圓以上の會社

(6) その他特に獨占的な事業經營により活潑な活動をした會社及び民間金融機關

七 別表第一第三號に該當する團體以外の國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の代表者及び最高執行者

八 昭和十七年の衆議院議員總選舉において所謂推薦を受けた者

九 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左の地位に在つた者
帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長

十 昭和十七年三月二十二日と昭和二十年九月二日との間において大日本武德會(以下會という)の左に掲げる地位に在つた者但し、反證のある者を除く

1 本部……會長、副會長、理事長、理事及び部會長

2 都道府縣支部……支部長、副支部長、理事長、理事及び部會長

3 支所(分會その他實質上支所に該當するものを含む) 支所長(分會長その他實質上支所長に該當するものを含む。以下同じ)

註 「反證のある者」とは次の通りとする。

1 すべての役目について認められる反證

會の軍國主義化を積極的に阻止しようとした事實を立證できる者

2 左に掲げる役員について認められるその他の反證

(一) 本部の理事

本部の理事の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(1) 部會長その他會の常務的な地位を兼ねていなかったこと

(2) 理事會その出席回数が理事在職期間中に開かれた會議の回数の四分の一を超えなかったことその他會の一般的活動に關與しなかったこと

(3) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

(二) 都道府縣支部の役員

(1) 昭和十七年九月二十二日前において役員の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと

(ロ) 本部の改組に伴い當該支部の改組のための準備的の措置が積極化されなかったこと

(ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

(2) 昭和十七年九月二十二日以後において役員(昭和十七年九月二十二日前においても當該支部の活動又は改組のための準備的措置が實際上積極化した支部の役員を含む)の職に在つた者にあつては、次の各項

を立證できる者

- (イ) 支部長又は理事長のような會務の總理又は一般的執行の責任者であると認められていなかったこと
- (ロ) 各種の行事等當該支部の實際活動の積極化に特に關與しなかつたこと
- (ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與しなかつたこと

(三) 支部長

(イ) 昭和十七年九月二十二日前においては支所長の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

- (イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと
- (ロ) 本部の改組に伴い當該支所の實際活動を積極化するための準備的措置が講ぜられなかつたこと
- (ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與してゐなかつたこと

(2) 昭和十七年九月二十二日以後に於いて支所長の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

- (イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと
- (ロ) 支所長としての在職期間が一年以内であつたこと
- (ハ) 支所長の職に在つた期間中において當該支所の活動が全く軍國主義的又は極端な國家主義的でないかつたこと
- (ニ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與してゐなかつたこと

別表G項該當言論報道團體

(イ) 新聞社及び通信社

- 一 愛國新聞社、二 秋田魁新報社、三 旭川新聞社、四 削除、五 朝日新聞社、六 豐州新報社、七 削除、八

- 中外商業新報社、九 中央新聞社(日本産業報國新聞)一〇 中國新聞社、一一 大民社、一二 大日本新聞社、一三 同盟通信社、一四 土陽新聞社、一五 福井新聞社、一六 福岡日日新聞社、一七 福島民報社、一八 削除、一九 削除、二〇 岐阜日日新聞社、二一 岐阜新聞社、二二 合同新聞社、二三 函館日日新聞社、二四 函館新聞社、二五 削除、二六 報知新聞社、二七 北海タイムス社、二八 北國新聞社、二九 北越新報社、三〇 北陸毎日新聞社、三一 日向日日新聞社、三二 いばらき新聞株式會社、三三 伊勢新聞社、三四 伊豫新聞社、三五 削除、三六 削除、三七 鹿兒島朝日新聞社、三八 鹿兒島新聞社、三九 河北新報社、四〇 海南新聞社、四一 削除、四二 削除、四三 關門日日新聞社、四四 關西日報社、四五 樺太日日新聞社、四六 京城日報社、四七 北日本新聞社、四八 神戸新聞社、四九 神戸又新日報社、五〇 高知新聞社、五一 皇道日報社、五二 國民新聞社、五三 吳日日新聞社、五四 京都日出新聞社、五五 京都日日新聞社、五六 九州日日新聞社、五七 九州日報社、五八 九州新聞社、五九 滿洲國通信社、六〇 滿洲日日新聞社、六一 滿洲新聞社、六二 都新聞社、六三 蒙疆新聞社、六四 室蘭毎日新聞社、六五 室蘭日報社、六六 長崎民友新聞社、六七 長崎日日新聞社、六八 名古屋毎日新聞社、六九 削除、七〇 名古屋新聞社、七一 削除、七二 削除、七三 新潟縣中央新聞社、七四 新潟毎日新聞社、七五 新潟日日新聞社、七六 新潟新聞社、七七 日刊工業新聞社、七八 日本海新聞社、七九 新潟、八〇 日本産業軍新聞社、八一 日本新聞社、八二 二六新報社、八三 大分新聞社、八四 大坂朝報社、八五 大阪時事新報社、八六 大阪經濟新聞社、八七 大阪今日新聞社、八八 大阪毎日新聞社、八九 大阪日日新聞社、九〇 小樽新聞社、九一 佐賀新聞社、九二 下野新聞社、九三 新愛知新聞社、九四 信濃毎日新聞社、九五 新岩手社、九六 削除、九七 静岡新聞社、九八 松陽新聞社、九九 大陸新聞社、一〇〇 大正日日新聞社、一〇一 臺灣日日新聞社、一〇二 帝國新聞社、一〇三 京都日日新聞社、一〇四 東亞日日新聞社、一〇五 東亞新報社、一〇六 德島毎日新聞社、一〇七 德島日日新聞社、一〇八 東京毎夕新聞社、一〇九 東奥日報社、一一〇 富山日報社、一一一 削除、一二 山形自由新聞社、一三 山梨日日新聞社、一四 やまと新聞社、一一五 讀賣新聞社、一一六 夕刊大阪新聞社、一一七 夕刊帝國新聞社、一一八 天理時報社

(ロ) 書籍及び雜誌出版社

一 愛國同志會、二 愛國評論社、三 亞細亞出版社、四 あけぼの發行所、五 アルス、六 朝日新聞社出版部、七 文藝春秋社、八 千倉書房、九 地湧日本社、一〇 潮文閣、一一 朝鮮金融組合連合會、一二 朝鮮公論社、一三 朝鮮教育會、一四 朝鮮及び滿洲社、一五 中央公論社、一六 大亞細亞建設社、一七 大亞細亞協會、一八 大道塾(京都)一九 第一公論社、二〇 第一書房、二一 第一出版協會、二二 第一出版社、二三 大文字書院(太平洋書館)二四 大日社、二五 大日本同志會、二六 大日本護國青年會、二七 大日本一新會、二八 大日本警防協會、二九 大日本錦旗會、三〇 大日本勤皇會、三一 大日本興亞同盟、三二 大日本青年團本部、三三 大日本赤誠會、三四 削除、三五 大日本雄辯會講談社、三六 大東亞協會、三七 大東塾、三八 大東出版社、三九 イヤモンド社、四〇 削除、四一 同文書院、四二 獨逸事情社、四三 婦女界社、四四 外交時報社、四五 學苑社、四六 學徒至誠會、四七 嚴松堂、四八 現代社、四九 原理日本社、五〇 軍人援護會、五一 軍醫會、五二 博文館、五三 平凡社、五四 非凡閣、五五 東亞細亞社、五六 日の丸社、五七 兵庫縣國防協會播州國防研究會本部、五八 育生社、五九 惟神會、六〇 維新公論社、六一 維新運動社、六二 一心塾、六三 自衛社(三六社)六四 削除、六五 人生社、六六 實業之日本社、六七 實業之世界社、六八 情報局、六九 科學主義工業社、七〇 海防義會、七一 解剖時代社、七二 海軍省軍事普及部、七三 恢弘會、七四 削除、七五 回天時報社、七六 改造社、七七 革新同盟、七八 鷄鳴社、七九 霧夕閣書房、八〇 啓文社、八一 啓明社、八二 慶應書房、八三 警察協會、八四 經濟知識社、八五 經濟情報社、八六 建國會、八七 削除、八八 勤皇まことむすび、八九 勤皇烈士顯彰連合、九〇 錦正社、九一 金鷄學院、九二 興亞青年運動社、九三 皇文社、九四 皇道扶翼運動社、九五 皇道塾、九六 皇道日本協會、九七 皇道社、九八 皇道翼贊青年連盟、九九 皇軍發行所、一〇〇 國本盛國社、一〇一 古今書院、一〇二 皇國同志會、一〇三 皇魂社、一〇四 國民防空出版協會、一〇五 國民評論社一〇六 國民經濟研究所、一〇七 國民教育圖書株式會社、一〇八 削除、一〇九 國民政治研究所、一一〇 國民精神文化研究所、一一一 國民精神總動員中央連盟、一一二 國民思想研究所、一一三 削除、一一四 國際反共聯盟、一一五 國際政經學會、一一六 國策研究社、一一七 國粹同盟、一一八 皇民實踐協議會、一一九 光明思想普及會(日本教文館)一二〇 今日の問題社、一二一 削除、一二二 興正會、一二三 高陽書院、一二四 舉國社

一二五 教材社、一二六 滿洲移住協會、一二七 目黒書店、一二八 明治圖書株式會社、一二九 明倫會連合會、一三〇 明倫會、一三一 笠書房、一三二 水戸春秋會、一三四 モダン日本社(新太陽社)一三五 モナス、一三六 森田書房、一三七 長野猶興會、一三八 名古屋七生クラブ、一三九 南町塾、一四〇 南進社、一四一 削除、一四二 日獨文化協會、一四三 日獨旬刊社、一四四 日獨出版協會、一四五 削除、一四六 削除、一四七 日本電報通信社、一四八 削除、一四九 日本評論社、一五〇 日本革新黨、一五一 日本經濟學盟、一五二 日本國際協會、一五三 日本公論社、一五四 日本協會、一五五 日本青年外交協會、一五六 日本青年教育會、一五七 日本思想研究會、一五八 農山漁村文化協會、一五九 歐文社(旺文社)一六〇 削除、一六一 大藏財務協會、一六二 大阪毎日新聞社、一六三 パンフレット文藝社、一六四 陸軍書報社、一六五 陸軍省新聞班、一六六 理想社、一六七 立命館出版部、一六八 削除、一六九 産業組合中央會、一七〇 削除、一七一 三友社、一七二 里見日本文化研究所、一七三 誠文堂新光社、一七四 制度研究會、一七五 生活社、一七六 正劍社(名古屋)一七七 政教社、一七八 青年書房、一七九 政黨解消連盟、一八〇 削除、一八一 世界創造社、一八二 戰爭文化研究所、一八三 社會教育會、一八四 削除、一八五 削除、一八六 至軒寮、一八七 支那時報社、一八八 新潮社、一八九 新興亞社、一九〇 新日本同志會、一九一 神政社、一九二 新天地社、一九三 獅子王文庫、一九四 小學館、一九五 昭和書房、一九六 秀文閣、一九七 主婦之友社、一九八 春秋社、一九九 創造社、二〇〇 太平洋協會、二〇一 彌榮會、二〇二 大政翼贊會宣傳部、二〇三 高山書院、二〇四 帝國公民教育協會、二〇五 帝國在鄉軍人會、二〇六 通信協會、二〇七 帝都日日新聞社出版部、二〇八 天業民報社、二〇九 天關打開期成會、二一〇 テンセン社(天泉社)、二一一 天照社(横濱)、二一二 東亞同文會、二一三 東亞會、二一四 東亞連盟協會、二一五 東方同志會、二一六 東海出版社、二一七 力江書院、二一八 東京朝野新聞社出版部、二一九 東大陸社、二二〇 東洋經濟新報社、二二一 東洋協會、二二二 海と空社、二二三 やまとむすび、二二四 揚子江社、二二五 大日本國粹會總本部、二二六 大日本青年同志會、二二七 關東國粹會、二二八 興亞日本社、二二九 皇道自治會、二三〇 皇道會、二三一 南北社、二三二 日本論議社、二三三 日本主義文化同盟、二三四 立憲黨正會、二三五 政界往來社、二三六 青年亞細亞連盟、二三七 思想戰社、二三八 丁酉倫理會、二三九 東亞

建設同志會

(ハ) 映畫製作及び演劇興行會社

- 一 朝日映畫製作株式會社、二 中華電影股份有限公司、三 第一映畫社、四 大都映畫株式會社、五 電通映畫社
- 六 華北電影股份有限公司、七 國光映畫株式會社、八 滿洲映畫協會、九 日本映畫社、一〇 日本活動寫眞株式會社、一一 理研科學映畫株式會社、一二 新興キネマ株式會社、一三 松竹株式會社、一四 東寶映畫株式會社、

一五 東京寶塚劇場

(ニ) 放送機關

- 一 朝鮮放送協會、二 中國放送協會、三 華北廣播協會、四 滿洲電信電話株式會社放送總局、五 日本放送協會

六 臺灣放送協會

(ホ) 言論統制團體

- 一 大日本映畫協會、二 滿洲弘報協會、三 日本新聞會、四 日本出版文化協會、五 日本出版會

別表第二

所屬區分又は團體名

- 一 中央及び地方の各廳(都道府縣廳を除く)

令第二條の主要公職
一級官待遇以上の官吏及び待遇官吏
(各省の顧問、參與及び専門委員を含む)

令第二條の普通公職
その他の官吏及び待遇官吏

二 國會

- 三 法令に基く委員及び委員會(都道府縣單位以上のもの、公職適否審査委員會に在つてはすべての委員會、農地委員會に在つては市町村單位以上のもの)

議員
議長、副議長、委員長、副委員長及び委員
なし
その他の職員

四 都道府縣

都道府縣知事、議員、副知事、出納長、副出納長、選舉管理委員、選舉長、開票管理委員、投票管理委員、監査委員、參與、委員、東京都の區の區長及び區會議員並びに局部關係の長等都道府縣の責任のある地位にある職員

その他の職員

五 市町村及び全部事務又は役場事務を共同處理する町村組合

市町村長、組合管理者、議員、助役、収入役、副収入役、區長、區収入役、選舉管理委員、選舉長、開票分會長、投票分會長、監査委員、參與、委員及び局部關係の長等市町村の責任のある地位に在る職員

その他の職員

六 特殊會社、營團及び特殊銀行並びに政府及びこれらの團體が最大出資者たる會社、

食糧營團(都道府縣單位以上のもの)
北海道拓殖銀行、住宅營團、國民更生金庫、日本銀行、日本發送電株式會社、日本肥料株式會社、日本勸業銀行、日本興業銀行、日本電氣統制株式會社、日本石炭株式會社、日本通運株式會社、日本輸出農産物株式會社、農地開發營

總裁、副總裁、社長、副社長、頭取、副頭取、理事長、副理事長、取締役、理事、常任監査役、常任監事、その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は何等の報酬を受ける職員

監査役、監事、顧問、相談役並びに業務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は何等の報酬を受ける職員

團、農林中央金庫、恩給金庫、産業設備管團、商工組合中央金庫、庶民金庫、帝國鐵業開發株式會社、帝國燃料興業株式會社、帝國石油株式會社、帝都高速度交通營團、東北興業株式會社、左に掲げるものが最大出資者たる會社

I 政府

2 特殊會社（日本製鐵株式會社、及び國際電氣通信株式會社を含む）又は營團

3 特殊銀行

七 臨時物資需給調整法により指定された會社その他の團體及び統制會、統制會社又は統制組合の承繼團體で昭和二十年九月二日後に設立されたもの

八 特別法により設立された團體、政府補助團體及びこれらに準ずる團體

辯護士會（都道府縣單位以上のもの）

中央馬事會、中央社會事業會、大日本育英會、大日本醫療團、大日本警防協會、大日本體育會、鹽業組合中央會、液體燃料協議會、漁業會、移動映寫聯盟、醫師

會長、副會長、社長、副社長、頭取、役理事、常任監査役、常任監事その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

右に同じ

右に同じ

會（都道府縣單位以上のもの）自由出版

協會、自動車製造工業組合、ゴム工業會

過燐酸肥料製造業組合、紙及びバルプ工業聯合會、刑務協會、經濟團體聯合會、

日本澱粉株式會社、日本映畫教育協會、

日本遠洋底曳網水産組合、日本學術振興會、日本移動演劇聯盟、日本開拓協會、日

本自動車會議所、日本海運協會、日本競馬會、日本教育會、日本甘藷馬鈴薯株式會社、日本工業俱樂部、日本港連中央會

日本産業團體協議會、日本製酪業組合、

日本證券取引所、日本赤十字社、日本新聞協會、日本纖維協會、日本飼料株式會社、日本出版協會、日本倉庫業中央會、

日本鐵道會、日本稅務協會、日本電氣機械製造會、日本工作機械協會、日本農機具工業會、日本石炭鑛業會、日本通信機械工業會、日本鐵鋼協議會

農業會（都道府縣單位以上のもの）

林業會（都道府縣單位以上のもの）

硫安肥料製造業組合、硫硝酸生産協議會

蠶糸業會（都道府縣單位以上のもの）

産業機械工業會、生命保險協會、生命保

險中央會、石炭窒素肥料製造業組合、船舶運管會、司法保護協會、社會教育聯合會、齒科醫師會（都道府縣單位以上のもの）

信託協會

商工會議所（都道府縣市町村單位以上のもの）商工組合中央會、職業輔導協會、酒販組合中央會、酒造組合中央會、セメント工業會、ソーダ工業會、損害保險協會、損害保險中央會、水産物製造業會（都道府縣單位以上のもの）

水産業會（都道府縣單位以上のもの）

特別漁業會（都道府縣單位以上のもの）

藥劑師會（都道府縣單位以上のもの）

全國銀行業協會聯合會、全國鑛山會、全日本方面委員聯盟、造船聯合會

九 主要な新聞社、通信社、出版社、映畫製作會社及び演劇興行會社、放送協會その他の報道機關

朝日映畫社、文藝春秋新社、中央公論社、ダイヤモンド社、大日本映畫株式會社、大日本雄辯會講談社、電通映畫社、株式會社富山房、博文館、家の光協會、岩波

會長、副會長、社長、副社長、取締役、理事、常任監査役、常任監事、編輯局長、主筆、調查局長その他名目の如何にかかわらずこれらの職員と同等の權限若しくは支配力を有し又は同等の報酬を受ける職

右に同じ

書店、實業の日本社、改造社、研究社、弘文堂、丸善圖書株式會社、日本映畫株式會社、日本放送協會、日本評論社、旺文社、理研映畫株式會社、三省堂出版株式會社、新潮社、誠文堂新光社、松竹株式會社、主婦之友社、東寶株式會社、東洋經濟新報社、巖松堂、白水社、平凡社、鎌倉文庫、河出書房、目黒書店、日本出版配給株式會社、新生社、小學館、彰考書院、創元社、高山書院、東京堂、榮徳社、有斐閣、アルス、千倉書房、地湧日本社、潮文閣、第一書房、大日本出版株式會社、大東出版社、大和本社、同文館外交時報社、非凡閣、育生社、岩崎書店、惟神會、人文書院、人生社、實業の世界社、科學社、偕成社、霞ヶ關書房、警察協會、古今書院、國民評論社、京都印書館、三笠書房、南洋協會、日本電報通信社、日本放送出版協會、日本協文社、岡倉書房、大藏財務協會、理想社、山雅房、里見日本文化研究所、生活社、斯文社、新太陽社、昭和書房、春秋社、創造社、太平洋出版社、通信協會、雄山閣、培風

館、物價調査會、文化評論社、筑摩書房、地球出版株式會社、第一法規出版株式會社、婦人之友社、フレイベル館、二葉書店、橋口書店、鳳文書林、伊藤書店、岩谷書店、國民教育圖書株式會社、國民圖書刊行會、國際文化協會、國際連合研究會、苦樂社、明治書院、南江堂、南山堂、日本地圖株式會社、日本圖書株式會社、日本民主主義文化連盟、農民の友發行所、農山漁村文化協會、櫻菊書院、再建編輯局、産業圖書株式會社、山海堂、青磁社、世界評論社、新世界社、獅子王文庫、裳華房、少年文化社、主婦と生活社、大雅堂、大修館書店、帝國地方行政學會、帝都出版株式會社、東京社、東西出版社、内田老鶴圃、養賢堂、吉田書房、雄鷄社、全國書房、東横映畫株式會社、

その他一回の發行部數二萬部以上の定期刊行物（新聞を除く）を發行する機關昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日迄の間に於いて左の各號の一に掲げる方法により昭和二十一年勅令第百一號（政黨協會その他の團體の結成の禁止

會長、副會長、社長、副社長、取締役、理事、常任監査役、常任監事、編輯局長、主筆、調査局長、編輯次長、論說主任、ニュース編集主幹、

監査役監事、顧問、相談役、編輯各部長並びに業務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかかわらずこれらの役職員と同等の權限若し

等に關する勅令）第一條第一項各號の一に該當する事項を主唱し、又は發表したすべての機關（別に掲ぐるものを除く）

その他名目の如何にかかわらずこれらの役職員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

くは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

一 書籍又は冊子の刊行
二 映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施

三 前二號に掲げる方法による報道の頒布の主宰又は統制

秋田新聞社、朝日新聞社、中部日本新聞社、中國新聞社、愛媛新聞社、合同新聞社、北海道新聞社、北國毎日新聞社、時事新報社、時事通信社、河竹新報社、北日本新聞社、神戸新聞社、高知新聞社、熊本日日新聞社、吳新聞社、共同通信社、京都新聞社、毎日新聞社、南日本新聞社、民報社、長崎新聞社、日本經濟新聞社、日本タイムズ社、新潟日報社、西日本新聞社、大分合同新聞社、大阪新聞社、産業經濟新聞社、信濃毎日新聞社、静岡新聞社、東京新聞社、東興日報社、山形新聞社、讀賣新聞社、アカハタ社、防長新聞社、千葉新聞社、中部經濟新聞社、中京新聞

社、第一新聞社、デイリー東北社、福井新聞社、福島民報社、福島民友新聞社、岐阜タイムス社、北海日日新聞社、北海タイムス社、北陸夕刊新聞社、日向日日新聞社、伊勢新聞社、石川新聞社、人民新聞社、上毛新聞社、神奈川新聞社、高知日報社、工業新聞社、京都日日新聞社、九州タイムス社、都新聞社、長崎民友新聞社、長崎日日新聞社、名古屋タイムス社、日刊スポーツ社、日本婦人新聞社、日本海新聞社、大阪時事新報社、大阪日日新聞社、佐賀新聞社、埼玉新聞社、山陰日日新聞社、山陰朝報社、世界日報社、滋賀新聞社、四國新聞社、島根新聞社、下野新聞社、愛媛新聞社、報知新聞社、新北海新聞社、新岩手社、新港夕刊新聞社、新九州新聞社、新大阪新聞社、新東海新聞社、新夕刊新聞社、サン寫眞新聞社、東海毎日新聞社、徳島民報社、徳島新聞社、東京タイムス社、東京都民新聞社、富山新聞社、和歌山新聞社、山梨時事新聞社、山梨日日新聞社、夕

刊フクニチ新聞社、夕刊ひろしま新聞社、夕刊京都新聞社、夕刊三重新聞社、夕刊新潟社、夕刊岡山社、夕刊信州社、夕刊東北新聞社、岩手新報社、茨城新聞社、文化新聞社、中部民報社、婦人民主新聞社、函館新聞社、自由新聞社、ジュニアタイムス社、科學文化新聞社、南海タイムス社、日米新聞社、日本出版協會、日本輿論新聞社、沖繩新民報社、大阪タイムス社、政治新聞社、青年新聞社、青年タイムス社、新日本新聞社、少年タイムス社、週刊自由社、週刊教育新聞社、夕刊みやこ新聞社、その他一回の發行部數二萬部以上の新聞社

昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に於いて、新聞紙により昭和二十一年勅令第百一號第一條第一項各號の一に該當する事項を主唱し、又は發行したすべての機關

一〇、その構成員が帝國議會に議席を有する政黨及びその支部その他昭和二十一年勅令第百一號第五條第一項の規定により

總裁、副總裁、會長、副會長、中央執行委員長、幹事長、書記長、幹事、常任執行委員、總務、理事、その他

顧問、監事、並びに事務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかかわらずこれらの役職員と同等の

届出を必要とする團體

餓死防衛同盟(東京都)、北海道政治同盟、協同民主黨、教育民主黨(秋田縣)民本黨(大阪府)、日本自由黨、日本國民黨、日本共產黨、日本民主黨(愛媛縣)、日本正論黨、日本社會黨、日本進歩黨、農本黨(富山縣)、大分縣農本黨(大分縣)、埼玉縣政振興會(埼玉縣)三州農民黨(愛知縣)、青年民主主義同盟(山口縣)、新日本建設同盟(三重縣)東北日本國民黨(秋田縣)、全日本職域同志會(大阪府)

一 有力な會社金融機關その他の經濟團體

尼崎製鐵株式會社、旭電化工業株式會社、旭化成工業株式會社、淺野物產株式會社、淺野セメント株式會社、淺野本社、チタン工業株式會社、中部配電株式會社、中國配電株式會社、大同製鋼株式會社、大建産業株式會社、大日本紡績株式會社、大日本兵器株式會社富士産業株式會社、義濟會、古河電氣工業株式會社、古河鐵業株式會社、扶

名目の如何にかかわらず、これらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

權限若しくは支配力を有し又は同等の報酬を受ける職

會長、副會長、社長、副社長、頭取副頭取、取締役、理事、常任監査役、常任監事、その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し又は同等の報酬を受ける職

監査役、監事、顧問、相談役並びに業務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し又は同等の報酬を受ける職

桑金屬工業株式會社、日立兵器製作所日立造兵株式會社、日立航空機株式會社、日立精機株式會社、日立製作所、日立造船所、北海道炭礦汽船株式會社北陸配電株式會社、石川島重工業株式會社、株式會社林兼商店、株式會社日産、鐘淵紡績株式會社、關西配電株式會社、關東配電株式會社、片倉工業株式會社、川南工業株式會社、川崎重工業株式會社、川崎汽船株式會社、川崎産業株式會社、川崎車輛株式會社、京阪神急行電鐵株式會社、近畿日本鐵道株式會社、神戸製鋼所、國際電氣通信株式會社、九州配電株式會社、明治生命保險株式會社、民生産業株式會社、三菱電氣機械株式會社、三菱銀行、三菱合資會社、三菱本社、三菱重工業株式會社、三菱化成工業株式會社、三菱汽船株式會社、三菱石油株式會社、三菱鐵業株式會社、三菱製鋼株式會社、三菱信託株式會社、三菱商事株式會社、三菱倉庫株式會社、三井物產株式會社、三井不動産株式會社、三井合名會社、

三井銀行、三井本社、三井化學工業株式會社、三井鑛山株式會社、三井木材株式會社、三井精機株式會社、三井船舶株式會社、三井信託株式會社、三井造船株式會社、三井倉庫株式會社、三井油脂株式會社、瑞穗產業株式會社、日電興業株式會社、日魯漁業株式會社、日國工業株式會社、日本アルミ株式會社、日本窒素肥料株式會社、日本貯蓄銀行、日本電氣株式會社、日本電興株式會社、日本輕金屬株式會社、日本建設產業株式會社、日本建鐵工業株式會社、日本光學工業株式會社、日本鑛業株式會社、日本鋼管株式會社、日本無線株式會社、日本精工株式會社、日本製鋼所、日本生命保險株式會社、日本製鐵株式會社、日本石油株式會社、日本曹達株式會社、日本水產株式會社、日本郵船株式會社、日產化學工業株式會社、日產重工業株式會社、日新化學工業株式會社、日產重工業株式會社、日新化學工業株式會社、日窒鑛業開發株式會社、日窒海南興業株式會社、日

窒燃料工業株式會社、日窒證券株式會社、日鐵鑛業株式會社、野村銀行、野村合名會社、野村東印度殖產株式會社、野村信託株式會社、野村證券株式會社、王子製紙株式會社、沖電氣株式會社、大倉土木株式會社、大倉產業株式會社、大倉鑛業株式會社、小野田セメント株式會社、大阪商船株式會社、大阪住友海上火災保險株式會社、大谷重工業株式會社、理研工業株式會社、三機工業株式會社、井華工業株式會社、濫澤同族株式會社、四國機械工業株式會社、昭和電工株式會社、昭和飛行機株式會社、昭和通商株式會社、住友アルミ製練株式會社、住友電氣工業株式會社、住友銀行、住友合名會社、住友本社、住友信託株式會社、住友倉庫株式會社、立川航空機株式會社、大洋漁業株式會社、大正海上火災保險株式會社、帝國銀行、帝國生命保險株式會社、帝國纖維株式會社、東亞海運株式會社、東北配電株式會社、東北振興アルミ株式會社、東北振興バルブ株式會社、東京瓦

斯株式會社、東京海上保險株式會社、
 東京急行電鐵株式會社、東京芝浦電氣
 株式會社、東京芝浦工機株式會社、東
 京芝浦製作所、東京芝浦車輛株式會社、
 東洋ベアリング製造株式會社、東洋紡
 績株式會社、東洋高壓工業株式會社、
 東洋棉花株式會社、東洋レーヨン株式
 會社、山下汽船株式會社、安田銀行、
 安田保壽社、安田火災海上保險株式會
 社、安田信託株式會社、安東輕金屬株
 式會社、朝日輕金屬株式會社、萬和洋
 行、青島製鐵株式會社、朝鮮窒素火藥
 株式會社、朝鮮電業株式會社、朝鮮電
 工株式會社、朝鮮人造石油株式會社、
 朝鮮鑛業振興株式會社、朝鮮鴨綠江水
 電株式會社、朝鮮石油株式會社、朝鮮
 神鋼金屬株式會社、朝鮮住友輕金屬株
 式會社、中華航空株式會社、中華輪船
 株式會社、中華製鐵株式會社、中華煙
 草株式會社、大同炭鐵株式會社、阜新
 炭鐵株式會社、北票炭鐵株式會社、本
 溪湖煤鐵株式會社、石原產業株式會社
 華中電氣通信株式會社、華中水電株式

會社、華中鐵道株式會社、華北窒素肥
 料株式會社、華北電業株式會社、華北
 藥煙草株式會社、華北自動車株式會社
 華北輕金屬株式會社、華北交通株式會
 社、華北纖維株式會社、華北東亞煙草
 株式會社、華興商業銀行、鶴岡炭鐵株
 式會社、鍾淵公大實業株式會社、樺太
 鋼業株式會社、錦州バルブ株式會社、
 北支那製鐵株式會社、吉林人造石油株
 式會社、小林鐵業株式會社、國際運輸
 株式會社、興農金庫、滿洲電業株式會
 社、滿洲電氣化學工業株式會社、滿洲
 電信電話株式會社、滿洲映畫協會、滿
 洲鉛鐵株式會社、滿洲合成燃料株式會
 社、滿洲飛行機製造株式會社、滿洲日
 立製作所、滿洲自動車製造株式會社、
 滿洲人造石油株式會社、滿洲輕金屬株
 式會社、滿洲鑛業開發株式會社、滿洲
 航空株式會社、滿洲工廠株式會社、滿
 洲鐵山株式會社、滿洲マケネシウム株
 式會社、滿洲農地開發公社、滿洲鴨綠
 江水力發電株式會社、滿洲製鐵株式會
 社、滿洲石炭液化研究所、滿洲石油株

式會社、滿洲住友金屬株式會社、滿洲炭鐵株式會社、滿洲特殊鐵礦株式會社、滿洲投資證券株式會社、滿洲東洋紡績株式會社、三井輕金屬株式會社、密山炭鐵株式會社、蒙疆電業株式會社、蒙疆電氣通信設備株式會社、茂山鐵礦開發株式會社、中支那軍票交換用物資配給組合、日滿商事株式會社、日本高周波重工業株式會社、大倉事業株式會社、龍烟鐵礦株式會社、山西產業株式會社、西安炭鐵株式會社、昭和製鋼所、臺灣電力株式會社、東邊道開發株式會社

右に同じ

右に同じ

愛知時計電機株式會社、千代田生命保險相互株式會社、第一生命保險相互株式會社、大和紡績株式會社、大和證券株式會社、電氣化學工業株式會社、富士紡績株式會社、合同酒精株式會社、那是工業株式會社、北海道開發株式會社、川西航空機株式會社、神戸銀行、倉敷紡績株式會社、丸善石油株式會社、松下電器産業株式會社、松下航空機株式會社

式會社、内外綿株式會社、南洋海運株式會社、日興證券株式會社、日本樂器株式會社、日本海汽船株式會社、日本毛織株式會社、日本冷蔵株式會社、日産汽船株式會社、日清紡績株式會社、日東紡績株式會社、理化學研究所、三和銀行、敷島紡績株式會社、昭和農産化工株式會社、帝國人造絹糸株式會社、東海銀行、豐田自動車株式會社、東京銀行、東京芝浦共同工業株式會社、東京證券株式會社、山一證券株式會社

備考

- 一 本表列記の會社、協會、報道機關その他の團體がその名稱を變更した場合においても、本表列記の團體として取扱う。
- 二 本表列記の會社、協會、報道機關その他の團體の中には、既に解散したものを含んでいる。

別表第三

所屬區分又は團體名	内務大臣の指定すべき職	都道府縣知事の指定すべき職
一 中央及び地方の各廳（別表第二の第一號）	すべての官吏	なし
二 國會（別表第二の第二號）	議員	なし
三 法令に基く委員及び委員會（別表第一の中央の委員並びに中央の（公職適否）都道府縣單位以下の委員會（公職適		

第二の第三號)

四 都道府縣(別表第二の第四號)

- 五 市町村及び全部事務又は役場事務を共同處理する町村組合(別表第二の第五號)
- 六 特殊會社、營團及び特殊銀行並びに政府及びこれらの團體が最大出資者れる會社(別表第二の第二號)
- 七 臨時物資需給調整法により指定された團體及び統制會、統制會社又は統制組合の承繼團體で昭和二十年九月二日後に設立されたもの(別表第二の第七號)
- 八 特別法により設立された團體、政府補助團體及びこれらに準ずる團體(別表第二の第八號)
- 九 主要な新聞社、通信社、出版社、映畫製作會社及び演劇興行會社、放送協會その他の報道機關(別表第二の第九號)
- 一〇 その構成員が國會に議席を有する政黨及びその支部その他昭和二十一年勅令第百一號第五條第一項の規定により届出を必要とする團體(別表第二の第一〇號)

審査委員會に在つてはすべての委員(會)委員會及び數都道府縣單位の委員會の會長、副會長、委員長、副委員長、委員、職員及び縣道府縣單位以下の公職適否審査委員會の委員都道府縣知事、議員及び二級官待遇以下の官吏	否審査委員會を除く)の委員(都道府縣單位以下の公職適否審査委員會の委員を除く)及び職員
京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の市長及び市會議員	その他の公職
すべての公職(都道府縣單位の食糧營團の公職を除く)	都道府縣單位の食糧營團の公職
すべての公職	なし
中央及び數都道府縣單位の團體の公職	都道府縣單位以下の團體の公職
すべての公職	なし
本部及び數都道府縣單位の支部の團體の公職	都道府縣單位以下の支部の公職

別記様式(一)調査表様式 (省略)
別記様式(二)確認書様式

第 確 認 書

- 一 有力な會社、金融機關その他の經濟團體(別表第二の第一號)
- 二 前號に掲げる以外の有力な會社金融機關その他の經濟團體(別表第二の第一三號)

體の公職	すべての公職
體の公職	なし
體の公職	なし

住 所
氏 名

生 年 月 日

右の者は、昭和二十二年勅令第一號(公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令)第七條第一項の規定により提出した調査表により審査をしたところ、昭和二十一年一月四日附連合國最高司令官覺書公務從事に適しない者の公職からの除去に關する件に掲げる條項に該當する者でない者であることを確認する。

年 月 日

内閣總理大臣

(都道府縣知事)

備考 この確認書は、本人の提出に係る調査表に虚偽の記載があり若しくは事實をかくした記載があつたとき、又は調査表に記載されていない理由に因り覺書に該當する者と認められるに至つたときは、その効力がないものとする

別表第四

都道府縣知事が假指定を行うべき者の範圍は次の通りとする。但し、住所を知ることができない者を除く。

一 時期の如何を問はず左の地位に在つた者

1 大政翼賛會

都道府縣支部の支部長、事務局長及び事務局各部長都道府縣協力會議議長

東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市（以下別表第四中六大市という）の支部の支部長事務局長及び事務局各部長

六大市協力會議議長

郡市（六大市を除く。以下別表第四中同じ）區支部の支部長及び事務長

郡市區協力會議議長

町村支部の支部長

町村協力會議議長

2 大政翼賛會關係團體

イ 大日本翼賛壯年團

都道府縣支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長

六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長

郡市區町村支部の團長

ロ 大日本興亞同盟

地方支部長

3 大日本政治會

都道府縣支部の支部長

二 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左の地位に在つた者

帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長

六 公職適否審査委員會廢止後における公職資格審査

機構（閣議決定事項）

一 公職資格審査に關し、内閣總理大臣の補助機構として總理廳官房に公職資格審査員を置く。公職資格審査に關する事務は、總理廳官房監査課においてこれを掌る。

二 公職資格審査員は、左に掲げるものを以て之に充てる。

内閣官房次長で内閣総理大臣の指名する者

連絡調整中央事務局次長

臨時人事委員会事務局長 (削除)

法務廳特別審査局長

全國選舉管理委員会事務局長

總理廳官房監査課長

三 内閣總理大臣は、左に掲げる場合において、公職資格審査員に審査を命ずるものとする。

1. 資格審査の判定上疑義のある場合

2. 都道府縣知事から資格審査に關し、照會のあつた場合

3. その他公職資格審査員の審議を経ることを適當と認める場合

四 都道府縣知事は 公職資格審査に關し、判定上疑義のある場合においては、内閣總理大臣の指示を受けることができる。

七 覺書該當者としての指定解除の

申請提起について (閣議決定・昭和二三、六、二四)

覺書該當者としての指定に關し次のような重大な誤があると認められる場合に限り、内閣總理大臣に對しその指定の解除を申請することができる。

一 明らかに覺書に掲げる條項に該當しないものであるにもかかわらず、まちがつて假指定され、これに氣がつかず異議申立期間を満了してしまつた結果、形式的には覺書該當者としての指定が確定してしまつたもの

二 覺書該當者としての指定を受けたが、その後指定基準の解釋の變更によつて當然非該當と決定さるべきもの

三 その他指定の基準資料に重大な誤があつたと認めるもの
この申請の手續きとしては調査表二部、これに對する證據、異議申立または申請の有無を内閣總理大臣あてに内閣監査課に提出すればよい。

第四 教職員適格審査に關する覺書及び法規

一 日本教育制度に對する管理政策

昭和二十年十月二十二日聯合國軍最高司令部より終
戦連絡中央事務局經由日本帝國政府に對する覺書

一 日本新内閣に對し教育に關する占領の目的及政策を充分に理解せしむる聯合國軍最高司令部は茲に左の指令を發する

A 教育内容は左の政策に基き批判的に検討、改訂、管理せらるべきこと

(1) 軍國主義的及び極端なる國家主義的「イデオロギー」の普及を禁止すること、軍事教育の學科及び教練は凡て廢止すること

(2) 議會政治、國際平和、個人の權威の思想及集會、言論、信教の自由の如き基本的人權の思想に合致する諸概念の教授及實踐の確立を獎勵すること

B あらゆる教育機關の關係者は左の方針に基き取調べられ、その結果に従ひ夫々留任、退職、復職、任命、再教育又は轉職せらるべきこと

(1) 教師及び教育關係官公吏は出來得る限り迅速に取調べらるべきこと、あらゆる職業軍人乃至軍國主義、極端なる國家主義の積極的な鼓吹者及び占領政策に對して積極的に反對する人々は罷免せらるべきこと

(2) 自由主義的或は反軍的言論乃至行動の爲解職又は休職となり、或は辭職を強要せられたる教師及び教育關係官公吏は其の資格を直に復活せしめらるべきことを公表し、且つ彼等が適當なる資格を有する場合は優先的に之を復職せしむること

(3) 人權、國籍、信教、政見又は社會的地位を理由とする學生、教師、教育關係官公吏に對する差別待遇を禁止する、而して級上の差別待遇より生じたる不公平は直に是正せらるべきこと

(4) 學生、教師、教育關係官公吏は教授内容を批判的理智的に評價することを獎勵せらるべく、また政治的、公民的、宗教的自由を含む各般の事項の自由討議を許容せらるべきこと

(5) 學生、教師、教育關係官公吏及び一般民衆は聯合國占領の目的及び政策、議會政治の理論及實踐に就て知らしめらるべきこと、また軍國主義的指導者、その積極的協力者の演じたる役割並にその消極的默認により日本國民を戦争に陥れ、不可避的な敗北と困窮と現在の悲惨なる状態とを結果せしめたる者の演じたる役割を知らしめらるべきこと

C 教育過程に於ける技術的内容は左の政策に基き批判的に検討、改訂、管理せらるべきこと

(1) 急迫せる現情に鑑み一時的に其の使用を許されてゐる現行の教科目、教科書、教授指導書その他の教材は出來得る限り速かに検討せらるべきであり、軍國主義的乃至極端なる國家主義的「イデオロギー」を助長する目的を以て作成せられたる箇所は削除せらるべきこと

(2) 教育ある平和的且つ責任を重ずる公民の養成を目指す新教科目、新教科書、新教師用參考書、新

教授用材料は出來得る限り速かに準備せられ現行のものと代へらるべきこと

(3) 正常に實施せられつつある教育體制は出來得る限り迅速に再建せらるべきであるが未だ設備等不
充分の場合は初等教育及び教員養成を優先せしめること

二 日本文部省は聯合國軍最高司令部の該當部局と適當に聯絡し得るやうな機關を設け且之を維持するこ
と、而して聯合國軍側の要求に應じ本指令各條項に基いて爲されたる實施事項の詳細なる説明報告を提
出すべきこと

三 日本政府の官公吏、屬僚にして本指令各條項實施に關與する者竝に公立、私立を問はず凡ての教師及
學校教職員は本指令に明示しある政策の精神竝に條文を遵奉する個人的責任を負ふものとす

二 教員及教育關係官の調査、除外、認可に關する件

昭和二十年十月三十日聯合國軍最高司令部より終
戰連絡中央事務局經由日本帝國政府に對する覺書

一 日本の教育機構中より日本民族の敗北、戰爭犯罪、苦痛、窮乏、現在の悲惨なる狀態を招來せしむる
に至りたる軍國主義的、極端なる國家主義的諸影響を拂拭する爲に、而してまた軍事的經驗或は軍と密
接なる關係ある教員竝に教育關係者を雇傭することに依て右思想の影響繼續の可能性を防止する爲に竝
に左記の指令を發す

(イ) 軍國主義的思想、過激なる國家主義的思想を持つ者として明かに知られてゐる者、聯合國軍日本

占領の目的及政策に對して反對の意見を持つ者として明かに知られてゐる者にして現在日本の教育
機構中に職を奉ずる者は凡て直に之を解職し、今後日本の教育機構の中如何なる職にも就かしめざ
ること

(ロ) 右の外の者にして日本教育機構中の一定の職に既に就いてゐる者は今後新たな指令のある迄文
部大臣の裁量により現職に留まること差支なし

(ハ) 日本の軍に今日猶豫ある者或は終戰後復員せし者にして今日日本の教育機構中の一定の職に現に
就いてゐない者は凡て今後指令あるまで日本の教育機構中の如何なる職にも就任せしめざること
二 日本の教育機構中の一定の職に現に就いてゐる者或は將來就かんとする者の中如何なる者が日本の教
育機構中の如何なる職よりも解職せられ阻止せられ、また禁ぜらるべきかを決定する爲に茲に左記の指
令を發する

(イ) 日本文部省は教員竝に教育關係官のあらゆる現任者及び希望者を有効に調査し、除外し或は認可
する適切なる行政機構及措置を設定すること

(ロ) 日本文部省は出來得る限り速かに本指令條項に準據して實施せられたる諸措置の包括的報告を本
司令部に提出すること

該報告は別に左記特定の報告をも含むべきこと

(ハ) 如何にして一個人が教員或は教育關係官として認容せらるべきかを精確に知り得る報告、竝に一

個人の留任、解職、任命、再任命を決定するに當りての原則となるべき特定の基準表

(三) 教員及教育關係官の調査、除外、認可を行ふ爲に如何なる行政的措置並に機構が設定せらるるかを明かにする精確なる報告

猶控訴せられたる判決の再審査及び一度不認可となりたる個人の再調査を爲す場合、如何なる規定に準據するかを明かにする精確なる報告をも併せ提出すること

三 本指令の條文の適用を受ける日本政府のあらゆる官吏屬僚及び官公私立の教育關係官は本指令に明らかにされたる方針を完全忠實に守る個人的責任を有する

三 教育者中より本業として陸海軍人たる經歷を

有する者等の整理に關する件

昭和二十年十月二十七日發學六號 文部次官通牒

(イ)

今般教育界より本業としての陸海軍人たる經歷を有する者及軍國主義的乃至極端なる國家主義的傾向を有する者を概ね左記要領に依り整理をなすことと相成たる處本件に關しては近く具體的基準取扱細目等正式決定の上通牒相成べきに就ては豫め御了解の上之が措置に關し萬遺憾なき様御準備相成度此段依命通牒す

記

一 本業としての陸海軍の將校士官又は下士官たるの經歷を有する者(其の細目は追て指示す)は學校の

教員其の他教育上の指導的地位に在ることを得ず之が取扱方に付ては追而指示す

備考 例へば國民學校教員が應召して下士官又は將校となり復員に依り復職したるもの等の如きは本項の「本業」としての陸海軍將校士官又は下士官」に包含せられざるに付爲念

二 經理、衛生、技術等に關する本業としての陸海軍將校、士官又は下士官の經歷を有する者の大學高等專門學校の教員に關しては特別の取扱に付追而指示する見込

三 特に軍國主義的乃至極端なる國家主義的傾向を有する者に付ても前項同様に措置す之が取扱に付ては追而指示す

四 第一項乃至第三項の該當者と雖も何分の指示ある迄は其の儘在職せしめて差支なし、但し曩に電信を以て通牒の通り何分の指示ある迄は復員の陸海軍人を教員又は教育上の指導的地位に新規に採用せざること

備考 本項の「復員の陸海軍人」は一切の復員軍人を包含し本業としての陸海軍人の將校士官又は下士官に限定せられざる儀に付爲念、尙何分の指示は聯合國軍側との折衝の濟次第速に之を爲す見込

(ロ) 同 前

昭和二十年十一月一日發學一七號 文部次官通牒

反軍國主義的乃至自由主義的傾向又は言動の故を以て罷免、休職又は退職せしめられたる教員及教育關係

官公吏の再任用に關しては之を適格者として取扱ふことと相成度尙該當者にして現に教員又は官公吏たるに適するものは之が優先再任用方可然御取計相成此段依命通牒す

(ハ) 同 前

昭和二十年十一月一日發學一八號 文部次官通牒

十月二十七日發令六號を以て教育者中より本業としての陸海軍人たる經歷を有する者等の整理に關し通牒相成たる處軍國主義的若は極端なる國家主義なること又は聯合國進駐軍の目的及政策に反對的なること明なる者は直に處理致すことと相成たるに付ては右該當者に付き調査の上至急解職の御取運相成度此段依命通牒す

追而右處置をなしたるときは至急本省に御報告相成度

四 昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム宣言の

受諾に伴ひ發する命令に關する件」に基く教職員

の除去及び就職禁止等に關する政令

政令第六十二號 昭和二十二年五月二十一日

等一條 昭和二十年十月二十二日附連合國最高司令官覺書日本教育制度に關する管理政策に關する件及び同月三十日附教員及び教育關係官の調査、除外及び認可に關する件(以下教職に關する覺書という)に基く教職員の除去就職禁止等についてはこの政令の定めるところによる。

第二條 この政令において教職とは、官立、公立又は私立の學校の教員その他の職員、教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをいう。

第三條 教職に關する覺書に掲げる職業軍人、著名な軍國主義者若しくは極端な國家主義者又は連合軍の日本占領の目的及び政策に對する著名な反對者に該當する者としての指定を受けたる者(以下教職不適格者という)が教職に在るときは、これを教職から去らしめるものとする。教職不適格者は、あらたに教職に就くことができない。

第四條 教職不適格者としての指定は、主務大臣又は都道府縣知事が、別に定める教職員適格審査委員會の審査の結果に基いて、これを行う。

第五條 公私の恩給、年金その他の手當又は利益を現に受けている者または受ける資格のある者が、教職不適格者として教職を去らしめられたときは、その者は、教職不適格者としての指定を受けた日から、その權利又は資格を失う。

主務大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認めた場合においては、前項の規定の適用を免除することができる。

第六條 各廳は、主務大臣の定めるところにより、第四條の指定に關して、必要な調査表を徴しなければならぬ。

第七條 教職を去らしめられた教職不適格者は、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署その他の

團體の執務の場所に入出入してはならない。但し、正當の事由がある場合は、この限りでない。

第八條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千圓以下の罰金に處する。

- 一 第三條第二項の規定に違反して、故意に教職に就き、又は就かしめた者
- 二 第六條の調査表の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は事實をかくした記載をした者
- 三 第六條の調査表を徴されて、これを提出しない者

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年五月七日以後、教職を去つた者が、その以後において、教職不適格者となつた場合は、第五條の規定の適用については、その者は、教職不適格者として教職から去らしめられたものとみなす。

この政令施行以前に、教職不適格者として指定せられた者は、この政令によつて、指定せられたものとみなす。

この政令施行以前に、昭和二十一年
閣 令
文部省令 第一號別表第二の範圍に該當し、教職不適格者として指
農林省令
運輸省令

定された者のうち、主務大臣が、特に必要があると認めた者については、第四條の教職員適格審査委員會の審査に付し、その判定に基づき、當該指定を解除することができ。

前項の規定により、指定を解除された者は、公私の恩給、年金その他の手當又は利益を受ける權利又は資格を失わなかつたものとみなす。

第四條の教職員適格審査委員會の審査は、當分の間、文部大臣の定めるところによつて設置された従前の審査委員會においてこれを行う。

政令第六十二號 閣議附帶決議

教職不適格者に對する恩給等の措置に関する件

主務大臣は第五條第二項の規定による免除をするに當つては、内閣總理大臣に協議を行い、取扱方針に不均衡なからしめること

五 「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」

施行に関する規則

改 正

文部、外務、司法、逓信、厚生、内務、大藏、運輸、農林省令
第一號、昭和二十二年五月二十一日
文部省他關係各省共同省令第二號、昭和二十二年六月十一日
文部省他關係各省共同省令第三號、昭和二十二年九月十六日
文部省他關係各省共同省令第四號、昭和二十二年十二月十八日
總理廳他關係各省共同省令第一號、昭和二十三年五月十五日

第一條 昭和二十二年政令第六十二號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件」に基く教職員の除去及び就職禁止等に関する政令）（以下令という）第四條の規定

による委員會の審査は、別表第一を判定標準として、これを行うものとする。

令第四條の規定による指定は、本人に對する通知によつて、これを行う。

前項の通知は、大學（従前の規定による大學、高等學校、專門學校、教員養成諸學校を含む。以下同様とする）の教員その他の職員、教育關係の官公吏（都道府縣の三級の吏員及び市吏員を除く）以下同様とする）及び教育に關する法人

（幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等「従前の規定による青年學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含める。以下同様とする」の設置者、又はこれらの學校を經營する法人を除く）の役員、並びに國立圖書館、國立博物館（分館を含む。以下同様とする）東京科學博物館の館長及び職員については文部大臣が、幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等の教員その他の職員と、都道府縣の三級の市吏員及び府吏員並びに幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員、並びに公民館の館長、委員又はこれらに準ずる役員と、圖書館、博物館、美術館等の館長及び職員（國立圖書館、國立博物館、東京科學博物館の館長及び職員を除く。以下同様とする）と圖書館、博物館、美術館等の設置者又はこれらを經營する法人の役員については都道府縣知事がこれを行う。

第二條 令第二條の、私立の學校の教員その他の職員、又は教育に關する法人の役員の職にある者が、教

職不適格者として指定を受けたときは文部大臣が、これを解職又は解任することができる。

第三條 令第二條の學校の教員その他の職員、教育關係、官公吏及び教育に關する法人の役員の職は、別表第二による。

第四條 公私の恩給、年金その他の手當若しくは利益を受ける權利又は資格のある者で、令第五條第一項の規定の適用を受けるものについては、文部大臣又は都道府縣知事は、第二條第二項に規定する通知をする場合において、これらの給與をする者に對して、併せてその旨を通知しなければならない。

令第五條第二項の規定による同條第一項の免除は、主務大臣が、審査委員會の審査判定の結果に基いてこれを行う。

前項の免除をする場合においては、主務大臣は、本人及び第一項の給與をする者に對し、その旨を通知しなければならない。

第五條 令第六條の規定による調査表は、昭和二十二年閣令・内務省令第一號別記様式（一）により、（但し文部大臣の特に定めるものに關してはこの限りでない）大學の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人（幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者、又はこれらの學校を經營する法人を除く）の役員、並びに國立圖書館・國立博物館・東京科學博物館の館長及び職員については文部大臣が、幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の教職員と、都道府縣の三級の吏員及び市吏員並びに幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる

學校等の設置者、又はこれらの學校を經營する法人の役員並びに公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員と、圖書館・博物館・美術館等の設置者又はこれらを經營する法人の役員については都道府縣知事が、これを二通徴し、都道府縣知事が徴したもののうち一通は、文部大臣に送付しなければならぬ。

第六條 文部大臣は都道府縣知事は、審査委員會の審査の結果、教職不適格者でないことを確認したときは、その者に對し、その申請があつたときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

第七條 第一條・第二條・第四條・第五條及び第六條の規定において、文部大臣とあるのは、逓信講習所、無線電信講習所及び逓信青年學校にあつては逓信大臣とし、水産講習所にあつては農林大臣とし、鐵道講習所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道局管理部職員養成所・海務學院・高等商船學校・海技專門學院・航海訓練所・商船學校・海員養成所・燈臺官吏養成所・水路部技術官養成所・中央氣象臺附屬氣象技術官養成所の教員、その他の職員、及び運輸省の教育關係の官吏にあつては、運輸大臣とし、外務官吏研修所にあつては外務大臣とし、司法研修所及び刑務官練習所にあつては司法大臣とし、稅務講習所及び高等財稅講習所にあつては大藏大臣とし、少年教護關係の者、特設中等教員養成所及び特設國民學校訓導養成所にあつては厚生大臣とし、警察學校・警察練習所及び消防練習所にあつては内務大臣とする。

附 則

この省令は公布の日から、これを施行する。

別表第一

一 講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて左の各號の一に當る者。

1 侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者、並びに學說をもつて大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策及び滿洲事變・支那事變又は今次の戰爭に、理念的基礎を與えた者。

2 獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者。

3 人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者。

4 民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣傳した者。

5 自由主義・反軍國主義等の思想を持つ者、又はいづれかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として、迫害又は排斥した者。

6 右の各號のいづれにも當らないが、軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者、又はそのやうな傾向に迎合して、教育者としての思想的節操を缺くに至つた者。

二 ナチ政權若しくはファシスト政權又はその機關の顧問・囑託等、又は軍國主義者あるいは極端な國家主義的團體と特別の關係を持ちその政策を行うことに協力した者。

三 行爲あるいは義務の不履行により、連合國軍の日本占領の目的と政策に反對の態度を公表し、又は右

の目的と政策に反対させるために他人を指導した者。

四 官公吏であつて、その職務を行うにあたり宗教を迫害し、又は弾壓した者。

五 軍國主義的又は極端な國家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に關する刊行物の編集に當つた者。

六 昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された連合國の領土内で日本軍の援助の下に、學問上の探險あるいは發掘事業を指揮し又はこれに参加した者。

七 連合國最高司令部によつて、個人的に罷免の指令を受けた者。

八 昭和二十一年一月四日付連合國最高司令官覺書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に關する件 附屬書A號」に該當する者及びその他すべての職業軍人。

九 職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者。

但し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官は、この限りではない。

一〇 昭和十二年七月七日以降次に掲げる學校又は教育施設を卒業した者、又は次に掲げる學校の教職にあり、その學校の教育方針に對し責任ある者であつて、現在退職してゐて、あらたに教職に就こうとする者。

但しその後次に掲げる學校又は教育施設以外の大學高等專門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者は、この限りではない。

1 東京農林專門學校拓殖科

3 三重農林專門學校附設第二拓殖訓練所

5 拓殖大學商學部拓殖學科

7 福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科

9 明治大學專門部興亞科

11 東京農業大學專門部拓殖科

13 東亞同文書院（學部及び附屬專門部を含む）

15 興亞鍊成所

17 滿蒙開拓指導員養成所

19 神宮皇學館大學附屬專門部

21 前三號以外の神職養成を目的とする學校

一一 昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に、次に掲げる官職に、通じて二年以上在職した者。

1 内務省警保局の勅任官及び奏任官

2 文部省思想局又は教學局關係の事務に従事した勅任官及び奏任官

3 國民精神文化研究所、國民鍊成所、教學鍊成所、興亞鍊成所、興南鍊成院及び大東亞鍊成院の勅任

2 盛岡農林專門學校附設第一拓殖訓練所

4 宮崎農林專門學校附設第三拓殖訓練所

6 拓殖專門學校開拓科及び司政科

8 興亞專門學校本科及び專修科

10 日本大學專門部拓殖科

12 前十一號以外の拓殖關係の學校

14 滿洲の建國大學

16 興南鍊成院第三部

18 神宮皇學館大學祭祀專攻科

20 國學院大學專門部附屬神道部

官及び奏任官

4 情報局の總裁、勅任官及び奏任官

5 特別高等警察關係官吏

6 思想檢察又は保護觀察、豫防拘禁關係官吏

一二 次のやうな團體のいずれかに對し、時期を問はず次のやうな關係のあつた者。

1 創立者、役員又は理事であつた者

2 要職を占めた者

3 すべての刊行物又は機關誌紙の編集者

4 自發的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の價格が絶對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者。

昭和二十一年勅令第百一號第二條及び第四條の規定による團體

原理日本社 日本學生協會 朱光會 全國大學教授聯盟 日本法理研究會 七生社

別表第二

學校の教員その他の職員、教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職は次のようである。

一 官立、公立及び私立の學校（逓信講習所・無線電信講習所・逓信青年學校・水産講習所・鐵道教習所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道局管理部職員養成所・海務學院・海技專門學院・航海訓練所・海員養

成所・燈臺官吏養成所・水路部技術官養成所・中央氣象臺附屬氣象技術官養成所・地方刑務官練習所・少年教護院・特設中等教員養成所・特設國民學校訓導養成所・警察學校・警察練習所及び消防練習所を含める。―以下同様とする―の校長及び教員の職。

二 官立又は公立の學校で、通常三級官以上の職員の占める職、並びに私立の學校の職員であつて三級官以上に相當するものの占める職。

三 文部省及び教育研修所の官吏、並びに運輸省における教育主管課長・教育主管課關係官、外務官吏研修所・司法研修所・中央刑務官練習所・稅務講習所・高等財務講習所の教職員、及び厚生省の教護官であつて、通常三級官以上の者の占める職。

四 東京都教育局の局長と各課長及び道府縣教育部の部長と各課長、並びにその局部課で通常三級職員以上の者の占める職。

五 市の教育主管部局課の長及びその課で通常吏員以上の者の占める職。

六 學校の設置者又は學校を經營する法人の役員（少年教護院の設置者又は少年教護院を經營する法人の役員を除く）日本教育會及びその組織團體の主要な役員、職員及び大日本育英會の役員の職。

七 公民館の館長、委員又はこれらに準ずる役員の職。

八 圖書館・博物館・美術館等の館長及び通常三級官以上の職員、又はこれに相當するものの占める職、並びに圖書館・博物館・美術館等の設置者又はそれらを經營する法人の役員の職。

別記様式第 號

教職適格確認書

住所
氏名

生年月日

右の者は、昭和二十二年政令第六十二號第六條の規定によつて提出した書面を審査したところ、昭和二十二年十月二十二日付連合國最高司令官覺書日本教育制度に關する管理政策、同月三十日付同覺書教員及び教育關係官の調査・除外、認可に關する件に掲げてある條項に當らない者であることを確認する

年 月 日

主 務 大 臣 (印)

(都道府縣知事)

備考 この教職適格確認書は、本人の提出したところの昭和二十二年政令第六十二號第六條の規定により書面に
いづわりのことを書いてあつたり、又は書かねばならないことを書いてなかつたときは、その効力はない。
尙頭書の者は昭和 年 月 日 教職員適格審査委員会において適格と判定されたものである。

六 教職員の適格審査をする委員会に關する規程

改正

文部省訓令、第三號、昭和二十二年五月十一日
文部省訓令、第五號、昭和二十二年五月二十一日
文部省訓令、第七號、昭和二十二年六月十一日
文部省訓令、第十一號、昭和二十二年九月十六日
文部省訓令、第十一號、昭和二十二年十二月十八日

第一條 教職員の適格審査をする委員会（以下審査委員会という）はこれを分け、都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会、教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会とする。

都道府縣教職員適格審査委員会は、都道府縣知事が設け、都道府縣内の幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等（從前の規定による青年學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含める。以下同様とする）の教職員と、都道府縣の三級吏員及び市吏員並びに幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員並びに「教職員の除去及び就職禁止等に關する政令の施行に關する規則」（以下施行規則という）。別表第二の第七項・第八項の一（帝國圖書館・國立博物館〔分館を含む。以下同様とする〕・東京科學博物館を除く）に當る者を、大學教員適格審査委員会は、大學總長又は大學長が大學別に設け、その大學の教員を、教職員適格審査委員会は、大學（從前の規定による大學・

高等學校・專門學校・教員養成諸學校を含む。―以下同様とする。の校長と、大學の三級官以上の職員又はこれに相當する職員と、従前の規定による高等學校・專門學校・教員養成諸學校の教員及び施行規則別表第二の第三項乃至第六項の各項の一（都道府縣の三級の吏員及び市吏員と、幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員を除く）に當る者と帝國圖書館・國立博物館・東京科學博物館の館長及び職員を、中央教職員適格審査委員會は、施行規則別表第二の各項の一に當る者を、それぞれ審査する。

都道府縣教職員適格審査委員會、教職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會は前項に規定する者の他施行規則別表第二に規定する文部省所管以外の教育施設及びその所管官廳の教職員を審査することができる。

第二條 都道府縣教職員適格審査委員會は、都道府縣知事が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の五名の委員中一名は都道府縣教育關係職員、一名は學校長、一名は學校長以外の教員とする。

前條第三項の規定による審査の場合は臨時委員會を置くことができる臨時委員は關係各廳の官吏の中から一名を地方長官が委嘱する。

第三條 大學教職員適格審査委員會は、大學總長又は大學長が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の場合學部を有する大學の審査委員は、なるべく各學部を代表するよう組織されなければならない。

15.

第四條 教職員適格審査委員會は、文部大臣が委嘱する七名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から一名を文部大臣が委嘱する。

第五條 中央教職員適格審査委員會は、文部大臣が委嘱する十一名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から一名を文部大臣が委嘱する。

第六條 審査委員會に幹事、書記若干名を置くことができる。

第七條 審査委員會を設置したときは、設置者は審査委員の名簿と各委員の調査表を添え直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。委員を補充したときも同様である。

第八條 各審査委員會の委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

第九條 文部大臣が審査委員會の組織を不適當であると認めたときは、審査委員の全部又は一部の變更を命ずることができる。

第十條 各審査委員會は設置者が招集する。

第十一條 各審査委員會の委員長は、審査委員の互選によつて定める。審査委員會に副委員長を置くことができる。

第十二條 審査委員會の審査は、非公開とし原則として書面とする。但し審査に付せられた者、又は再審

査の請求をした者を審査委員会に出頭させ、事實の陳述をさせても差支へない。

審査委員会が必要と認めたときは現地について事實を調査し、その他の資料を集めることができる。

第十三條 審査委員会が必要と認めたとき、又は審査に付せられた者の請求があつた場合、審査に付せられた者又は關係人を審査委員会に招いて事實の陳述をさせることができる。

第十四條 審査委員会の審査判定は審査委員の過半数でこれを決する。但し可否が同数のときは審査委員長がきめるところによる。

表決は無記名投票による。

第十五條 審査委員会の審査判定の結果を、都道府縣教職員適格審査委員長は文部大臣と地方長官に、大學教員適格審査委員長、教職員適格審査委員長、中央教職員適格審査委員長は文部大臣に、それぞれ知らせなければならない。

第十六條 審査委員長は審査委員会に於て不適格の判定をした場合には前條の通知をすると共に、これを不適格の判定を受けた者に知らせなければならない。

尙通知をするに當り判定理由を詳述し、該當條項を知らせなければならない。

第十七條 審査委員会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

一 調査表

二 審査記録

三 適格者名簿

四 不適格者名簿

五 其他審査に關する一件の書類

第十八條 都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第十九條 中央教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格と判定することができる。

第二十條 都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第二十一條 中央教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は都道府縣知事が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。

第二十二條 第十八條及第十九條の再審査又は特別の審査の請求は、第十六條の通知を受けた日から三週

間以内にしなければならない

第二十三條 文部大臣が特に必要と認めたときは、各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

第二十四條 中央教職員適格審査委員会が、同委員会に再審査を請求して來た者について、特に必要と認めたときは、原審査委員会に、その者の再審査を命ずるよう文部大臣に請求することができる。

第二十四條の二 文部大臣が、教職不適格者の恩給等を受ける権利又は資格の喪失についての免除をしようとする場合には、中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならない。

第二十五條 昭和二十二年政令第六十二條附則第四項の規定による指定の解除にあたつては文部次官、學校長又は地方長官の請求に基き中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならない。

第二十六條 都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会、又は教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受けた者が、中央教職員適格審査委員会に再審査の、又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査が確定する迄職務の執行を停止される。

第二十七條 各審査委員会の審査委員その他の關係者は、昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行う個人的責任を負う。

附 則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第二百六十三號に基き審査委員会に関する規程により設置された學校集團教員適格審査委員会に於て判定を受けた者の、再審査及び特別の審査については、この訓令の第十八條、第二十條及び第二十三條の規定を準用する。

この訓令を施行した後、都道府縣教職員適格審査委員会・大學教員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会というときは、従前の規程により設置されたそれぞれの審査委員会を含むものとする。又教職員適格審査委員会というときは、従前の規程により設置された教育職員適格審査委員会及び學校集團適格審査委員会を含むものとする。

七 教職員の除去、就職禁止等に関する勅令及びその施行規則、

並びに審査委員会の規程の改正について

昭和二十二年五月二十二日
發適六一號適格審査室長通知

昭和二十一年勅令第二百六十三號（教職員の除去、就職禁止及び復職等の件）と、その施行規則及び審査委員会の規程が今般改正されたので、それに伴い必要な事項につき、左記の通り通知する。

記

一 あらたに教職に就こうとする者はすべて審査委員会の審査を受けることになるので、新規採用の者に

つては、必要な調査表を徴し、それぞれの委員会の審査に付さなければならない。

特に學校集團教員適格審査委員会は、四月末をもつて廢止されたので、高等專門學校、教員養成諸學校等の教職員の審査はすべて教育職員適格審査委員会であることになったから御留意ありたい。

尙教職員適格審査委員会で審査を受けるものについては、文部省に於て任免の手續をする教職に限り、任用關係書類と共に調査表を文部大臣官房秘書課を通じて、その他は適格審査室を通じて、文部大臣宛に提出されたい。

二 新規採用の場合、特別の事情があるときは、便宜措置として、調査表を提出せしめると同時に取り敢えず任用しても差支ない。

但し軍隊よりの復員者については、審査を受けて適格であることを確認してからでなければ採用することはできない。

三 今般の規定の改正により、自動的に教職不適格者として指定せられるものはない、すべて審査委員会の審査判定に付することになるのであるが、従前の規定による施行規則別表第二は、別表第一として審査判定の規準とされることになった。

但しこの場合明らかにその規準に該當する者は不適格者と判定されることは變りない。

四 教員不適格者として教職を去らせられた者は、恩給等を受ける權利又は資格を喪失するが、文部大臣が特殊の事情があると認めた場合においては、その權利又は資格の喪失の免除をすることができると

になつてゐるので、免除を受けたい者は本人より恩給權等に関する免除申請書、免除申請理由書、理由書に陳述せられた事項に關する主なる參考資料及び指定書の寫しを文部大臣宛提出すればよい。

五 教職を去らせられた教職不適格者は、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署、その他の團體の執務の場所に入出してはならないことになつたので、その趣旨の徹底に當り遺憾なきを期せられたい。

六 従前の規定により、その施行規則別表第二に該當して、教職不適格者として指定された者については文部大臣が特に必要を認めたときはその指定を解除することができるが、その手續は従前のやうに文部次官、都道府縣知事又は學校長が文部大臣に申請するのである。

七 先に四月二十八日付發適五十三號により、各大學長、都道府縣知事宛に通知した改正規定に基く委員會は、速かに設置し必要な審査をするようにされたい。

八 調査表の様式については、施行規則第五條において、昭和二十二年閣令、内務省令第一號別記様式(一)(但し文部大臣の特に定めるものに關しては、この限りでない)によると定められてゐるので、調査表の様式は前記様式の調査表の中その一部を次のやうに改めたものとする。なお調査表には英文の記載はいらぬ。

第三ページ中「ロ職業及び軍務の履歴」を「ロ學歷職業及び軍務の履歴」に改め、その次に左の條文を加える。

一三の一 學業の履歷（在學し又は卒業した最終の學校及び學科と施行規則別表第一第十項に該當する者はその履歷を詳細に記載すること。但し年月日順に列記すること）

年 月 日	學 校 及 び 學 科	入 學 退 學 卒 業 等	備 考

第三ページ中「一三職業の履歷」を「一三の二職業の履歷」に改める。

第四ページ中第二項の次に、左の條文を加へ、第三項とする。

ハ 其他一切の軍務に關する履歷（すべて年月日を記載すること）

九 遞信省所管の中央無線電信講習所の所長その他の教職員は、教育職員適格審査委員會に於て、大阪、熊本、防府、仙臺の各無線電信講習所にあつては、所長及び二級以上の教育職員については教育職員適格審査委員會において、その他の教職員（支所、分室長並にその教員を含む）については本所所在の府縣教職員適格審査委員會において審査するものとする。

第五 教職審査の對象について

一 對象についての規定

教職審査を受けなければならないものは、教職にあるもののすべてであるが、その範圍については、昭和二十二年政令第六二號第二條において、「教職とは、官立・公立・又は私立の學校の教員その他の職員教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをいう」と定められている。そして更にそれが施行規則の別表第二によつて、具體的に決められているのである。従つて教職審査を受けるものの範圍を明らかにしたいときは、この施行規則の別表第二によれば良いのである。然しこの施行規則別表第二の教職審査の對象について参考となると思われる通知その他を左に集録する。

尙教職審査の對象は同時に教職不適格者として指定されたものが、就職を禁止されて居る教職の範圍であることに留意する要があろう。

1 復員軍人の復職又は採用等に關する件

昭和二十一年五月二十七日發學二五一號 文部省學校教育局長通牒

今般標記の件について聯合國最高司令部より別紙寫の通り指令があつたから御承知の上遺漏なく實施して下さい。尙この指令は昨年十月二十五日發電信、同年十月二十七日附發學六號及び本年一月七日附發學一號の通牒の一部が解除されたものであるが、その復員又は採用については審査をうけなければならぬ。該當者は五月七日附で公布された教職員適格審査の關係法令に基づいて審査の上措置されるのであるから左記事項參照の上よろしく御取計下さい。

記

一 教員は職の如何に拘らず凡て審査をうける。

昨年十月二十七日附發學六號及び本年一月七日附發學一號通牒に依つて授業擔當を留保されてゐる者及び復員軍人で新に教職につかうとする者も、凡て他の一般教員の場合と同様五月七日附の教職員適格審査に關する規定の適用を受け、同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第二に掲げてある範圍に屬する者は當然不適格者として教職につけないことになる。それ以外の者は適格審査委員會の審査を受け適格の判定があつた場合には授業を擔當することが出來、又新に採用せられることが出來る。

二 教育關係官公吏等で本年五月七日附閣令文部省令、農林省令、運輸省令、第一號別表第三に掲げてある者は凡て審査を受ける。

昨年十月二十七日附發六號及び本年一月七日附發學一號通牒に依つて右職務に従事することを留保され

てゐる者、及び復員軍人で新に右職に就かうとする者も、凡て一般教育關係官公吏等と同様五月七日附教職員適格審査に關する規定を受け、同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第二に掲げてある範圍にある者は當然不適格者として其の職に従事することは出來ないことになる。それ以外の者は適格審査委員會の審査を受け適格の判定があつた場合にはその職務に従事することが出來又新に採用されることが出來る。

右法令第一號別表第三に掲げてある職以外の教育關係官公吏等は適格審査委員會の審査を受けないが、適格審査に關する法令の趣旨に照し協議し差支なき場合に職務に従事することを留保されてゐる者は復職することが出來、又新に採用されることが出來る。

三 官公私立學校等の教職員の新規採用の場合は「便宜措置」として本年五月七日附閣令、文部省令、農林省令第一號別表第二の各項に該當しないと思料せられる者に限り取敢へず任用し、任用後其の教職の適格、不適格を審査すれば良い。

但し復員軍人については本年五月二十二日附の聯合國最高司令官覺書「復員軍人の教職従事に關する件」により必ず先づ審査を終了したる後でないと就職することは出來ない。

聯合國最高司令部第三五號（民間情報教育部）

昭和二十一年五月二十二日

日本政府宛覺書終戰連絡中央事務局經由

高級參謀部長 陸軍代將 B・M・フイツチ

復員軍人教職に採用の件

一 昭和二十年十月三十日附聯合軍最高司令部總司令官民間教育情報部發第三三號「教員及教育關係官の調査除外、認可に關する件」第一項のC參照。

二 日本軍隊より復員せる人々は皆、昭和二十一年五月七日に公布された勅令第二百六十三號に規定された適格審査に合格して認可を得れば、直に教職に就くことが出来るものである。

2 外國人の教職適格審査について

昭和二十一年七月二十三日文部大臣官房適格審査室長通牒

委員會に於ける審査に付ては次のことに御留意の上審査を進められたい。

追而一、三、のことは夫々規定の上で明示するやうに手續を進めてゐるが取敢へず通牒する。尙本件に關してはマ司令部とも打合せ済みである。

記

一 審査委員會に於ける審査は公開しないこと

二 外國人の教職員も（聯合國人であつても）全部審査すること

三 中等學校以下の學校の設立者又は學校を經營する法人の役員の審査はその學校所在の都道府縣教員適格審査委員會にて審査すること。

註 一 米國人、ソ聯人の如き聯合國人が學校の教員、法人の理事等に就任する際、日本人と同様の審査を受けなければならぬ。しかし總司令部又は軍政部の要員たる聯合國人は審査の必要がない。

二 法人の役員の審査は法人の事務所のある府縣でなく學校所在の府縣でなされることに留意する要がある。

3 朝鮮人の學校の教職員の適格審査について

昭和二十三年一月二十六日發適九號適格審査室長通知

朝鮮人を教育する學校の教職員についても、昭和二十二年政令第六十二號による教職員の適格審査をしなければならぬので、そのやうな學校の教職員について若し審査未了になつて居れば、必要な調査表を徴し、審査を実施されたい。尙調査表を徴されて、これを提出しない者には、政令第六十二號第八條の罰則の適用を要するので念の爲に申し添える。

4 朝鮮人の學校の教職員の審査について

昭和二三、四、一、發適二號

朝鮮人を教育する學校の教職員の審査については、一月二十六日付發適九號によつて通知したのである

が、朝鮮人を教育する學校であつても、學校教育法によらないところの、無認可の學校であれば、都道府縣監督廳が認可又は指定した後、に於て、その教職員を審査する必要がある。朝鮮人を教育する學校のみならず、その他の學校教育法による各種學校の教職員については、審査洩れのない様に御留意願いたい。各種學校類似の教育活動をしている施設については、都道府縣知事において、學校教育法による各種學校としての認可又は指定をすることになつてゐるが、認可又は指定を受けるまでは教職審査の対象にならないのである。

5 省令、訓令改正に伴ふ各省關係者の適格審査施行に關する件

昭和二十一年十月三日發適三六號 文部大臣官房適格審査室長通牒

122

昭和二十一年十月三日附公布の共同省令第一號により運輸省外六省所管の教育施設等の教職員が審査を承はることになつたが審査の實際に當つては左記により遺漏なきを期せられ度い。尙文部省以外の他省所管施設、局課の審査を要するもの及びその審査をすべき各適格審査委員會は附表のやうになる。

記

一 各審査委員會に於て審査すべき文部省所管以外の他省關係所管施設等の關係者（以下他省關係要審査者といふ）の審査に就いては關係官廳並びに當該施設と密接に連絡して調査表の受理等を圓滑迅速にすること。

二 他省關係要審査者の審査に當つては二名以内の臨時委員を置くことが出来ることになつてゐるから關係官廳と連絡しその推薦を受け設置者より臨時委員を委嘱すること。尙此の場合直ちに本省に報告すること。

三 臨時委員は當該關係官廳の要審査者を審査するときのみ委員會の審査に加はること。但し他省關係要審査者の審査をする際、本來の委員の數を臨時委員の數だけ減する等のことはしない。

四 審査委員長は總べて審査を請求したものを通じて、その審査結果を主務大臣及び要審査所屬の長（校長又は所長等）を経て本人に通知すること。

遞信關係のものについては遞信大臣並びに關係各遞信講習所長、無線電信講習所長又は遞信青年訓練所長宛に（遞信青年訓練所については關係所管遞信局長又は遞信管理部長宛にも）通知すること。

五 他省關係要審査者の審査をする適格審査委員會の設置者は委員會の名簿を關係官廳の主務大臣に通知すること。

六 警察講習所、警察練習所、消防練習所の教職員の審査は、警察官並びに警察官出身官吏につき再度に亘り不適格者の除外を實施済であるから今般は適格審査は實施しない。

七 昭和二十一年十月三日文部省訓令第七號をもつて、一部改正された教職員の適格審査をする委員會に關する規程において「關係各廳の官吏」とあるは、待遇官吏を含むものである。

八 少年教護院教員の適格審査をするため、教職員の適格審査をする委員會に關する規程第二條第三項の

123

規定により委嘱する臨時委員は、管下少年教護教員のうちから委嘱するのが適當と認められる。

九 其他、他省關係要審査者の審査に於ける議事規則、審査の標準等は五月七日附公布の教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程に據ること。

一〇 都道府縣教員適格審査委員會に於て審査すべき逓信省關係の施設に付ては、逓信局所在の都道府縣審査會に、同逓信局管轄の他の都道府縣に所在する教育施設の職員の審査を實施する様請求のあつた場合は、當該委員會に於てその審査をすること。

附 表

所管官廳	教育施設、局課	審査を委託される教職員適格審査委員會
農 林 省	水 産 講 習 所	學校集團委員會
運 輸 省	鐵 道 教 習 所	教育職員委員會（職員二級以上） 都道府縣委員會 都道府縣委員會（職員二級以上） 都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
	鐵道局工機部技能者養成所	教育職員委員會（職員二級以上） 都道府縣委員會 都道府縣委員會（職員二級以上） 都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
	鐵道青年學校	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
	海 務 學 院	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
	高 等 商 船 學 校	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會

外 務 省	外務官吏研修所	教育職員委員會
海 技 專 門 學 院	海 技 專 門 學 院	學校集團委員會
航 海 訓 練 所	航 海 訓 練 所	學校集團委員會
商 船 學 校	商 船 學 校	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
海 員 養 成 所	海 員 養 成 所	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
燈 臺 官 吏 養 成 所	燈 臺 官 吏 養 成 所	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
水路部技術官養成所	水路部技術官養成所	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
中央氣象臺附屬氣象技術官養成所	中央氣象臺附屬氣象技術官養成所	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
鐵道總局職員局教育課	鐵道總局職員局教育課	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
海運總局船員局教育課、各院、校、所の長及職員であつて普通二級官待遇以上の者の占める職	海運總局船員局教育課、各院、校、所の長及職員であつて普通二級官待遇以上の者の占める職	都道府縣委員會 都道府縣委員會 學校集團委員會 學校集團委員會
司 法 省	司 法 研 修 所	教育職員委員會
中央刑務官練習所	中央刑務官練習所	教育職員委員會
地方刑務官練習所	地方刑務官練習所	教育職員委員會
大 藏 省	稅 務 講 習 所	教育職員委員會
逓 信 省	高 等 逓 信 講 習 所	教育職員委員會（所長、職員二階以上） 學校集團委員會 都道府縣委員會
	普 通 逓 信 講 習 所	都道府縣委員會

内務省	無線電信講習所	教育職員委員會（所長、職員二級以下）
	逓信青年訓練所	學校集團委員會 都道府縣委員會
厚生省	都道府縣立少年教護院	都道府縣委員會
	認可少年教護院	都道府縣委員會
	國立少年教護院	學校集團委員會
	國立少年教護院長、教護官	教育職員委員會
	特設中等教員養成所	學校集團委員會
	特設國民學校訓導養成所	學校集團委員會
	警察講習所	
	警察練習所	
	消防練習所	

註 昭和二十二年五月以降は學校集團委員會は存在しないので此等はすべてすべて文部省に設置されている教職員
適格審査委員會でなされることになる。

6 公民館の役員の審査について

昭和二十二年六月十一日 發適六六號適格審査室長通知

各地に公民館の設置普及を見るに及び、公民館の社會教育上に及ぼす影響は大きいのでその館長・委員

又はこれ等に準ずる役員は、今般教職員適格審査の対象とされることになった。

それに伴い教職員適格審査に関する施行規則と、委員會の規定も左記の通り一部が改正され、公民館の館長・委員等の審査は都道府縣委員會でこれを行うことになったので遺漏なきを期せられたい。

記

一 共同省令第二號（昭和二十二年六月十一日）

第一條第三項中「これらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員を加える。

第五條中「これらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加える。

別表第二第六項の下に左の一項を加える。

七、公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員の職。

二 文部省訓令第七號（昭和二十二年六月十一日）

第一條第二項中「教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と、視學の職にある市職員及び小學校中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加える。

7 二級官及び二級官待遇の官吏の審査に関する件

昭和二十二年七月三十日 閣議第四六二號總理廳官房監査課長通知

標記の件に關し今般連合國總司令部の要請により二級官職及二級官待遇の官職（一國會職員にあつては之等の職に相當する職）の資格審査を行うこととなつたので左記事項御了知の上萬遺漏なきを期せられたる命により通牒する。

記

一 審査の對象は貴省（廳）及び貴省管轄の地方の各廳の二級官及び二級官待遇の官吏（國會職員にあつては之等の職に相當する職）とする。但し既に調査表を提出済の者及び教職員は除くものとする。

二 調査表は日英兩文にて二部必ず八月二十五日までに中央公職適否審査委員會事務局に提出致されたい。但し地方の各廳の分は九月十日までとする。

三 調査表は貴省（廳）にて作成致されたい。

四 言論報道關係者（總理廳令內務省令第三號參照）及び武德會關係者（七月二十五日內閣發表參照）は記載洩れのないよう留意しこれらの者の中で反證を提出しようとする者は、調査表に添えて提出しなければならぬ。

註 本通知において特に留意すべきは一般官吏の審査にあたり教職員はすべて公職の審査を受けず教職の審査に委

ねられていることである。

8 教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程の改正について

昭和二十二年十二月十八日 發適一一號適格審査室長通知

今般昭和二十二年政令第六十二號（教職員の除職禁止等に關する政令）の施行に關する規則、及び委員會に關する規程の一部が左記の通り改正されたので、左記事項に御留意の上遺漏なきを期せられたい。

記

一 三級官及び三級の職員又はこれらに相當するもの占める職にある者は、すべて教職審査の對象となつたのであるが、従前の規則により審査の對象となつていた「視學の職にある三級の事務職員及び市吏員」以外の、他の三級官職及び三級の職員又はこれらに相當するもの占める職にある者についての審査は、本省よりの通知をまつて實施されたい。

二 圖書館・博物館美術館等の館長及び通常三級官以上の職員又はこれに相當するもの占める職、並びに圖書館・博物館美術館等の設置者又はそれらを經營する法人の役員については、都道府縣教職審査委員會で審査する。但し國立圖書館・國立博物館（分館を含む）東京科學博物館の館長及び職員については、教育職員適格審査委員會で審査する。圖書館等の關係者の審査は、できるだけ早く實施されたい。

但し三級官又はこれに相當するものの占める職にある者については前項を参照のこと。

三 從來審査の対象となつていなかった助手も審査の対象とされるが、大學の助手については、その大學の教員適格審査委員會で審査すること。

但し審査實施については本省よりの通知をまつこと。

別記

一 文部省他關係各省共同省令第四號昭和二十二年十二月十八日官報記載

二 文部省訓令第十一號 同 前

註 1 都道府縣の三級吏員及び市吏員の解釋について、

昭和二十二年十二月十八日發適一號で通知した、「教職員適格審査に關する施行規則並に委員會に關する規程の改正について」の條文中「都道府縣の三級の吏員及市吏員」よあるのは教育關係の吏員をいうのである。なお教育關係事務職員は現在三級官又はそれに相當する者以上の職が審査の対象となつてをり、審査規準は一般の教員に對するものと差異はないのである。

2 教育部、民政部の審査範圍について、

昭和二十二年五月十五日付共同省令第一號による施行規則の改正により、教育部の各課は教職審査の対象となるが、民政部に設けられた兒童課の職員は審査の対象とはならない。

3 市役所、地方事務所等の三級吏員の審査について、

イ、市の教育主管部局課の長及びその課で通常吏員以上の者の占める職にある者は教職審査の対象となる。

地方事務所の教育關係者のうち縣の吏員である者は（例えば視學）教職審査の対象となる。

ロ、町村役場學事係は対象とならない。

ハ、學校書記心得も雇員であれば審査対象とならない。

ニ、學校の農業、家事、裁縫の助手は、三級官に相當する者であれば審査の対象になるが、雇員であれば審査対象とならない。

4 公立幼稚園、小、中、高等學校設置責任者の審査について、都道府縣適格審査委員會においては、道府縣の

三級吏員及び市吏員並びに幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者、又はこれらの學校を經營する法人の役員、並びに教職員の除去及び就職禁止等に關する政令の施行に關する規則（以下施行規則のこと）別表第二の第七項第八項の一に當る者を、とある中、幼稚園、小學校、高等學校の設置者を審査することになつてゐるが、公立の幼稚園、小學校、中學校、高等學校等の設置責任者として、市町村長、知事等の審査をする必要はない。

9 三級官及び三級の吏員等の教職適格審査について

昭和二十三年三月二十三日 發適二三號適格審査室長通知

昭和二十二年十二月十八日付文部省他關係各省共同省令第四號による教職員適格審査に關する施行規則の一部改正に伴う三級官及び三級の職員又はこれらに相當するものの占める職にある者の審査は、昭和二十二年十二月十八日付發適一一二號の通知により、本省よりの通知をまつて實施されることになつてゐるが、左記によりその審査を行うから御了知ありたい。

記

一 教職員適格審査の対象となつた三級官及び三級の職員又はこれらに相當するものの占める職にある者

には学校の助手及び副手（雇傭人に相當する助手及び副手は除く）、学校の養護婦等を含むものとする。

二 今般教職審査の対象となつた三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職に 現にある者の教職適格審査は、本年四月一日以降行うこと。

三 前項の三級官及び三級の吏員等の教職にあらたに採用する場合、又はこれらの教職にある者を退官、退職或いは轉官、轉職させようとする場合には、四月一日以前であつても審査を行うこと。

四 大學高等専門學校、教員養成諸學校の三級の事務職員の審査は、すべて文部省内の教職員適格審査委員會で行うので、文部省において任免の手續をする教職に限り、任免關係の書類と共に調査表を文部大臣官房秘書課を通じて、その他は適格審査室を通じて、文部大臣宛に提出すること。

五 囑託の審査については囑託制度の改廢が考慮されているので、これについては別途通知する。

10 教職審査に關する施行規則の改正について

昭和二十三年五月三十一日 發適四九號、審査月報第十二號

五月十五日付共同省令第一號により、教職審査に關する施行規則の一部が改正され、從前の規定では道府縣の教育部、又は教育民生部において教職審査の対象とされたのは、部長の他學務課及び社會教育課の課長並びに三級吏員又はこれらに相當するものであつたが、今般の一部改正により今後は都道府縣の教育部（局）の部長、各課の長並びに三級吏員又はこれらに相當するもののすべてが審査の対象とされる。即

ち教育部の中に設けられている總務課、管理課、體育課等の課も學務課、社會教育課の場合と同様に取扱われることになつたので、その審査については遺漏なきを期せられたい。

11 臨時職員の教職適格審査等について

昭和二十三年五月二十六日 發適二三號適格審査室長通知

三月二十三日付發適二三號の三級官及び三級の吏員等の教職適格審査についての通知により、囑託の審査については別途通知することとしていたのであるが、三月三十一日限りで囑託制度は廢止され、四月一日以後は從前の囑託に相當する者は、臨時職員となつたので、今後は左記によつて教職審査を行うから御了知ありたい。

記

一 三級官と同格以上の職にある臨時職員は、今後一般の教職員と同様教職適格審査を受けなければならぬ。

臨時職員の教職審査については、三月二十三日付發適二三號通知による取扱いを準用する。

二 教職適格審査委員會の設置されている大學の助手及び副手は、それぞれの大學の委員會において審査すること。但し大學における三級官又はそれに相當以上の事務職員の審査は、すべて文部省内の教職員適格審査委員會で行う。

三 昭和二十三年度より發足した新制大學については、昭和二十三年度に限り、これらの新制大學のうち従前の規定による大學であつたものにおいては、大學毎に教職員適格審査委員會を置き、従前の規程による高等専門學校であつたものにおいては、その教職員は文部省内の教職員適格審査委員會において審査を行うこと。

12 本年度に卒業する教員養成諸學校生徒の教職適格審査について

昭和二十三年二月十六日 發適一四號適格審査室長通知

本年度卒業の教員養成諸學校生徒であつて、卒業後直ちに教職に就こうとする者の教職適格審査については、左記により措置せられたい。

記

一 各學校（師範學校、青年師範學校、高等師範學校等）において、生徒の卒業前に必要な調査表を徴しそれぞれ所在地の都道府縣教職適格審査委員會に、審査の手續をとること。但し文理科大學等の卒業生で教職につこうとする者は、就職先の學校長を通じてそれぞれの委員會に、審査を請求するのである。

二 都道府縣教員適格審査委員會においては、教員養成諸學校生徒については、卒業後直ちに教職に就くことのできるように、卒業日まで、なるべく審査を終了するようにすること。

三 現在の教職員の適格審査に關する規準によれば、明らかに教職不適格者と判定される生徒（豫科練終了後下士官に任ぜられた者等）については、別個の取扱いを考慮中であるので、前二項による手續をとらずその者の教職審査については、追つて通知するまで保留して置くこと。

13 學校を經營する法人の役員に關する件

昭和二十一年十一月二十二日 發適五五號文部大臣官房適格審査室長通牒

了後下士官に任ぜられた者等）については、別個の取扱いを考慮中であるので、前二項による手續をとらずその者の教職審査については、追つて通知するまで保留して置くこと。

本年五月七日附の教職員適格審査に關する施行規則の別表第三の第六項により學校の設立者又は學校を經營する法人の役員は教職員適格審査の對象となつてゐるも、役員範圍に關しては從來監事及び理事と解釋し、顧問、參與、評議員等については審査の對象としていないのであるが、今般聯合國總司令部の口頭指令により、昭和二十一年勅令第一〇九號（公職追放令）及び勅令第二六三號（教職除去令）の該當者又はその基準に該當すべき者は顧問、參與、評議員等の職より除去され、また新しくその職につき得ないということになつたので、現在該當者がその職にあれば法人に於て解職し、また新しくその職に該當者を選任しない様萬遺漏なく御措置ありたい。尙措置濟の上は其の結果を速かに御報告願いたい。

二 教職對象についての解説

1 教職審査における公職の定義その他について

問 一 適格審査における公職とは何をいうか。

二 主要公職、普通公職の範囲。

三 中央と地方における審査指定の範囲。

答 一 適格審査における公職の定義は、昭和二十二年閣令、内務省令第一號別表第二による。

二 主要公職、普通公職の範囲は、昭和二十二年閣令、内務省第一號別表第二になされている。

三 中央と地方における審査指定の範囲は、昭和二十二年共同省令第一號第一條及び昭和二十二年文部省訓令第三號第一條にある。

2 保健婦養成所職員について

問 保健婦養成所職員は審査の対象となるか。

答 保健婦養成所は学校教育法による学校ではないから審査の対象とはならない。

3 洋裁学校、理髪学校等の職員について

問 洋裁学校(學院)、理髪学校職員は審査対象となすべきか。

答 洋裁学校(學院)、理髪学校が、舊私立学校令、又は学校教育法によつて設立された各種学校であるならば、教員、設立者、学校を經營する法人の理事等は當然審査の対象となる。

4 学校醫が公職該當者となつた場合

問 学校醫が公職該當者となつた場合の措置はどうするか。

答 学校醫を囑託している者が、公職追放者として本指定を受けた場合でも其の職を解かなくてもよい。なぜならば学校醫については現在教職審査の対象となつていないからである。

5 P・T・A又は後援會等の役職員の場合

問 P・T・A又は学校後援會等の役職員の審査はどうするか。

答 右は審査の対象とはなっていないが、不適格者がその職につくことは好ましくない。(學校教育局長通知發學二三四號参照)

6 私立学校又は私立学校を經營する法人の事務職員の審査について

問 私立学校や私立学校を經營する法人の事務職員はすべて審査を受けるか。

答 私立学校の事務職員は官公立学校のそれと同様雇傭員を除く外すべて審査を受けなければならない。雇傭員と一般の職員との區別が明瞭でない場合があることも考えられるが、單なる肉體的勞務に服するか否かという様な標準を考へて社會の一般通念によつて審査を受けるべきである。法人の事務員は一般に審査対象とならない。

7 教育に関する各種委員會の委員の審査に付て

問 社會教育委員の様な教育に関する各種の委員會の委員はすべて審査を受けなければならないか。

答 右の委員は委員としては審査の対象とはならない。教職審査における対象はあくまで限定列記であり、規定にないものは審査を受ける必要はない。しかしながら勿論教職又は教職不適格者を此等の教育に関する委員会の委員等に委嘱するのは當然避けて貰わなければならない。

8 一級官たる教官の審査について

問 一級官たる学校長又は一級教官は公職審査の外教職審査をも受けなければならないか。

答 一級官の新規任用に際しては公職教職の双方の審査を必要とする。

9 再度の審査について

問 小學校教員として審査を受けたものが専門學校を經營する法人の理事長となつた様な場合再び審査を受ける必要があるか。

答 審査はすべて一度受けければ如何なる場合にも有効であり且つ全國共通であるから職が異なつた場合再び審査を受ける必要はない。

10 舊制の學習院教授の審査について

問 宮内省で管理して居た學習院教授として審査を受け適格となつて居る者は一般の教職員の審査を受ける必要がないか。

答 舊制の學習院女子學習院の教職員は宮内省達による適格審査規定によつて審査を受けて居るのであり當然政令六十二號による審査を受けたとみなされることはない。

11 學校の出納吏員の審査について

問 學校の三級出納吏員は審査しなくともよいか。

答 出納吏員は出納局より辭令を受けて學校關係職員として勤務するものでないから審査対象でないのではないが、出納員として各校に派遣されるものは、それぞれの學校に勤務すべき旨の辭令を受けるか、又は事務官兼務の辭令を受けねばならぬので出納員も審査の対象となる。

12 公民館の役職員について

問 公民館の役職員の審査の範囲を示されない。

答 公民館の館長、委員又はこれらに準ずる役員の中、「これらに準ずる役員」とは顧問、主事、部長で、右のものが審査の対象に含まれると解されたい。

第六 教職審査の基準について

一 基準についての規定

教職審査の結果、教職から追放せられるべきものは、連合國最高司令官の教職に関する覺書に掲げてある職業軍人、著名な軍國主義者若しくは極端な國家主義者又は連合軍の日本占領の目的及び政策に對する

署名な反対者として指定せられた者であることは、昭和二十二年政令第六十二號第三條に規定せられてゐる。

教職審査の基準は、前述した様に教職に關する覺書に記されてゐるが、その基準を具體的に規定したのが施行規則の別表第一である。昭和二十二年五月二十一日以前の施行規則では現在の別表第一の第七項から第十二項までが、別表第二としてこれに該當する者は自動的に教職不適格者となり、追放されたのである。然し昭和二十二年五月二十一日以後、この別表第二は別表第一の中に列記されて、審査委員會における審査の基準とされることになつたのである。

教職審査の基準を示す別表第一の第八項により、昭和二十一年一月四日附覺書に該當する者は、教職不適格者となることになつてゐるので所謂、公職追放の基準に該當する者は教職の不適格にもなることになのである。

教職審査に關する施行規則別表第一の基準について、更に具體的な説明又は解説を加えた通知の類を左に集録する。

1 教職員適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件

昭和二十一年七月六日發適八號 文部大臣官房適格審査室長通牒

勅令第二六三號「昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に

基く教職員の除去、就職禁止及復職等の件」に基く教職員の適格審査に於ける軍關係者の審査基準を定めましたから之に依り審査をして下さい。

適格審査に於ける軍關係者審査基準

一 陸軍關係審査基準

1 正規陸軍將校

イ 閣内務省令 第一號別表第一の二の2條文

陸軍補充令（陸軍補充條例其の他之に相當する舊法令を含む）の正規の任用規定に依り現役將校（従前の將校相當官を含む）に任用せられ將校任用の當初より陸軍武官服役令（陸軍軍人服役令、陸軍服役條例其の他之に相當する舊法令を含む）に依る現役に服したる者

該當者

- (一) 陸軍士官學校出身者であつて少尉に任官した者
 - (二) 陸軍航空士官學校出身者であつて少尉に任官した者
 - (三) 陸軍經理學校出身者であつて少尉に任官した者
 - (四) 專門學校以上の學校の卒業者であつて志願に依つて現役各部將校に任官した者
- A 依託生制度に依る者（專門學校以上の學校に在學中軍に奉職を希望した者で其の成績が優秀なものに對し軍で學資を補助し卒業後將校に任官したもの）

B A の外専門學校以上の學校を卒業した者の中より銓衡に依り採用され直に見習士官に任ぜられ二乃至三ヶ月の後各部將校に任官した者

(五) 陸軍憲兵學校を卒業した憲兵少尉候補者であつて少尉に任官した者
該當しない者

(一) 専門學校以上の學校卒業者にして志願に依り技術候補生或は軍醫候補生より現役將校に任官した者(所謂短期現役將校と稱するもの)

昭和十四年勅令第四八六號(昭和八年勅令第六號)第七條(第四條)には「技術候補生より將校となりたる者(……衛生部醫官に任ぜられたる者)の現役期間は任官の日より起算し二年とし其の現役期間満つる日の翌日より之を豫備役に服せしむ

但し引續き現役に服することを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することを得
前項但書の規定に依り引續き現役に服することを許可せられたる者の爾後の服役は陸軍武官服役令に依る」と規定されて技術候補生及軍醫候補生から將校となつた者は服役延期の有無に拘らず「任官の當初より武官服役令に依る現役」に服した者ではないので従つて正規陸軍將校には該當しない

(二) 一般の幹部候補生(之は任官即日豫備役編入となるため)

(三) 特別甲種幹部候補生(同右)

(四) 陸軍文官(技師、法務官等)より陸軍技術部、經理部及法務部等各部現役將校に任用せられた者

2 陸軍特別志願豫備將校

イ 閣内務省令第一號別表第一の二の3條文

幹部候補生、操縱候補生等より豫備役將校となりたる者にして昭和十四年勅令第七百三十一號に依り志願に基き現役に服したる者

ロ 該當者

(一) 特別志願將校であつて更に志願に依り現役に服した者

特別志願將校とは豫備役將校中長期軍に服務を希望する者の中より銓衡に依り許可せられたものであつて身分は豫備役である。(昭和八年勅令第十二號に依る)特別志願將校中志願に依り採用せられ陸軍憲兵學校、陸軍士官學校、仙臺陸軍飛行學校、陸軍經理學校、陸軍軍醫學校、陸軍獸醫學校又は陸軍大臣の定むる部隊に於て概ね一年間必要なる學術を修得した後(これを通常丁種學生と云ふ)現役に服した者

ハ 該當しない者 (一) 幹部候補生(一年志願兵、一年現役兵を含む)、特別操縱見習士官、特別甲種幹部候補生、豫備候補生又は操縱候補生出身者たる將校であつて昭和八年勅令第十二號に依る特別志願をした者であつても更に前記ロ、の(一)の經過を経て現役に服したものでない者は該當しない

3 其の他の職業軍人と認められる者

イ 共同省令第一號別表第二の二の條文 昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務從事に適せざる者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者其の他すべての職業軍人

ロ 前項の「その他の職業軍人」に該当する者

(一) 陸軍補充令の正規の任用規程により現役下士官に任ぜられた者

A 兵より志願に依り下士官候補者となり現役下士官に任ぜられた者

B 特定の軍學校生徒の課程を卒業し下士官候補者を経て現役下士官に任ぜられた者(特定の學校とは陸軍少年戰車兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、千葉陸軍防空學校、陸軍少年通信兵學校、陸軍飛行兵學校、陸軍兵器學校等といふ)

ハ 「その他職業軍人」に該当しない者

(二) 兵、但し憲兵隊、特務機關等に勤務した者(閣令第一號別表第一の二の6に該当する者)を除く(三、参照のこと)

(二) 特別幹部候補生出身の下士官

特別幹部候補生は一年半の教育の後六ヶ月間下士官として現役に服する制度で特幹出身者は必ずしも永く軍務に服し度い希望を持つたものとは限らないからである(昭和十八年勅令第九二二號)

二 海軍關係者審査基準

1 正規海軍將校

イ 閣令第一號別表第一の二の4條文)

海軍武官任用令(海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例其他之に相當する舊法令を含む)

の正規の任用規定(昭和十九年勅令第四百十六號及舊昭和十七年勅令第五百號を含む)に依り現役士官又は現役特務士官に任用せられ士官又は特務士官の當初より海軍武官服役令(海軍特務士官服役令、海軍高等武官、準士官服役令其他之に相當する舊法令を含む)に依る現役に服した者

ロ 該當者

(一) 海軍兵學校生徒教程を終了し海軍少尉候補生より海軍少尉に任用された者

(二) 海軍機關學校生徒教程を終了し海軍機關少尉候補生より海軍機關少尉に任用された者
昭和十七年機關科士官の名稱は廢止せられ海軍機關少尉は海軍少尉となつた

(三) 海軍經理學校生徒教程を終了し海軍主計少尉候補生より海軍主計少尉に任用せられた者

(四) 文部省所管の諸學校を終了後永久服役の海軍軍醫科、藥劑科、主計科、齒科醫科、技術科、法務科の武官に任用せられ直に現役に服した者

(五) 特務士官(海軍の兵より出身し武官に任用せられた者)

ハ 該當しない者

(一) 短期(二年)現役の士官(軍醫、藥劑、主計、齒科醫、技術、法務)右の士官の中引續き現役武官に轉官したる者も該當者ではない。

(二) 文官(法務官、技師、理事官、法務官試補、技手、屬等)より武官(主計、技術、法務)に轉官した者

2 海軍特別志願豫備將校

イ 閣令 第一號別表第一の二の5條文 内務省令

(一) 召集中の豫備員にして海軍豫備員よりする海軍武官任用等特例(舊昭和九年勅令第百七十三號を含む)に依り志願に基き現役士官に任用せられたるもの

(二) 召集中の豫備役の士官及特務士官にして海軍武官服役臨時特例第二條の規定に依り志願に基き現役に服したる者

ロ 該當者

(一) 召集中の豫備員より現役に轉官した者

豫備員とは高等商船學校(水産講習所遠洋漁業科等を含む)を卒業し海軍少尉(豫備士官)に任用せられた者及大學令に依る大學の學部若くは豫科、高等學校高等科、專門學校若くは海軍大臣に於て之と同等以上と認める學校を卒業した者であつて海軍豫備學生又は海軍豫備生徒教程を終了し海軍少尉(豫備士官)に任用せられた所謂學徒出身者である。

これらの豫備員より現役に轉官した者は該當者である

(二) 召集中の豫備役の士官及特務士官であつて海軍武官服役臨時特例第二條の規定に依り志願に基き現役に服した者の全部

ハ 該當しない者

3

(一) 召集中の豫備員の中現役に轉官した實員數は極めて少數であつて大部分の豫備士官は該當しない者と取扱つてよい

其の他の職業軍人と認められる者

イ 共同省令第一號別表第二の二條文

昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務従事に適せざる者の公職よりの除去に関する件附屬書A號」に該當する者その他すべての職業軍人

ロ 前項の「その他すべての職業軍人」に該當する者

(一) 特定の軍學校を卒業し現役下士官となつた者

特定の軍學校例へば海軍砲術學校高等科練習生、海軍通信學校電信術練習生、海軍水雷學校高等科練習生等の教程を謂ふ

(二) 志願に依り現役の下士官となつた者

(一) 及 (二) に謂ふものは海軍武官任用令第二十二條の二第一項第一號並に第三號に該當の者である

但し兵役法第十九條によるもの、海軍志願兵令第十四條によるもの及海軍武官任用令第二十二條の二第一項第二號によるものは除外する

ハ 「その他すべての職業軍人」に該當しない者

(一) 兵役法第十九條に依る服役延期をした兵又は下士官であつて現役の延期が本人の志願に依らない所謂「服延」である現役にあつた者

(二) 海軍志願兵令第十四條第一項第一號に依る本人の志願に依らない所謂「服延」である現役に服した者

右に依り所謂海軍の志願兵の全部が教職不適格者となるものではない

(三) 兵は憲兵隊、特務機關等に勤務した者(閣令第一號別表第一の二の6に該當する者)以内務省令第一號別表第一の二の1、6、7、8、條文

外は不適格者とならない

三 前記一、及二、に依らない軍關係者審査基準

イ 閣令第一號別表第一の二の1、6、7、8、條文

1 元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戰爭指導會議の一員

6 憲兵隊、特務機關、海軍特務部又は其の他の特別若くは祕密牒報機關又は陸海軍警察機關に於て又は之と共に勤務する武官、兵、又は軍屬

7 陸軍省(但し昭和二十年九月二日以降任命せられたる者を除く)

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上の總べての文官又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總べての文官

8 海軍省(但し昭和二十年九月二日以後任命せられたる者を除く)

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上の總べての文官又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總べての文官

該當者

前項條文記載の者(但しハ、を除く)

該當しない者

(一) 特務機關又は海軍特務部に於て特別若くは祕密牒報又は警察以外の一般の勤務に服した者

(二) 前記條文に掲げる者以外例へば陸軍連絡部、北支特別警備隊等に勤務した者

(三) 聯合國軍進駐當時其の承認の下に治安維持の目的を以て一時一般軍隊を臨時憲兵隊に改編したるが右臨時憲兵隊に勤務した者

(四) 補助憲兵(一般軍隊の普通の將校、下士官又は兵を憲兵の補助に當らせたものを謂ひ本來の憲兵ではない)であつて之に服役した期間一ヶ月に滿たない者

(五) 陸軍省、海軍省と前記の條文にあるは各その本省のみを指すものではなく陸軍省關係、海軍省關係の總べての機關、學校等を指すものである

一 第一復員廳

下士官候補者養成學校名(其一、地上部隊關係)

陸軍憲兵學校 憲兵 下士官 陸軍輜重兵學校 輜重兵 下士官

陸軍戰車學校	戰車兵	下士官	陸軍兵器學校	兵	技	下士官
陸軍騎兵學校	騎兵	〃	陸軍經理學校	經理	〃	〃
陸軍野砲兵學校	野砲兵	〃	陸軍獸醫學校	獸醫	〃	〃
陸軍重砲兵學校	重砲兵	〃	陸軍戸山學校	軍樂	〃	〃
陸軍防空學校	防空兵	〃	陸軍少年戰車兵學校	戰車兵	〃	〃
陸軍工兵學校	工兵	〃	陸軍少年通信兵學校	通信兵	〃	〃
陸軍通信學校	通信兵	〃				

備考 歩兵下士官の養成は陸軍教導學校にて教育しありしも昭和十六年頃より内地及各軍毎に教育隊を設け教育せり。

下士官候補者養成學校名 (其二、航空部隊關係)

東京陸軍少年飛行兵學校	航空現役下士官たるべき少年飛行兵の一般教育
大津陸軍少年飛行兵學校	
大分陸軍少年飛行兵學校	
熊谷陸軍飛行學校	(操縦) 昭二〇、二軍隊化す
太刀洗陸軍飛行學校	(同右)
宇都宮陸軍飛行學校	(同右) 昭一九、秋閉鎖

所澤陸軍航空整備學校	(整備) 昭二〇、二軍隊化す
岐阜陸軍航空整備學校	(整備)
陸軍航空通信學校	(通信)
岐阜陸軍飛行學校	(操縦) (豫備役下士官教育)

備考 各航空軍(第一、内地、第二、滿洲、第三、南方、第五、支那、朝鮮)は航空下士官候補者隊を有す。

二 第二復員廳

下士官養成を目的とする特定の軍學校

海軍經理學校高等科練習生教程 (經理術、衣糧術)	
海軍砲術學校	(砲術、測的)
" 水雷學校	(水雷術)
" 對潛學校	(水測術、機雷術)
" 航海學校	(運用術、信號術)
" 氣象學校	(氣象術)
" 通信學校	(電信術、暗號術)
" 電測學校	(電測)

“
潛水學校

潛航術
" " "
水雷 操縱 內火 電機

特修科水測術練習生

海軍工機學校高等科練習生教程

（機關學校）

內火術 電機術 機關術

工作學校
（工作術）

專修科工作術練習生

練習航空隊

飛行衛練習生
高等科飛行機練習生
兵器

衛生學校高等科看護術練習生

海兵團高等科軍樂術練習生

“ ”
“ ”
法務術
“ ”

2. 適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件

昭和二十一年八月六日發適一五號 文部大臣房適格審査室長通牒

七月六日附發適第八號により通牒した軍關係者の審査規準の三のハの五の解釋は左記の通りに付念のため

通牒する。

記

陸軍省、海軍省と前記の條文にあるは各本省の文官を意味するのであるが本省以外の者でも本來の陸海軍部内の文官として奉職し勅任官となつた者は含まれる。

3 適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件

昭和二十一年十月二日發適八號 文部大臣官房適格審査室長通牒

七月六日附發適第八號により通牒した軍關係者の審査標準の二の三のロの（二）但書に謂ふ「海軍武官任用令第二十二條の二第一項第二號に依るものは除外する」の解釋は左記の通りに付念のため通牒する。

記

海軍武官任用令第二十二條の二の條文は次の通りであつて第一項第二號の師範徴兵の者は不適格にはならないのである。

「二等下士官ハ下士官タラシコトヲ志願スル兵長中左ノ各號ノ一ニ該當シ技倆優秀ニシテ任用試験ニ合格シタル者ヨリ拔擢ニ依リ各科別ニ從ヒ之ヲ任用ス但シ戰時又ハ事變ノ際其ノ他補充上必要アルトキハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ實役停年ヲ短縮シ又ハ任用試験ニ依ラズ之ヲ任用スルコトヲ得

一、飛行豫科練習生同出身ノ飛行術練習生又ハ飛行術練習生教程卒業ノ飛行兵タル者ニシテ一年二月ノ實

役停年ヲ有スルモノ

二 師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有スル者ニシテ九月ノ實役停年ヲ有スルモノ

三 前二號以外ノ者ニシテ一年四月ノ實役停年ヲ有スルモノ公務ニ因ル傷痍又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル者ニ付テハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ試験ニ依ラザルコトヲ得

任用試験ニ關スル規定ハ海軍大臣之ヲ定ム

尙當人が師範徴兵かどうか分明でない時にはその所屬してゐた横須賀、吳、佐世保又は舞鶴の地方復員局人事部に問ひ合はせると履歴原簿が保管してあるので明らかにする。當人が軍隊手帳を所持する時には師範徴兵の者であれば「師徴」と記入してあるので一覽して明瞭である。

師範徴兵の者が昭和十八年十一月一日附勅令第七百九十七號海軍下士官任用特例により海軍下士官候補者より下士官に任用された場合に於てもその者の身分は師範徴兵のままであるから不適格者とはならない。

4 軍關係者審査基準について

發適四九號、昭和二十三年五月卅一日 審査月報第十二號

昭和二十一年七月六日附發適八號による適格審査における軍關係者審査基準中に三のイの1において「元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戦争指導會議の一員」といふのは、現役の陸海軍將校及び樞機に參畫し、議決に參與した者をいふのであつて、その他の文官、囑託又は豫備役の將校等は

右に含まれないので、審査にあたつては、そのように取扱はれたい。

尙教職員適格審査に關する施行規則の別表第一第九項において「職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者」といふのは、陸軍又は海軍において囑託以上の職に勤務した場合、あるひは現役軍人又は志願により服役した豫後備役軍人の場合等を通算して十年以上になる者は不適格に該當するといふ意味であつて、陸軍又は海軍に雇傭人として勤務した場合、あるひは應召によつて服役した場合等はこれを含まないで、念のために申し添へる。

5 職業陸海軍職員の解釋について

昭和二十三年一月十二日 官適一五號適格審査室長通牒

今般公職審査において職業陸海軍職員に關して別記のように解釋することになつたので、今後は教職員適格審査に關する施行規則別表第一第八項及び昭和二十一年發適八號適格審査における軍關係者審査規準の適用に當つてもこの解釋が準用されるので然るべく御了知ありたい。

従前の解釋により教職不適格者となつた者であつて、この解釋によれば教職不適格者とならないものについては、各教職員適格審査委員會において再審査の上教職適格者と判定し、都道府縣知事の指定したものは都道府縣知事において不適格の指定を取消さなければならぬ。尙この場合には、昭和二十二年文部省訓令第三號第二十三條の規定による個々の審査を終了せる者に對する再審査指示申請の手續をする必要

はないが、再審査をした者の官職氏名及び結果については、直ちに文部大臣宛報告されたい。

記

- 一 大正九年以前に勤務した陸海軍軍醫將校及び衛生下士官でその勤務期間が短く軍人としての普通恩給を受けるに至らなかつた者は正規陸海軍將校及び現役下士官として取扱われない。
- 二 昭和十六年十二月八日以降において陸海軍の委託學生又は生徒に採用され、現役將校に任ぜられた者は正規陸海軍將校として取扱われない。
- 三 大正九年以前に勤務した憲兵で特別の考慮に値する證據を提出した者は個人審査で覺書に該當せざる者となすことが出来る。但し將校たりし者を除く。

註 職業軍人の解釋に關する通知の條文の疑義について

職業陸海軍職員の解釋については、一月十二日付官通一五號によつて通知したのであるが、條文の表現について疑義がある向も多いので、左に條文の補足説明をする。

- 1 「大正九年以前に勤務した陸海軍軍醫將校及び下士官で、軍人としての普通恩給を受けるに至らなかつた者は、正規陸海軍將校として取扱われない」とある條文中の「下士官」は、軍醫あるいは衛生兵の下士官をいうのであつて、一般の下士官を指すものではない。又「正規陸海軍軍醫將校」とあるは「職業軍人」という意味である。
- 2 「昭和十六年十二月八日以降において、陸海軍の委託學生又は生徒に採用され、現役將校に任ぜられた者は正規陸海軍將校として取扱われない」とある條文中「又は生徒」とあるは、陸海軍の委託生徒という意味である。陸海軍の委託學生又は生徒に採用されたものは、多くは見習士官の期間を経てから少尉又は中尉に任用されたのであつて、これらの現役將校に任ぜられたものは、正規の陸海軍將校として取扱はないという趣旨である。

るので、この條項においては現役下士官に任用されたものについての考慮はしてないのである。
尙右の職業軍人の解釋は、公職審査におけるものを、教職審査に準用したものであるため、下士官についての取扱ひにおいては、兵科の種別間において不均衡の點があるので、この點について現在正を考慮中である。

6 教職員適格審査施行規則に關する件

昭和二十一年九月九日發適二五號 文部大臣官房適格審査室長通牒

右の件につき別表第二の第二項並に第四項の第十八號第十九號、及び第二十一號の取扱は左記に依ること
に決定しましたから御承知下さる。

記

- 一 海軍特務部に於て特別若くは祕密課報又は警察以外の一般の勤務に服した者は教職不適格者ではない。
（七月六日發適八號適格審査に於ける軍關係者審査基準の三のへの（一）の「特務機關」の下に「又は海軍特務部」を加へる。）
- 二 舊制度の神宮皇學館については祭祀專攻科の前身である神道實習科及び附屬專門部の前身である普通科の卒業者は不格適該當者である。
- 三 愛知國學院（中部神祇學校）の卒業者については專修科の卒業者は不格適該當者となるが、本科卒業

者は教員養成の目的のものであるから不適格者とはならない。

7 教職員適格審査における海軍學徒兵の取扱について

昭和二十三年一月十六日 官適二號適格審査室長通知

教職員の適格審査において、いわゆる海軍の學徒兵については、普通の徴集による現役兵とは別個の臨時召集によるものであつて、豫備學生又は生徒の試験に不合格となつた者或は一度採用されても、將校たるの識量に乏しいとか、身體が悪いとかで下士官になつた者も、これは本人の志願によるものではなく、又豫備役の下士官に任ぜられたものであるので、教職不適格に當該しないものと認められるので、そのうちに取扱れたく通知する。

8 團體等の該當者の範圍について

昭和二十一年七月二十日發適一一號 文部大臣官房適格審査室長通牒

昭和二十一年 閣令
文部省令 第一號昭和二十一年勅令第二百六十三號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件）に基く教職員の除去、就職禁止及復職等の件）の施行に關する件

する件の別表第二の第二項及び第六項團體等の該當者の範圍を次のやうに決定したから御了知下さい。

(一) 別表第二第二項の大政翼賛會の關係團體

團體名	役職名		備考
	該當	非該當	
大日本産業報國會	會長(團長)	理事	中央本部に於けるものに限定す
農業報國聯盟會	副會長(副團長)	評議員等	
商業報國聯盟會	理事	評議員等	
日本海運報國聯盟會	理事	評議員等	
大日本青年報國聯盟會	理事	評議員等	
大日本婦人報國聯盟會	理事	評議員等	
大日本勞務報國聯盟會	理事	評議員等	
國防機械化協會	常任理事		

(二) 別表第二第六項の團體

番 號 團 體 名	役職名		備考
	該當	非該當	
1 大日本一新會	總裁、總務委員長、統制委員長、總務	顧問、局長、部長、青年隊長	
同 支 部	府縣支部長、府縣分營長、總局代表、西部連絡所(所長、常任總務、總務)	青年隊(隊長、副隊長、參謀)單獨支部長、單獨分營長	
2 大日本生産黨	總裁、總務	顧問、相談役	
同 支 部	府縣支部長、府縣聯合支部長、關西黨務局(總務委員長、書記長)	單獨支部長、部長以下	

- 3 大日本赤誠會 會長、局長、部長、塾長、補佐、幹事、評議員、
中央訓練所長、審議員
同 支 部 府縣聯合支部長、府縣聯
合塾長、單獨支部長、單獨塾
長
4 大日本青年黨 統領、局長、部長、審議
員、會長、顧問、委員、評議員
5 大東亞協會 會長、理事長、理事
6 大東塾 塾長、塾監、顧問、同人
7 大日本言論報國會 會長、專務理事、常務理
事、理事、監事、顧問、課長
8 玄洋社 社長、理事、監事、相談役、評議員
9 時局協議會 世話人、部長、客員
10 鶴鳴莊 主幹社、幹事、同人
11 建國會 會長、理事、評議員
12 金雞學院 理事長、學監、理事、幹事

昭和十二年同十三年
役名和統領、顧問、委員
評議員
昭和十四年
役名和統領、顧問、部長
評議員
昭和十五年
役名和統領、審查員、會
議局

- 13 黑龍支 部 主幹、幹事、書記長
關西支部長
14 國際反共聯盟 理事長、常任理事、理事、
主事、編輯主任、顧問
15 國際政經學會 理事長、理事、編輯責任
者、府縣支部長、顧問、幹事
16 國際粹大衆黨 總裁、總務
部長、東西本部長、府縣聯合支
部長、幹事、幹事長
17 國體擁護聯合會 委員長、常任委員、委員、幹事
18 明倫支 部 總裁、常務理事、理事、
府縣支部長、副支部長
19 瑞穂俱樂部 主幹、常務理事、理事、
府縣支部長、主事
20 尊攘同志會 主幹者中央世話人、地
方世話人、地方事務局主幹
21 大化會 會長、幹事、顧問
22 天行會 會長、常務理事、理事、顧問

- | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 |
|-------------------------------------|--------------------|---|---------------------------|--|
| 大
日
本
黨 | 同
支
部 | 東
振 | 東
方
同
志
會 | 東
亞
聯
盟
協
會 |
| 主席、本部常任委員、總務委員長、總務 | 府縣支部長、府縣聯合會專務局長、主事 | 自昭一五、一〇、二〇
至同二六、三、七
東方一六、三、七
自昭一六、三、七
以上の支部 | 會長、參與、理事
府縣聯合支部長、府縣支部長 | 顧問、理事長、理事、常任委員、編輯責任者
顧問、主幹者、地方責任者
府縣支部長又は代表者 |
| 本部委員、中央幹事、中央委員 | 單獨支部長 | 總裁、參與、常任理事、理事、監事
總裁、總務、常任幹事、參與
府縣聯合支部長、府縣支部長 | 顧問、評議員、常任幹事
單獨支部長 | 各部主任(除編輯部)
中央參與會員
連絡員
地區支部長、單獨支部長 |
| 自昭和一一、五、七、一
至同二五、八、二五
役名、本部委員 | | 東方青年隊長
單獨支部長 | | |

- | | | | |
|----|-------------|--|---|
| 37 | 勤王まことむすび | 主幹者、世話人 | 本部員 |
| 36 | 皇民實踐協議會 | 事務局責任者 | 事務局長、事務局相
談役 |
| 35 | 愛國社 | 社長、同人
愛國青年聯盟
愛國學生聯盟
愛國法曹聯盟
愛國新聞社 | 常任總務
指導者
理事幹事
支部長
總務局長、編輯部長 |
| 34 | 大日本皇道會 | 會長、理事 | 支部長 |
| 33 | 天關打開期成會 | 理事長、常任總務、總務、
理事、西日本總本部長 | 常任幹事、幹事、支
部長 |
| 32 | 國粹同盟 | 總裁、局長、總務、參與、
關西本部幹事長 | 支部長、顧問、參事 |
| 31 | 明倫會聯合會 | 理事長、常任理事 | 顧問 |
| 30 | 聖戰明徵國民運動總本部 | 常任世話人 | 顧問 |
| 29 | 大東亞青年同盟 | 中央委員 | 常任書記、顧問 |
| 28 | 全日本青年俱樂部 | 世話人 | |
| | 同支部 | 府縣聯合會長、府縣支部
長、事務局主事 | 單獨支部長 |
- 自昭和一一、八、一五
至同 一七、五、八
役名 總務委員長、總務
中央幹事、中央委員

- 38 維新公論社主幹、幹部
- 39 御楯塾塾長塾長、顧問
- 40 大日本勤王同志會主幹者、中央委員、地方顧問、相談役、地方事務局長
- 41 皇國運動同盟總裁、理事、常務理事長、顧問、相談役
- 42 大日本建國聯盟總裁、理事長、理事、支部長
- 43 國策社社長、社員
- 44 世男皇化會主幹者、發起人、幹部社員
- 45 大直會主幹者、有力幹部
- 46 神風特攻後續隊隊長
- 47 アジア青年社主幹、同人
- 48 振東塾塾頭、學監
- 49 直心道場總令、道場主、道場塾生長、長老
- 50 皇道翼賛青年聯盟委員長、常任委員、委員
- 51 一心塾塾長
- 52 大道塾塾長、塾監
- 53 至心寮主幹

- 54 勤皇まことむすび京都地方事務局主幹
- 55 勤皇まことむすび大阪地方事務局主幹者、世話人
- 56 國柱園總務會長、常任總務顧問、評議員
- 57 神農塾塾長、塾監、塾同人
- 58 紫山塾塾長、責任者
- 59 水戸ひもろぎ塾主幹者
- 60 愛郷塾塾長、輔佐教師、指導者
- 61 愛郷會主幹者、常任書記、本部指導員
- 62 一縣勤皇運動主幹者、理事
- 63 勤皇まことむすび津島道場主幹者、世話人
- 64 福島ひもろぎ塾責任者
- 65 皇道維新塾塾長
- 66 東天塾事務長、塾監、塾頭、總評議員、塾長代理、總令輔佐
- 67 青森縣勤皇青年同盟會長、副會長

- 68 勤皇まことむすび 主幹者、世話人
茨城地方事務局
- 69 東天 會 幹事長、副幹事
幹事
- 70 小松勤皇まことむすび 主幹者、世話人
- 71 雄姿 塾 塾長
- 72 羅真 塾 塾長
- 73 塾長勤皇まことむすび 主幹、世話人
岡山地方事務局
- 74 岡山市勤皇まことむすび 主幹、世話人
- 75 倉敷市勤皇まことむすび 世話人
- 76 和氣勤皇まことむすび 世話人
- 77 津山勤皇まことむすび 世話人
- 78 中和勤皇まことむすび 世話人
- 79 八東勤皇まことむすび 世話人
- 80 香川勤皇まことむすび 世話人
- 81 興南青年塾 塾長、事務長
講師
- 82 大和俱樂部 世話人

- 83 大日本勤皇會 會長、副會長、理事長、顧問
- 84 勤皇護國會 會長、主幹、總務 顧問、部長
- 85 東京創生會 會長、幹事
- 86 勤皇維新同盟 主幹、理事
- 87 事變處理研究會 主幹者
- 88 日本思想研究會 主幹、理事 相談役
- 89 青年亞細亞同盟 主幹
- 90 東亞思想戰研究所 主幹、理事
- 91 南鳴 會 會長、幹事長 幹事
- 92 政教 社 社長、主筆、主幹 部長、幹部
- 93 聖戰完勝會 主幹者、本部責任者 顧問、參議、同人
- 94 全日本國民特攻隊總本部 主幹、發起人 幹部社員
- 95 皇國同志會 理事長、理事、會長 顧問
- 96 東南亞細亞民族解放同盟 會長、理事長、常務
- 97 東亞協會 會長、主幹、理事長、理

- 98 東亞新秩序研究會 幹事長
- 99 大東亞建設協會 理事、常務理事、理事
- 100 大東亞青年隊 隊長、副隊長、幹事
- 101 大東亞運動研究會 會長、理事長
- 102 大亞細亞協會 會頭、副會頭、理事長、常任幹事、理事、支部長
- 103 亞細亞大陸協會 理事長、常任理事、調查部長
- 104 興亞滅共聯盟 會長、副會長、理事長、顧問
- 105 興亞運動同志會 主幹、理事
- 106 對支同志會 主幹、世話人、常任實行委員
- 107 同仁會 會長、副會長、事務理事、評議員
- 108 北海道國民道場 塾頭、指導局長、鍊成局長、出版部長、相談役、總務局長、事務局局長、各部長、顧問
- 109 天柱塾塾長
- 110 長崎創生會 主幹

- 111 信濃ひもろぎ塾 主幹
- 112 振東塾 主幹、發起人
- 113 米澤ひもろぎ塾 主幹、中心人物
- 114 東光會 會長
- 115 立山塾塾頭、幹部
- 116 聖明塾塾長
- 117 富山縣青年有志會 代表、連絡員
- 118 國民生活研究所 所長、理事、主事、顧問、參事
- 119 男建會 會長、常任理事、理事
- 120 大亞托士義塾塾長、主事
- 121 佐賀縣維新同志會 會長、有力幹部
- 122 原理日本社社長等
- 123 日本學生協會 理事長、理事、顧問

- 124 朱 光 會 責任者、委員 會員
- 125 全國大學教授聯盟 會長、常務顧問、監事、幹事、評議員
- 126 日本法理研究會 會長、顧問、有力なる會員、幹事 一般の會員
- 127 七 生 社 主幹、幹事、同人 會員

9 學術探検又は發掘事業に係した者の審査について

昭和二十一年八月七日發適一七號 文部大臣官房適格審査室長通牒

右の件につき左記の通り別表第一第六項の解釋が決定しましたから御承知下さい。

記

「昭和三年一月一日以降に於て日本軍によつて占領された聯合國の領土内で日本軍の庇護の下に學術上の探検或は發掘事業を指揮し又はこれに参加した者」の解釋は大體次の通りである。

一、舊滿洲國、中華民國、南方諸地域等で軍の庇護の下に純粹に軍事上の目的のため學術上の探検或は發掘事業を指揮し又はこれに参加した場合は一應該當するのであるが世界文化の進展に寄與するが如き純粹に學術上の研究が主である場合は該當しない。

二、資源或は貴重なる物件を奪取する目的で考古學等に関する學術上の探検又は發掘事業を指揮し又はこ

れに参加した場合は該當するがそれらの物件を發掘したとしても科學的に分類整理して世界の學術研究に役立て公共の利用に供し得るやうに取扱つたものであつて之を私の利益のために私藏したものでなければ右に該當しないのである。

10 教職員適格審査の規準における別表第一第一〇項に掲げるもの

以外の神職養成を目的とする學校について

昭和二十二年六月十三日 發適六七號適格審査室長通知

教職員の適格審査に関する施行規則別表第一第一〇項に掲げられた神職養成を目的とする學校に該當するものと、該當しないものとを左記の通り決定したので御通知する。尙該當する學校又は施設の昭和十二年七月七日以降昭和二十年九月二日迄の間の卒業者は、教職不適格の基準に該當するものとなるので、そのように御了知ありたい

記

一 該當するもの

- (一) 私立熊本國學院(熊本市)
- (二) 山口縣神社廳附屬學院(山口市)
- (三) 財團法人大社國學院(島根縣)
- (四) 島根縣神職養成部(島根縣)

- (五) 西部神祇學校 (福岡市)
- (六) 京都國學院 (京都市)
- (七) 愛媛國學院 (愛媛縣)
- (八) 愛知國學院專修科 (中部神祇學校) (愛知縣)
- (九) 福岡國學院 (福岡縣)
- (一〇) 皇典講究所國學院 (廣島縣)
- (一一) 福島縣神職候補者養成所 (福島縣)
- (一二) 志波彦神社・鹽釜神社神職養成所 (宮城縣)
- (一三) 山形縣神職養成所 (山形縣)

二 該當しないもの

- (一) 伊勢専門學館 (三重縣)
 - (二) 神職養成講習會 (大阪市)
 - (三) 神職養成講習部 (山梨縣)
 - (四) 岐阜縣飛騨國皇典講究支所 (高山市)
- 註 右の他、大分縣騰宮學會館は該當しないものと認められる。

11 大日本武徳會役員及び言論出版關係者について

昭和二十二年九月五日 發適九七號適格審査長通知

今般右の件につき公職追放令の基準、擴張された結果、本年五月二十一日附政令第六十二號の基準も當然に擴張されることになつたので、右の基準に該當する者(但し一級官を除く)に對し、教職員適格審査

委員會及び各大學・都・道・府・縣の教員適格審査委員會において、左記によつてそれぞれ審査をする事になつたので御承知を願ひたい
なお一般の二級官は公職追放令の適用をうけ右兩基準による審査をうけるのであるが、教職員は一應除かれることになつてゐる

記

- 一 教職員中一級官は内閣において公職追放のみによる審査をうけることになつてゐるので政令第六十二號による審査は必要ない。
- 二 言論出版關係の基準は、本年六月三十日官報號外登載總理廳令內務省令第三號、武徳會關係は八月二日附同令第六號によるのであるから、詳細は官報によつて承知の上、該當者は自發的に各々審査をうける委員會宛申告するように取扱はれたい。なおその際反證も併せて提出すること、反證については七月三十日附發體一三八號及八月十八日附發體一三八號の通知を特に参照されたい。
- 三 教育行政官公吏であつて既に本年一月四日以降調査表を中央公職適否審査委員會に提出済みのものは反證については中央公職適否審査委員會宛にも當方に對すると同様提出されたい。
- 四 現に在職中の者については今回特に調査表を提出させる必要はない。
- 五 實際の審査は本省よりの連絡をまつて開始される。
- 六 以上の件について各審査委員長に御連絡ありたい。

12 大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職適格審査について

昭和二十三年一月二十六日 發適五號適格審査室長通知

首標の件については、九月五日附發適九七號により、その審査の實施は、本省よりの連絡をまつて開始されたい旨通知したのであるが、今般左記の通り大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職適格審査の規準が決定したので、この規準により直ちに審査を實施するよう措置されたい。

尙右により審査を實施した場合には、審査を受けた者の官職・氏名及び結果を直ちに文部大臣宛報告されたい。

記

大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職審査規準

一 大日本武徳會都道府縣支部役員

1 支部長 原則として全部該當する

但し終戦の年の二、三ヶ月在職の場合は考慮する。

2 理事長 在職期間が六ヶ月以上の者は原則として該當しない。

在職期間が六ヶ月以上の者は原則として該當する。但し本人の他の經歷において、昭和二十一年一月四日附覺書附屬書A號の各項に該當する様な處がある場合は、個人

的に審査して決定する。

3 副支部長 副支部長は原則として該當しない。

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は個人的に審査して決定する。

(1) 副支部長としての在職期間が當該期間の殆ど全期に亘つている場合

(2) 特に活潑な活動をした場合

(3) 本人の他の經歷において、昭和二十一年一月四日附覺書附屬書A號のB項よりG項に至る各項に該當する様な處がある場合

4 理事 理事は原則として該當しない。

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は、個人的に審査して決定する

(1) 理事としての在職期間が當該期間の殆ど全期に亘る様に長期である場合

(2) 3の(3)に該當する場合

5 部會長 部會長は原則として該當する。

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は、個人的に審査して決定する。

(1) 會の軍國主義化に特に積極的に反對し之を阻止した顯著な行動があつた場合

(2) 特に活潑な活動をしなかつた弓道部會長

(3) 柔道部會長については、特に活潑な活動の無い限り、他の部會長に比して幾分有利

に審査すること。

6 支所長 支所長は原則として該当しない。

但し次に掲げる各項の何れかに該当する場合は個人的に審査して決定する。

- (1) 支所長としての在職期間が相当長期に亘る場合
- (2) 3 の(3)に該当する場合

備考 中央本部の役員については、右に準じて更に厳密に審査の要があるが、ここには省略するので不明の點があれば本省に照會されたい。

二 言論出版関係者

1 反證のない限り、會長以下の規定されている職務にあつた者は該当者となる。

尙そのうち「重要な地位を兼ねた取締役又は理事」の重要な地位とは新聞社においては總務局長、業務局長、同次長、營業局長、同次長、編輯局長、同次長、計理局長、同次長、整理部長、編輯部長、政治部長、經濟部長、社會部長等であり、雜誌出版関係においては部局長以上、映畫關係では、本社製作部局長、企畫部局長、總務部局長、業務又は營業部局長である。

但し放送關係では協會本部の理事で、名古屋、廣島、仙臺及札幌の中央放送局長である者は重要な職を兼ねた者とは見做されない。

2 各團體における特殊事情は考慮されなければならない。

新聞社においては編輯局長又は次長の制のない所では、編輯長と言う名稱のもとに編輯局長又は次長と同様の權限を有しているものがある。又反面理事という名稱を持つていても單なる職員に過ぎない者がある。即ち榮譽的なもので社の方針決定に關與しない者である。雜誌出版社については、個人經營のものが多く、又正式の名稱を持たない者も多いので、社の實情に應じて實際に權限を持つていたかどうかで、該當と非該當を決定しなければならない。

映畫關係で製作局長とは、その上に撮影所と稱するものがない團體（日本映畫社）撮影所の上部機構として製作部のあつた團體（東寶映畫）のそれであつて、撮影所内の製作部の部長ではない。

3 個人反證に左の諸點が認められる場合には非該當となる。

- イ 短期在職者（三ヶ月以内位）であること。
- ロ 特に自由主義的思想傾向の持主であること。
- ハ 實質的な權限を持たず、その地位が名目的であつたこと。
- ニ 該當記事又は該當映畫等が、その在職中に全然ないこと。又は少ないこと。

13 言論出版関係者の教職審査に關する通知について

昭和二十三年五月三十一日 發適四九號號、審査月報第十二號

昭和二十三年一月二十六日附發適五號「大日本武德會役員及び言論關係者の審査について」の通知の本文

中二の1に「反證のない限り、會長以下の規定されている職務にあつた者は該當者となる」とあるが、規定されている職務というのは、昭和廿二年閣令、内務省令第一號別表G項該當言論報道團體中に掲げる會社又は團體における役職員であつて、同閣令、内務省令第一號備考の五の1に規定されている職務をいうものである。

この「規定されている職務」を右以外のすべての新聞社等における前記發適五號通知二の1の説明に記載の總務局長、業務局長等を指すものと誤つて解釋されている向もあるので、ここに念のため發適五號を補足説明して置く。

14 舊正規陸海軍將校及び憲兵等の取扱に關する件

昭和二十三年六月十七日 官秘四九號、文部次官通知

標記の件に關し今般連合國軍最高司令部より爾今左記により取扱うよう指示があつたから、取急ぎ措置せられたい。

記

一 昭和二十二年閣令、内務省令第一號別表第一の二の2乃至5に掲げられた基準に該當する者並びに憲兵は、官吏、官吏同格者、待遇官吏、地方公共團體の吏員及び昭和二十三年政令第五十六號に基く臨時職員並びに同令に準ずる條令等により設置された臨時職員は勿論、雇員、傭人等名稱及び身分の如何を

問わず、すべてこれらの職に新たに就任し又はその職に留ることを認めないこと、（昭和二十二年閣令内務省令第一號別表第一の二の條文は五月十一日附發秘四號を参考にされたし）
二・現に貴校及び關係部内に前掲の職員が在職している向は直ちに一、による措置を通知の届いた日附で實施せられ右措置の完了後本省各局課は六月二十二日文部各廳、直轄各部、公立大學高等專門學校は七月八日までに（イ）別紙様式（一）による解職者員數報告及び（ロ）別紙様式（二）による解職者名簿を作成し遲滞なく秘書課分室宛に報告せられたい。

別紙様式（一）

舊陸海軍正規將校憲兵等解職者員數報告

月 日 學 校 名

職 種	舊 階 級							計
	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	大尉	
官 吏								
臨時職員								
雇 傭 人								
等 の 別								

記載上の注意

陸・海軍・憲兵の區別は該當欄の該當員數末尾にA・N又はKと記すこと。

別紙様式 (二)

舊陸海軍正規將校憲兵等解職者名簿

月 日 學 校 名

舊 階 級	氏 名	職 名	解 職 年 月 日

記載上の注意

1 氏名はA、B、C項に排列すること。

2 解職年月日は通知を受取つた日。

二 審査基準についての解説

1 在郷軍人分會長事務取扱について

問 在郷軍人分會長事務取扱は該當するか。

答 在郷軍人分會長事務取扱については、本人が實質的に在郷軍人分會長の事務をとつていたものであれば、教職不適格者の規準に該當する。

2 翼賛壯年團長について

問 翼賛壯年團長の該當期間はどうなるか。

答 翼賛壯年團長の該當期間は、昭和十二年七月七日より昭和二十年九月二日までとするか、同二十年六月十日に同團縣本部が、市町村支部がその後國民義勇軍に編成變えになり解散しているその時期までとするかについては、實質的に解散した時期迄を該當期間とすべきである。

3 滿洲國協和會について

問 滿洲國協和會の性格及び職員については如何に取扱つてよいか。

答 滿洲は協和會は日本に於ける翼賛關係の様な性格を持つていたものとの見解もある。協和會の中央機關の役員は不適格の規準に該當するが、地方の省の本部長、副長等の職に在つた者はその経歴のみで該當はしないが、之等の者についてはその言動について調査し、實質的に審査せねばならない。

4 別表第一第十項第十二號について

問 問別表一の第十項第十二號の「前十一號以外の折衝關係の學校」の中に師範學校の大陸科は入るか。

答 第十項第十二號については今のところ該當學校を考慮しておらない故、鹿兒島高等拓殖學校、鹿兒島農業學校、拓殖科、師範學校大陸科等は規定にある拓殖學校ではない。

5 滿洲建國大學前期終了者について

問 滿洲建國大學前期課程終了者は該當するか

答 例へば昭和十七年十二月建國大學前期第三學年の課程を終了後、翌年後期政治學科第二學年に進級し、學徒應召のため休學した者は第十四號の規程に該當する。

6 滿蒙開拓青少年義勇軍鯉淵幹部訓練所について

問 滿蒙開拓青少年義勇軍鯉淵幹部訓練所と滿蒙開拓指導員養成所との關係はどうか。

答 滿蒙開拓青少年義勇軍鯉淵幹部訓練所は滿蒙開拓指導員養成所とは別個のものである。

指導員養成所を出た者は、共同省令別表第一の一〇の二に該當するが、幹部訓練所を出た者は該當しない。

註 滿蒙開拓指導員養成所所在地

茨城縣東茨城郡鯉淵村大字鯉淵字九

開校年月日 昭和十七年十二月一日

本科第一部第二部各部三ヶ年、入學資格、中卒
設立者、財團法人滿洲移住協會

7 日本大學皇道學院卒業者について

問 日本大學皇道學院卒業者で修養團の講師であつた者は該當するか。

答 日本皇道學院は單なる講習會的なもので、學術研究的なものでないので、別表第一の一〇の21に該當しない。
又同學院を修了し、修養團講師として勤務した者も、その経歴のみでは教職不適格者とはならないが、冒動等につき實質的に慎重に審査をしなければならぬ。

8 盛岡高等農林學校拓殖訓練所について

問 盛岡高等農林學校拓殖訓練所は該當するか。

答 盛岡高等農林學校委託文部省拓殖訓練所は、盛岡農林專門學校附設第一拓殖訓練所の誤りと思はれるが、昭和十二年七月七日以降昭和二十一年九月二日迄の間に同訓練所を修了した者は、別表第一の一〇の2に該當し教職不適格者である。

9 滿洲國軍官について

問 滿洲國軍官の取扱について示されたい。

答 幹部候補生終了後教職にあり、後滿洲國舊軍官となつた者は日本陸軍の正規の將校としては取扱われないのでその経歴のみでは不適格者にはならない。即ち滿洲國陸軍將校には日本の豫備役將校で行つた者が多く、それらには必要に應じ日本の陸軍に召集されていたのであるから、滿洲國陸軍將校であつても日本陸軍の現役將校でない者は、一應不適格規程該當者ではないと認められるが、諸般の事情を考慮して公職に於ては不適格の取扱をしている。従つて教職においても不適格とすべきである。

10 満洲新京陸軍經理學校卒業者について

問 満洲新京陸軍經理學校卒業の現役下士官は該當するか。

答 右は入營して經理下士官要員として師團經理部に通學後、満洲國新京陸軍經理學校に依託學生として入校し、同校卒業後、主計軍曹に任官の復員（現役除隊）したのであるが新京陸軍經理學校に入校し卒業後現役下士官に任官したのであるから不適格者となる。

11 大正九年以前の軍醫と恩給年限について

問 大正九年以前に勤務した陸海軍醫將校及下士官について。

イ 勤務期間が短く軍人としての普通恩給を受けるに至らなかった者とは、實際に恩給を受けた者でも實役十二年未滿の者と解釋されるか。

ロ 大正九年以前前後と繼續して勤務した者で、勤務期間中大正九年以前に恩給を受ける年限に達しない者は非該當者としてよいか。

答 イ 實際に恩給を受けた者は職業海軍職員と見なされる。

ロ 大正九年以後も繼續して勤務した者は、官適一五號による職業陸海軍職員より除外の解釋は適用されない。

12 現役下士官の該當期間について

問 現役下士官の該當期間については特に規程があるか。

答 軍關係審査規程二、の三、のロ、の（二）「兵より志願により下士官候補者となり現役下士官に任ぜられた者」

の該當期間については任官の時期の如何を問わず官適一五號によるものの他は不適格該當者と解すべきである。

13 志願によらない現役下士官について

問 志願によらない現役下士官と推定されるものの取扱はどうするか。

答 例へば學歷は専門學校卒業の者で、昭和十五年二月現役入隊をなし、昭和二十一年八月主計曹長で復員した者について見ると、陸軍では約四ヶ年の服役延期のまま勤務させるといふことはなかつたと思はれ、志願により下士官に任官し勤務した者と一應推定される。然し本人は下士官任官は志願によるものでないと述べているとすれば客觀的な（志願でない證明）資料を求め、服延か志願かを決定し適否を判定しなければならない。

14 憲兵要員として勤務中終戦となつた場合

問 憲兵要員中終戦を迎えたもの、即ち昭和二十一年五月二十日から關東憲兵隊教習隊において、臨時憲兵要員として教育中に終戦となり、正式の憲兵は拜命していない者は、補助憲兵一ヶ月以上勤務した者として取扱うべきか。（身分陸軍上等兵）

答 昭和二十一年五月二十日から關東憲兵隊教習隊において臨時補助憲兵要員として教育を受けた者であつて、憲兵と共に勤務した者であるならば、正式の憲兵は拜命してなくても現在の取扱ひにおいては教職不適格に該當するが、補助憲兵についてはその取扱ひに考慮が加えられているので通知するまで審査を保留しておきたい。

15 補助憲兵について

問 終戦後、外地に於て四十日間補助憲兵として憲兵隊に派遣せられている軍歴を有する者の審査で、提要（八〇

頁)記載八ノ(四)に依れば期間一ヶ月未満の者は非該当であるが。
イ 時期(終戦の前後)の如何を問はず一ヶ月以上の勤務者は不適格とするか。
ロ 勤務内容に依つて判定するか。

ハ 昭和二十一年十月十六日臺灣に連合軍が進駐して居り、その以前(終戦後)一ヶ月以上憲兵隊に派遣を命ぜられ、(兵籍名簿に明記補助憲兵として勤務した者は、前問イ項で審査するか。

ニ 憲兵志願に依り憲兵下士官候補者に選抜され教育中終戦となり、憲兵兵長として復員せる者の審査は如何にするか、(實務につかず)。

答 イ 一ヶ月以上の勤務をした者というのは、終戦前の勤務についてであつて、昭和二十年九月三日以後の勤務については、期間に算入する必要はない。

ロ 第一審の審査においては勤務内容の如何にかかわらず一ヶ月以上の者は該当するものとして取扱われる。

ハ 昭和二十年九月三日以後の勤務につては、イ参照のこと。

ニ 憲兵志願により憲兵下士官候補者に選抜された者であつても、實務につかず、下士官にも任官しない者は、不適格該当者ではない。

但し、以上は現在の取扱いであつて、近く補助憲兵については、別個の考慮がはられることになるかも知れない。

16 豫科練習生の課程を経たものについて

問 昭和一九年土浦海軍航空隊豫科練習生となり、同二十年八月飛行兵長で終戦に依り復員し、同年九月一日海軍二等兵曹に任官、豫備役編入となり、同年十一月某縣立農林専門學校に入學し、同二十三年三月同校卒業見込の者はどう取扱うか。

答 土浦海軍航空隊豫科練習生の課程を経て、昭和二十年九月一日海軍二等兵曹に任ぜられた者は第二復員局地方世話部人事係には任官取消を申し出て、任官が取消されれば不適格者ではない。

問 昭和十八年十二月奈良航空隊に入隊し、同二十年五月海軍二等兵曹(現役)に任官し、同年八月終戦に依り復員し、同年十一月某縣立農林専門學校に入學し、同二十三年三月同校卒業見込の者はどう取扱うか。

答 奈良海軍航空隊に入隊し、昭和二十年五月一日海軍二等飛行兵曹(現役)に任官した者については、豫科練の課程を経たものであるか、又は下士志願をしたものであるか、該當者である。右の様な課程を経ないで服延等により任官した者であれば不適格該当者ではない。

問 豫科練卒業者の取扱について左記の項について説明されたい。

一 昭和二十年九月二日以前に下士官に任用された者は不適格者なるや否や。

二 豫科練を卒業した者は不適格者なるや否や。

三 豫科練の課程二年で卒業すべきところ、戦時中なるため一年に短縮して繰上げ卒業をした者は不適格者なるや否や。

四 豫科練に關しての審査規準を示されたい。

答 一 昭和二十年九月二日以前に下士官に任用された者は、適格審査に關する施行規則表第一第八項に該當する故、一應不適格者として判定すべきである。

二 豫科練の課程二年を戦時中なるため一年に短縮して繰上げ卒業をした者でも、下士官に任官している者は不適格者と判定すべきである。

三 四、豫科練に關する審査については左のような規準になる。

イ 豫科練の課程を終了して下士官に任官した者は、職業軍人と認められる。但し昭和二十年九月一日以後仕官した者であつて、地方復員局において任官を取消された者は該當者でない。

註 (但し書の任官取消しが實際に適用されたのは昭和二十年九月一日及び二日に任官した者についてであり、

任官取消により該當者でなくなる九月三日以後に任官した者は任官取消の處置を受けなくても該當者ではない。
豫科練の課程を終了し又は豫科練を卒業しただけで、下士官に任用していない者は該當者とはならない。

17 昭和二十年九月二日以降の軍務履歴の加算について

問 昭和二十年八月二十七日部隊解散（當時陸軍准尉）迄は十年に満たないが（九年六ヶ月）二十一年六月一日復員（當時任陸軍少尉）迄数えると十年三ヶ月となる者は、十年以上軍務に服したものとみなすか、なお軍勤務年数は終戦迄とするか、復員完結迄とするか。

答 昭和二十年九月二日以降の勤務は軍隊の勤務年数に加算されないもので、當人の場合は十年に満たないことになる。

18 補充兵より下士官に任官した者について

問 昭和十九年七月補充兵として入團、即日海軍二等兵に進級し、昭和二十年三月、下士官候補者として水兵長を拜命し、昭和二十年六月海軍二等兵曹に任官し、昭和二十年八月十五日、應召解除となつた者はどう取扱うか。
答 昭和十九年七月補充兵で入團し、同二十年三月下士官候補生となり、六月に海軍二等兵曹に任官しているのであるが、これが現役下士官に任ぜられたものではなく、豫備役の下士官に任ぜられたものであれば不適格該當者にはならない。

19 特高警察及び内務省警保局に勤務した者について

問 教職審査に關する施行規則別表第一第一一項においては、特高警察に二年以上勤務した者は不適格者というこ

とになつてゐるが、同項第五號に「特別高等警察關係官吏」とあるのは、どのような範圍までの者をいうのか。

又 内務省警保局の官吏についてはどうか。

答 「特別高等警察關係官吏」としての在職年数には警察部長の職にあつた者、特高警察に在職したすべての官吏等の勤務した期間が通算されるのである。内務省警保局の勤仕官及び奏任官については、警務官又は警務官補の在職期間を通算される。

20 共同省令第一號別表第一第二號の獨裁主義又は全體主義の鼓吹について

問 校長や視學が著しく獨裁的又は全體主義的態度や行動のあつた場合これを以て獨裁主義又は全體主義を鼓吹した者という別表第一第二號を適用して差支えないか。

答 第二號の規定は實際獨裁主義や全體主義を鼓吹した者というのであつて左様な行動があつたということは好ましいことではないが本號の規定を適用することは當をかくのである。

21 別表第一第八項のその他すべての職業軍人について

問 別表第一第八項の中に職業軍人をすべて包含して居るので「その他すべての職業軍人」とは何を意味するか。
答 これはいわゆる志願による下士官をいふのであり、公職では憲兵以外は職業軍人たる下士官は不適格の事由になつて居ないが教職では不適格條項にして居るのである。

22 公職追放令該當者と教職除去令該當者について

問 公職追放令の指定を受けた者又は公職追放令の條項に該當した者を一應教職で適格をすることが出来るか。
答 別表第一第八項は自動的に不適格者となる條項ではないが、第一審では一應公職追放令の指定を受けた者及び明かに公職追放令の基準に該當する者は一應不適格者と判定すべきである。

23 別表第一第十二項の要職を占めた者について

問 別表第一第十二項の2の要職を占めた者とは何を云うか。
答 要職とは重要な地位を占めて居たもの即ちインフルエンシャル、メンバーの意味であり例えば理事監事ではなくとも有力な會員等をいう。

24 別表第一第一項第六號後段について

問 軍國主義若しくは極端な國家主義的傾向に迎合して、教育者としての思想的節操を缺くに至つた者はどんな者のことをいうか。
答 本段はあくまで戦時中の言動に重きをおいて考えられるべきであり、現在民主的であるからということとは本段適用の好例とは云えない。戦時中右翼的傾向があつた者が戦後極左という様なものが最も問題とされることと思われる。

25 准尉の經歷を有する者の審査について

問 特務曹長は下士官であると思うが、准尉は將校として取扱われるか。
答 特務曹長が下士官であることは勿論であるが、准尉も將校に準ずる待遇は受けていたが將校ではない。従つて公職審査における所謂將校には准尉を含まないのである。

第七 教職審査の手續について

一 手續についての規定

教職員の適格審査をする委員會は、昭和二十二年五月一日附文部省訓令第三號により設置されている。第一審の審査をする委員會は、各道府縣教職員適格審査委員會、各大學教員適格審査委員會、及び文部省内に設置されている教職員適格審査委員會であり、第二審の審査をする委員會は中央教職員適格審査委員會である。第三審の審査としては文部省訓令第三號第十九條及び第二十一條による文部大臣の特別の審査が規定されている。

これらの委員會並に特別の審査に對する審査の手續は、教職審査に關する施行規則及び委員會規定（文部省訓令第三號）に定められているのであるが、審査手續についての關係通知を左に集録する。

尙從來學校集團委員會というものが専門學校、高等學校等の教員の審査をして居たが今日は此等の事務はすべて文部省に設置されて居る教職員適格審査委員會に移された。

1 再審査の請求について

昭和二十一年十月二日發 適三七號 文部大臣官房適格審査室長通牒

各適格審査委員會で教職不適格者と判定せられた者が中央教職員適格審査委員會に再審査を請求する場合の手續等は左記に依られたく尙この事は關係方面にも周知せしめられたい。

記

- 一 再審査は文書を以て本人が直接に中央教職員適格審査委員長に請求し、此の際必ずその旨を既に判定を承けた委員會の委員長及び勤務する學校長又は所屬官廳の長に通知すること。
- 二 再審査の請求には請求理由書、理由書に記載された事實に關する參考資料、不適格者と判定された判定書寫等を添附すること。
- 三 再審査の請求をなした旨の通知を受けた委員長はその者に關しての判定の理由、審査經過記載書、判定資料となつた著述、文書、調査事項等の資料等を直ちに中央教職員適格審査委員會に提出すること。

2 文部大臣の再審査指示について

昭和二十一年十月二十五日 發適四八號文部大臣官房適格審査室長通牒

昭和二十一年五月七日附文部省訓令第五號の一部が別紙の通り改正されたから通知する。

尙今般の訓令の改正の趣旨は各適格審査委員會が判定をした後に於て、文部大臣が特に再審査の必要があると認めた新らしい事實を發見した場合、又は新らしい事情の發生した場合に處するためである。新らしい事情の發生した場合とは概ね次の様な事實をいう。

- 1 各適格審査委員會の判定後再審査又は特別の審査の請求が出来る期間をすぎた場合。
- 2 適格審査委員會の組織を變更した場合既に審査の終了した者も、新らしく組織せられた委員會に於て審査する必要があると認められる場合。

- 3 其他特別の事情ある場合。(例えば審査が著しく杜撰であると認められる様な場合)
- 依つて例えば各審査委員會で既に審査を終了し判定書を交付した後ある人についてその委員會で再審査の必要が起つたという様な場合には審査委員長よりその旨を文部大臣に申し出て其の指示を仰いだ後再審査すべきである。

發適四八號の別紙

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように改正する

昭和二十一年十月二十五日 文部省訓令第八號

第二十三條の次に左の條文を加える。

第二十三條の二 文部大臣が特に必要と認めたときは各審査委員會に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

附 則

この訓令は公布の日から之を施行する。

3 文部次官、地方長官の再審査請求について

昭和二十一年十二月六日新聞發表

今回教職員の適格審査をする委員會に關する規程の第二十三條の一部が改正せられ、文部次官、地方長官が第一審の判定の結果を不適當と認めた場合、再審査の請求を三週間以内にしなければならなかつたのが、この三週間の請求期限が撤廢された。これは第一審の審査判定の報告が一時に多數それも概ね三週間以上を經過して到着するような實情であり、右の規定を改正しなければ殆んど文部次官、地方長官の再審査請求が無意義であり、到底審査の公正を期し難いからである。

4 第三審の請求について

昭和二十二年九月十日 發適一〇〇號適格審査長通知

中央教職員適格審査委員會で、教職不適格者と判定せられた者が、文部大臣に特別の審査を請求する場合には、左記の手續によるよう關係方面に周知せしめられたい。

記

一 第三審は文書を以て本人が直接文部大臣に請求し、此の際必らずその旨を既に判定を受けた第一審の委員會の委員長及び中央教職員適格審査委員長並に勤務する學校長又は所屬官廳の長に通知すること。

二 第三審の請求には、文部大臣に特別の審査を請求する理由を記載した書類を添附すること。

5 教職審査委員會の資料蒐集に關する件

昭和二十一年十月三十一日 發適四九號

教育職員適格審査委員會にて審査を受けることになつてゐる教育關係職員の審査資料として、各適格審査委員會にて接受又は聞知せられてゐる文書其他参考になる様な事柄があれば通報ありたき旨、教育職員適格審査委員會より申し出であつたので可然措置方御願ひする。

6 教育職員に對する適格審査の資料蒐集に關する件

昭和二十一年十二月三日發適四九號 適格審査室長通知

十月三十一日附發適四九號により教育職員適格審査委員會にて、審査を受けることになつてゐる教育關係職員の審査資料として、各適格審査委員會にて接受又は聞知せられてゐる文書其他参考になる様な事柄があれば通報ありたき旨、各委員會設置者を通じて御願ひしたのであるが、その資料の到達状況不良なるため審査の萬全を期し難いので、各委員會にて前記の如き参考資料を十二月二十日頃迄に調達御通報あり

たく重ねて御願ひする。

尙前項の資料に關しては過去に於て貴委員會所在の都道府縣に勤務した教育關係職員についても出来るだけ御通報願ひたい。

7 教職員適格審査の資料について

昭和二十二年六月十三日 發適六八號適格審査室主事通知

今後貴校教職員任用に際し適格審査を受けるため調査表提出の際は、審査資料として左記事につき詳細なる説明資料を添附されたい。

なお審査に際し特に必要と思われるような著書論文等があれば同時に送付願ひたい。

記

一 經歷中審査の際特に問題となるような事項（例へば軍學校教官及び司政官等外地勤務者にあつてはその職務内容及び勤務狀況）

二 關係團體の内容及び性格

三 本人の思想言動等についての所見

四 擔任學科

五 其他参考となるような事項

8 適格審査に關しての投書等について

昭和二十二年九月十七日發適三〇號 適格審査室長通知

適格審査については、慎重公正に進められていることと思ひますが、最近或は故意に他を陷入れんがため投書等も相當あるように聞いています。

審査上の参考としての投書等特に匿名の投書については此の上とも充分に慎重吟味の上取扱はれるよう念のために通牒します。

9 原審差戻について

昭和二十二年七月二日 發適七八號適格審査室長通知

再審請求者について中央教職員適格委員會が一應審議した結果、原審査委員會の判定が著しく適正をかくと認められる場合即ち規定には該當しない單なる經歷のみで判定したとか、又は資料不足證據不十分な審査判定とか、或は適用條文の誤りがあるとか、又適格審査の問題でなく行政處分の問題と思はれる場合とか等の場合は、次のような處置となるのである。即ち中央教職員適格審査委員會は委員會規程第二十四條の規定により、原審査委員會の再審に付するよう文部大臣に對し請求し、その結果文部大臣は同規程第二十三條により、原審査委員會に事案の差戻をするのである。原審委員會は右の場合、なるべく早く嚴正

公平な審査をするよう特に御配慮ありたい。なおこの際再審査に付せられることになつた旨本人に通知すると共に、審査の結果を本人及び當方宛遅滞なく通知されたい。

10 原審差戻について

昭和二十二年十月十六日 發適七八號適格審査長通知

右の件については本年七月二日附發適七八號その他で通知したところであるが、念のため左の諸點に御留意の上處理にあたられたい。

記

- 一 原審差戻は適格を豫想してなされるものとは限らないから再度不適格の判定をすることは差支ない。明かな證據がなければならぬのは勿論である。
- 二 差戻された事案について、原審の委員會は一應白紙の状態にかえり、更に慎重に充分な資料又は證據或いはあたらしい事實の蒐集發見につとめること。
- 三 當方より一件書類に添附して送付する原審差戻の理由を、十分考慮の上慎重に審査にあたること。

11 公職不適格の本指定を受けたものについて

昭和二十三年四月二十三日 發適三三號適格審査長通知

教職適格審査で既に適格になつて居るもので公職不適格の本指定を受けた場合はそれぞれの教職審査委員會において新たな事實（別表第一第八項該當）が発生したという理由で所定の手續をとつた上で必ず審査する必要があるがその場合には官職氏名と判定結果を御報告ありたい。

12 教職員適格審査の施行規則別表第二該當者の特免に関する件

昭和二十二年一月三十日 發適一三號文部大臣官房適格審査長通牒

今般教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程の一部が別紙の通り改正せられ、別表第二の該當者について特別の場合に限り指定の撤回を行い得ることになつたのであるが、特に左記の點につき御留意ありたい。

記

- 一 施行規則別表第二の該當者のうち、高等、專門學校以上の學校の教職員にあつては學校長、中等學校以下の學校の教職員については地方長官、高等、專門學校以上（教員養成諸學校を含む）の學校長及び教育職員については文部次官より文部大臣に特別の審査の請求があつた場合に限り、指定撤回の特別の審査を受けることができる。

- 二 前項の特別の審査を受けることができる者は次に掲げるすべての事項に該當する者であることを要する。

イ 施行規則別表第一に該当しないことが明かな者であること。

ロ 該當の事情が輕微であり、非常に同情される者であること。(例えば相當年數を経た過去において、極めて短期間職業軍人としての輕微なる經歷を有する場合等)

ハ 公職追放令(一月四日附勅令第一號)に該当しないものであること。

三 別表第二該當者に關する指定撤回の特別審査は前記の通り、學校長、地方長官又は文部次官が特別にその必要があると認めて、文部大臣に審査を請求するのであつて、本人が文部大臣に直接審査を請求するものではない。學校長、地方長官又は文部次官の特別の審査の請求には、請求理由書、理由書に記載された事實に關する參考資料、指定書寫及び調査表等を添附することを要する。

發適一三號の別紙(一)

昭和二十一年^開文部省令^令農林省令^令第一號の一部を次のように改正する
運輸省令

昭和二十二年一月三十一日 共同省令第一號

第一條第一項中「審査委員會の審査判定に従つてこれを行ふ」を「審査委員會の審査判定に従つてこれを行ひ、別表第二による指定は、審査委員會にかけないでこれを行ふか、文部大臣が特に必要と認めた場合には、審査委員會の審査に付しその判定に従つて別表第一による指定を撤回することができに」改める。

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

(一)

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように

改正する

昭和二十二年一月三十一日 文部省訓令第一號

第二十三條の二の次に左の條文を加える。

第二十三條の三 施行規則第一條第一項但し書後段の規定による指定の撤回にあつては文部次官、學校長又は地方長官の請求に基き中央教職員適格審査委員會の審査に付さなければならぬ。

附 則

この訓令は公布の日からこれを施行する。

13 特免審査についての司令部よりの指令(七名の教職保持の件)

昭和二十三年三月二十九日

日本政府宛覺書

副官部長大佐 アール・エム・レヴィー代理

エー・ジエー・レーエ

一 「七名の教職保持許可請願」の件に関する昭和二十二年十二月十三日附終戦連絡中央事務局發公報 C・L・O第九五四八號参照のこと。

二 参照終戦連絡中央事務局發公報に示された人々の事件は昭和二十二年五月二十一日附政令第六二號に該當するものと考える。政令第六二號は不適格に判定された教職員が再審を請求する手續を規定している。

註、連合國軍總司令部に對して教職不適格該當の免除について特別の考慮を申請したのに對して右の様な覺書があつたのである。この覺書に該當する事例は特免審査として中央教職員適格審査委員會で審査している。

二 審査手續についての解説

1 舊法令の別表第二該當者の取扱ひについて

問 政令第六二號別表第一の七以下は昭和二十一年勅令第二六三號施行規則別表第二に該當し審査委員會にかけないで指定を受くべき者の範圍であつたが、之が別表第一として審査委員會にかけた場合

一 昭和二十二年一月三十日付發適一三號（教職員適格審査の施行規則別表第二該當者の特免に関する件）の二を考慮して縣委員會で適格と判定してよいか。

二 七以下（元の別表第二範圍）の該當者は、判定に不服の際に元の別表第一該當者と同様、中央教職員適格審査委員會へ再審査を請求することができるか。

答 一 從來の別表第二の規準を別表第一に繰入れられたのであるから、審査委員會で審査の上事案が審査規準に

觸れるような場合は、不適格と判定しなければならない。右の場合の救済は中央教職員適格審査委員會又は文部大臣がするのである。

二 別表第一第七項以下の該當者で判定に不服のある場合は、中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することが出来る。

2 翼壯團長で假指定を受けたが異議申立の認められた場合

問 昭和二十年四月から同年九月まで大日本翼賛壯年團長の地位にあつたため教職不適格者として指定した者であるが、その後昭和二十二年勅令第一號（公職追放令）第七條の二により覺書該當者としての假指定を受け、これに對する異議申立をして非該當と決定されたから、さきに行つた教職不適格の指定は解除することが適當と思料せられるが、此の場合昭和二十二年文部省訓令第三號第二十五條を適用されるか。

答 右の場合は昭和二十二年文部省訓令第三號第二十五條による別表第二特免申請の手續によるよりも、便宜上第二十三條による再審査として取扱つて差支えないと思われるので、實際においてもその様な處置をとつてゐる。第二十三條は嚴密に云えば委員會において既に審査判定があつた場合の處置であるので、照會の如き場合にそのまま適用するのは適當とは思われないが、現行の法令上この様な場合に處する法規がないので、便宜上第二十三條の場合と類似のものとして取扱つてゐるのである。

3 既に公職審査を受けた者と教職審査について

問 公職審査と教職審査の關係について説明されたい。

答 教育行政官吏で既に公職適否審査委員會に調査表を提出した者は、教職員適格審査委員會に提出する必要はないが、又中央公職適否審査委員會と教職員適格審査委員會の判定が相反するときはどうかといふ様な疑問がある

が、教育行政官公吏は教職適格の審査を受けるのを建前とするが、その中でいわゆる主要公職に居る者は公職適否審査委員会の審査を受けることになっている。中央公職適否審査委員会と教職員適格審査委員会とは審査の規準が若干異なるので判定が異なることがあり得る。教職員適格審査委員会では不適格になれば公職委員会でもたとえ適格になつても、教職不適格該當者である。

4 再審査の請求について

問 再審査の請求期間の経過した者についての特別者取扱は出来るか。

答 不適格の判定を受け、病氣の爲再審査請求期間を経過した爲不適格の指定を受けたものが、中央委員会に上告したいとの申出があつても、既に指定を受けている者の再審査請求は中央委員会では受け付けない。但し不可抗力の事情のため再審査請求期間を経過し指定を受けたものについてはこの限りでないことになっている。なお既に不適格の指定を受けたものについても正當な事由により、文部大臣の指示を受けて原審において再審査をすることはできるが、中央委員会に對する本人の再審査請求は判定後三週間の期間が経過して居れば出来ないものである。

5 上司證明について

問 争議中の學校の上司證明を組合の委員長がしてよろしいか。

答 労働争議中の學校であつても、當該學校の教職員組合執行委員長は、上司とは認められないので、教職員執行委員長が上司證明をした調査表は正規のものとは認められない、従つてそのような調査表を教職員適格審査の資料となすことはできない、即ち學校の教職員については、學校長が上司證明をしなければならぬ、労働争議中であつても、このことについては變りがないのである。

あらたに教職につこうとする者については、各廳は昭和二十二年政令第六十二號第六條により、正規の調査表を

徴しなければならない、この調査表を徴されて、これを提出しない者に對しては、同令第八條の罰則が適用される。

6 退職後基準が擴張されたが公職非該當となつた者について

問 教職適格と判定されて後退職した者が、基準が擴張され別表第二の該當者となつた場合の復職の手續はどうするか。

答 昭和二十一年十二月教員適格審査を受け適格となり、退職した者がその後審査基準の擴張に伴ひ別表第二の該當になつたので本人より反證を擧げて一般公職審査會の方へ審査の請求をした處が適格と判定された爲再度教職に就職したいという様な場合は、公職審査委員会において適格となつても教職審査を受けなくてはならない。

7 原審差戻の者について

問 原審差戻の場合審議中の本人の身分はどうなるか。

答 再審査請求中のものの原審差戻しに對して種々疑義がある様であるが、原審差戻し審議中においては第一審の不適格の判定は消滅したものではない、第一審の當初の判定は原審委員会で再審査の結果適格と判定される際その効力を失うものである。又原審における再審査は、最初の判定の如何に拘わらず、資料其の他を十分調査した上適否が判定されるべきである。即ち判定前の白紙にかへつて審査判定しなおすべきである。當人については原審差戻の草案の判定が原審において決定するまでは出校勤務させることはできない。尙原審差戻中に轉退職することはできない。若し轉退職しようとする場合は、第一審の判定に服して不適格の指定をうけなければならないのである。

8 教職不適格が公職非該當となつた場合

問 教職不適格者が公職追放の異議申立の認められた場合

答 翼壯團長の地位により、教職不適格者となつた者が、公職不適格の假指定をうけ、異議申立により除外せられた者については、昭和二十二年文部省訓令第十一號第二十三條の規程により文部大臣より再審査の命を受けた所定の教職審査委員会において教職適格と判定されれば教職につくことができる。

既に教職不適格者の指定を受けている者が公職審査において非該當となつた爲これを以て直ちに新たな事實が発生したとして文部大臣に再審査を命ずることを請求することについては指定を行つた根據となる事實に誤りがあつたとか、確實でなかつたと認められるとか詳細に理由を付して請求すべきである。

9 教職適格者が公職不適格者となつた場合

問 教職で適格となつた後、公職不適格該當者と決定した場合はどうするか。

答 教職審査で既に適格となつていゝもので、その後において公職不適格の指定を受けた場合は、それぞれの教職審査委員会においてあらたな事實（別表第一第八項該當）が発生したといふ理由で昭和二十二年文部省訓令第第三號第二十三條による文部大臣の再審査指示の申請の手續をとり、文部大臣より再審査の指示があつてからその審査をする必要がある。

10 委員会に對する本人の出頭陳述について

問 審査委員会に對する本人が出頭陳述することはできるか。

答 委員会の審査は原則として書面審査であるが、文部省訓令では委員会が必要と認めたとき、又は審査に附せられた者の請求があつた場合は、委員会が本人又は關係者を呼んで陳述させることができる旨を規定している。本人を呼んで聞いている例もある。又第一審の委員会では本人の意見を聞かないで不適格の判定を下したという聲が多いので、第二審の中央委員会では、委員会の席上に本人を出席させて陳述させる代りに、事務局にあたる適格審査室の係官をして、豫め審査前に本人に通知して出頭して貰ひ辯明の機會を與えるように取計らつてゐる。

11 既に審査を終了した者の原審における再審査について

問 既に審査を終了した者に對する原審における再審査について説明されたい。

答 原審査委員会における再審査には、中央教職委員会より原審差戻しの他、次の様な各場合がある。

イ 昭和二十三年一月十二日付官通一五號による職業陸海軍職員の解釋についての通知による審査の場合には、各審査委員会においては昭和二十二年文部省訓令第第三號第二十三條による文部大臣の再審査の指示の手續をする必要はない。

但し再審査の結果並に指定の取消しについては、直ちに文部大臣宛委員会より報告することになっている。

ロ 既に委員会でも不適格の判定をされ、不適格の指定を受けた者についてその後新しい事實が発見され、又は新しい事情が生じたような場合には、その理由を詳記して再審査の指示を文部大臣宛に申請し、その指示があつてから再審査をして適格と判定されれば、知事が指定を取消することになる。

ハ 既に適格と判定されている者についても、再審査の必要が生じた場合には、その理由を詳記して文部大臣宛に再審査の指示を申請し、その指示があつてから再審査をしなければならぬ。

再審査の結果不適格と判定された場合には、その判定が確定したとき、教職不適格の指定をしなければならぬ。

既に審査を終了した者に對する再審査において、文部大臣が指定すべきものについては、文部文臣が指定または指定の取消しをする。尙最近各委員會より文部大臣宛の再審査指示申請がきてゐるが、再審査指示申請の理由が書いてなかつたり、書いてあつてもきわめて簡單にしか書いてないために、再度再審査指示申請の理由を詳報されたい旨連絡、照會している事例が多いので、再審査指示申請の理由は詳細に記載することが必要である。

12 原審査戻中死亡した者について

問 原審査戻中の死亡した者の事案の處理等についてはどうするか。

答 第一審で不適格となり再審査を請求したが原審査戻となり、未だ原審で判定しないうちに死亡した者の事案は再審査する要はない。
又この場合は、政令第六十二號第五條の恩給權の事は適用されないから恩給等の受給權は喪失しない。

13 適格審査を受ける手續について

問 適格審査を受けるにはどんな手續きをとつたらよいか。

答 一般にその人を採用しようとする官公廳の長又は學校長から各委員會、例えば府縣の委員長宛三通の調査表及び著書論文等のある者はそれを添付して審査を請求するのである。此の際上司證明は必ず必要である、就職先が明かでないが一應審査を受けておくという様なことは認められない。

第八 教職適否の判定、指定、確認、通知について

一 審査結果の處理についての規定

委員會で教職員の審査をして適格又は不適格の判定をしたときは、その結果を都道府縣委員會の委員長は都道府縣知事と文部大臣に、大學委員會、教職員委員會、中央委員會の委員長は文部大臣に、それぞれ通知すると共に、これを本人に知らせなければならないことに、委員會規程の第十五條及び第十六條に定められている。

教職不適格の指定及び通知については、昭和二十二年政令第六十二號第四條、施行規則第一條第二項及び第三項に定められ、教職適格確認書交付については施行規則第六條に、その様式については同別記様式に示してあるが、これら審査結果の處理に關係ある通知を左に集録する。

1 審査委員會の結果の公表について

昭和二十一年九月十七日發適二九號 文部大臣官房適格審査室長通牒

審査委員會に於ける審査そのものの非公開に付ては、本年七月二十三日附「教職員の適格審査について」にて通牒してあるが、審査の結果に付ては左記の要領等によつて之を公表して下さい。

記

一 毎月の最後の委員會の席上に於て、委員長又は副委員長は其の月の審査の結果（又は審査開始より月別の審査の結果）特に審査人員、不適格判定者の氏名、官職、不適格の理由（該當條文）等を公表すること。

- 二 右の場合不適格者に付ては、再審査請求の途あることを特に附言すること。
三 公表の場合、其の日時、場所等を少くとも一週間前に一般に豫告すること。

2 教職不適格者指定に関する件

昭和二十一年九月十八日發適三一號 文部大臣官房適格審査室長通牒

五月七日附勅令第二六三號に基き教職不適格者として指定せられた者に對する通知の通達は特に慎重を期せられたく、施行規則別表第二の該當者に對する教職不適格者である旨の指定通知並に各審査委員會に於ける審査の結果教職不適格者と判定せられた者に對する判定結果の通知は、本人に直接手交するか又は配達證明郵便による等の處置により確實に當人に到達し並にその到達したる時日を確認する様考慮を拂はれたく念のため通牒する。

3 教職不適格者の指定及び教職適格確認書の交付について

昭和二十三年一月十二日 發適一二〇號適格審査室長通知

教職不適格者の指定の様式については、昭和二十一年十月五日附發適四一號により、教職適格確認書の様式については、昭和二十二年五月二十一日附教職審査に関する共同省令別記様式によつて示されているのであるが、昭和二十二年五月二十一日附政令第六十二號の公布により、それ以前のものとそれ以後のもの

のとの區別に關し疑義もあるので、今後は左記の通り取扱われたく通知する。

記

- 一 都道府縣知事のなす教職不適格の指定は次の様式によること。

官 職 氏 名

右の者は昭和二十二年政令第六十二號に基いて同令第三條の教職不適格者と指定する。

年 月 日

二 教職適格確認書の様式は、昭和二十二年五月二十一日附共同省令別記様式の通りであるが、審査規準の變更等に伴い本人の適格審査をうけた年月日を知る必要があるので、前記確認書様式の備考の末尾に左の一項を附記して交付すること。

尙頭書の者は昭和

年 月 日

教職員適格審査委員會において適格と判

定されたものである。

三 教職適格と判定されて未だ判定書の交付を受けていない者から申請のあつた場合、昭和二十二年五月二十一日以後においては、すべて教職適格確認書を交付するのであつて、五月二十一日以前に適格と確定された者に對しても、前項のように適格判定の年月日を備考に附記して共同省令別記様式による適格確認書を交付すること。

4 適格者中特定の者の調査について

昭和二十二年三月七日 發適二八號適格審査室長通知

貴審査委員會に於て既に審査を終了し適格となつた者でその者の思想、言論、行動、著書等に關し審査の際相當の論議が行はれた事例について、その者の氏名及びその間の事情の詳細、議決投票の際の適否の數その他、参考となるべき事項を附し至急確實なる報告をせられたい。

右は聯合國最高司令部民間教育情報部との協議に基き 至急調査の必要があるのであるが、尙今後右に該當するものがあつた場合もやはり報告せられたい。

二 審査結果の處理についての解説

1 元在郷軍人分會長で退職している者の指定について

問 元在郷軍人分會長の履歴を有する者の指定はどう取扱うか。

答 元帝國在郷軍人分會長であつて、昭和二十一年十二月三十一日付依願免官した者で教職不適格の指定をしていないといふ様な場合には、昭和二十二年一月四日以前に當人が適格の判定を受けた後、依願免官になつて居れば改めて當人を審査に付し指定をする必要はない。現職にあり未だ審査を受けて居らないものであれば、審査に付し、該當者ならば審査委員會の判定が確定した後指定しなければならぬ。指定を受けない者は恩給受給權がある。

212

審査未了のため審査に付し該當者として指定するときは、審査委員會の判定が確定してから指定すべきである。昭和二十二年一月四日以後に依願免官をした者があつて、在郷軍人分會長であつたことが發見された様な場合には、直ちに審査に付し、審査委員會の判定確定後指定すべきである。

2 第二審で不適格になつた者の指定について

問 中央委員會で不適格の判定を受けた者の指定はどうするか。

答 中央教職員適格審査委員會で不適格の判定を受けた者に對する不適格の指定は知事がするかといふ様な質問がよくあるが、第一審を縣の委員會で受けた者は、更に中央教職員適格審査委員會で不適格の判定を受けても指定は知事がするのである。

3 指定取消と諸給與について

問 指定取消によつて回復する諸給與の受給權の復活の時期はいつからか。

答 指定取消によつて生ずる諸給與に關する權利等は指定取消の日により生ずるのであつて、頭初の指定時に遡つて受給の權利があるのではないのである。

213

4 指定取消の辭令式等について

問 指定取消の辭令式及び指定取消の効果について説明されたい。

答 イ 指定取消の辭令式は次のようにすることになっている。

官(職)名 何

某

昭和二十二年政令第十六號第三條第一項による教職不適格の指定を取消す。

備考 (指定取消の理由を明記すること)

口 審査委員会において再審査を実施して教職適格者と判定した日、又はそれ以後の日付にて指定の取消をすること。

ハ 指定取消の効果については次の通りである。

- (1) 指定の日まで遡つて効果は及ばない。
 - (2) 不適格の指定を受けた當時の職に必ずしも復職させる要はないが一應は教職へ復職させるべきである。
 - (3) 指定の取消は、再審査の後、適格と判定されてから行われるものであるので、免官取消の手續きは行わないのである。
- ニ 不適格指定を取消されて、教職適格者となつた者も、不適格の判定を受けていた期間は、その指定及び免官の効果は存するのであるので、不適格の指定を取消された者に對しては、新規採用の手續きによつて教職へ復せしめることになつてゐる。

214

5 公職の假指定から本指定に移行した者について

問 假指定から本指定に移行した者の指定の手續について。

答 公職關係の假指定から本指定に移行したもの及び異議の申立をせず該當となつた者については、二十一日目に當然職を失ふことになるので免官の手續をとる必要はない。手續なくして當然失職した者の給與はとめられることになる。

又教職にある者でその教職が同時に公職である場合に於ては、公職不適格の指定があつてから二十一日目には、その職を失ふことになるが教職の再審査を請求中の者は、教職審査の判定が確立してないのであるから政令第六十二號による罷免はできない。

6 事務職員の教職審査について

問 教職不適格者の事務職員よりの除去について説明されたい。

答 學校の事務職員で教授囑託を兼ねていた者が、教授囑託として不適格の判定を受けたときは、引續きその學校で事務職員として勤務することもできないので勤務學校を轉勤して現在奉職している場合、

イ 審査開始の通知があれば更に事務職員として審査をする必要はなく通知後直ちに退職せしめるべきであると思ふが、どうか。

ロ 審査開始前に依願退職した場合に昭和二十二年三月二十九日閣議決定による退官退職手當及恩給法による恩給等は支給して差支えないか。

という疑問があるが、前記イ、の場合は審査開始の通知があれば更に事務職員としての審査の必要はないので直ちに退職させなければならぬ。ロ、の場合には、恩給權等は失はないものと見なすことができる。

215

7 公職不適格者の教職審査について

問 公職不適格者の教職審査第二審の請求權について説明されたい。

答 教職にあつて既に公職適格審査委員會で不適格の本指定を受けた(翼壯團長)者が更に教職適格審査委員會で共同省令第一號によつて不適格の判定を受けた場合そのものは再審査請求の權利があるか、ということが問題とされることがあるが、公職不適格者であつても教職審査における第二審の請求權を喪失しない、若し第一審の判定のあつた後、當人から第二審の請求の意志のない旨の申出があれば、三週間の期限終了後に指定すべきである。このことは假指定、本指定の何れにおいても同様である。

第九 教職員の任免、就職について

一 任免就職について

教職不適格者としての指定を受けた者が教職にあるときは、教職から去らせられ、あらたに教職につくことはできないことが政令第六十二號第三條に示されているが、教職不適格者は、施行規則別表第二に規定されている教職の範囲外の職であつても、教育に大きい影響を及ぼす様な職には就任できないことになっている。又新規に教職に就く際には、必らず教職審査を受けてからでなければならない。これらの任免就職に關する通知を左に集録する。

216

1 教職員退官退職措置に關する件

昭和二十一年五月十日發學二二二號 文部省學校教育局長通牒

(イ)

貴管下の公立私立學校教職員で本月七日以後に退官退職をしようとするものに付ては病氣その他眞に止むを得ない一身上の理由に基くものを除き昭和二十一年勅令第二六三號「ボツダム」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く教職員の除去就職禁止及復職等の件」(五月七日官報登載)の規定に基きすべ

て調査表を徴し又は適格審査委員會の審査に付する等の手續をふんだ後處理するやうになつてをるので遺漏なく御取計ひ下さい

(ロ) 同 前

昭和二十一年五月十三日秘一八一號 大臣官房秘書課長通牒

官公立の學校教職員等で本年五月七日以後退官退職をしようとするものに付ては病氣、その他止むを得ない一身上の理由に基くものを除き勅令第二六三號教職員の除去就職禁止及復職等の件の規定に基きすべて調査表を徴し、又は適格審査委員會の審査に付する等の手續をふんだ後處理するやう特に御留意せられたい
・
尙前記の病氣その他止むを得ない一身上の理由に基き退官、退職する場合には詳細理由書を具して内申せられたい

217

2 教職不適格者と判定された者の身分關係等について

昭和二十一年十月五日發適四一號 文部大臣官房適格審査室長通牒

教職不適格者と判定された教職員の身分關係等は左記によつて御了知せられたい。

記

一 別表第一の場合

- 1 教職員が審査委員會で不適格の判定を受け教職不適格者と指定された場合、免官(職)發令(退官(職)願不要)迄は其の者の身分關係には何等變更はない。
- 2 教職員が審査委員會で教職不適格者と判定された場合(再審査を請求した場合でも)爾後教職の實務に従事することは出来ない。(昭和二十一年文部省訓令第五號二十四條)勿論再審査の結果適格者と判定された後は差支へない。
- 3 教職員を審査委員會で不適格の判定をした場合、本人に通知し再審査請求の期間を経てから又は再審査請求期間内に再審査を請求しないことの意志表示のあつた場合に教職不適格者として指定し、免官(職)の手續をとること。(退官(職)願不要)

218

二 別表第二の場合

- 1 別表第二の該當者が不適格者として指定された場合、免官(職)發令(退官(職)願不要)迄は其の者の身分には何等變更はない。
- 2 別表第二の該當者が不適格者として指定された場合(留任を申請した場合でも)以後教職の實務に従事することは出来ない。勿論留任許可の通知を受けた者はその時から教職の實務に従事しても差支へない。
- 3 別表第二の該當者と認められる場合は、地方長官は直ちに教職不適格者の指定をなし、免官(職)の

手續をとること。(退官(職)願不要)

専門學校以上の學校の場合は、直ちに文部大臣に指定申請をすること。

三 地方長官のなす教職不適格の指定は次の様式によること。

官 職 氏 名

右の者は昭和二十一年勅令第二百六十三號に基いて同令第一條の教職不適格者と指定する。

年 月 日

3 教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件

昭和二十一年十月二十二日 發適四七號文部大臣官房適格審査長通牒

昭和二十一年勅令第二六三號に依つて除去された教職員に對しては爾後教職員を對象とする講習會、研究會等の講師等に委嘱することは差控えられ度い。

註 不適格者が講習講演等をするとは直接に禁止されていないが不適格者に對し講習、講演等を委嘱することは本通知により禁止されているのであり、府縣知事や學校長は特に注意するを要する。

4 學校後援會父兄會又はこれに類似する團體に關する件

昭和二十二年六月三十日 發學二三四號學校教育局長通知

昭和二十二年五月三日附政令第十五號(昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴ひ發す

219

る命令に關する件に基く町内會部落會又はその連合會等に關する解散、就職禁止その他の行爲の制限に關する件）により本年五月三十一日までに解散すべき團體の中に學校後援會父兄會又はこれに類似する團體が包含されるか否かの疑いを抱く向きもあるように聞き及んでいるが學校後援會父兄會又はこれに類似する團體は、右政令により解散を命ぜられた團體には當らないが同政令第四條第一項本文の趣旨もあり、今後此の種團體の活動に一層期待しなければならぬ事情に鑑みても、本政令により就職禁止その他の行爲の制限を受けた者は勿論公職又は教職から追放された者が學校後援會父兄會又はこれに類似する團體の長の職に在ることは適當でないと考えるから、貴管下各方面に右の趣旨徹底の上至急然るべく御措置願ひたい、尙本令に關して内務省と打合せ済みにつき御諒承下さい。

(參照)

政令第十五號(抜すい)

第一條 昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き、町内會部落會又はその連合會の長の職に在つた者は、昭和二十二年五月一日から起算して四年の期間の満了するまでの間、従前町内會部落會又はその連合會の長の職務に屬した事務でその區域に係るものを主として掌る職に就くことができない。

昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き町内會部落會又はその連合會の長の補助職員であつた者(主として單なる勞務に従事した者を除く)は、昭和二十二年五月一日から起算し

て四年の期間の満了するまでの間その地域において従前その職務に屬した事務を掌る職に就くことができない。

前二項に掲げる者で現にその職に在るものは遲滞なくその職を退かなければならない。

第四條 昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き町内會部落會若しくはその連合會又は隣組の長であつた者は、従前の當該團體の下部組織の構成員又はその所轄地域の住民であつた者に對して如何なる指令も發してならない。但し昭和二十二年勅令第一號(公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令)により覺書該當者でない旨の確認書の交付を受けて正當な任命又は選舉された公職に依り義務と責任を果すために必要な指令を發する場合はこの限りでない。

5 教職員の新規採用について

昭和二十二年九月二十六日 發適一〇六號適格審査室通知

教職員の新規採用の場合に於ける適格審査については、屢次その措置に遺憾のないよう通知しているのであるが、今後はすべて教職員の新規採用の際は適格審査を受けて、適格と判定された後でなければ任用しないようにされたい。昭和二十一年五月二十七日附發學二五一號及び昭和二十二年五月二十二日附發適第六一號の通知に於ては復員者でない者については、便宜措置として、調査表を提出せしめると同時に取敢えず任用しても差支ないことになつていたが、今後はこのような措置は認められないことになつたので

特に御留意の上遺漏なきを期せられたい。

6 不適格者の文部省関係團體への就職禁止及び罷免について

昭和二十一年九月二十七日 適格審査室長進知

貴局又は貴課内にて一月四日の公職追放令或は五月七日の教職除去に関する勅令によつて退官（職）した者は文部省と特別の関係にある團體等（左記にその一例を擧ぐ）に就職せしめない様又既に就職中の者は十月三日までに罷免せしめ其の結果を報告するやう至急御通達して下さい。

追て之は司令部よりの口頭指令によるものです。

記

社団法人日本移動演劇聯盟

同 移動映寫聯盟

同 日本出版協會

同 自由出版協會

日本映畫教育協會

社會教育聯合會

日本學術振興會

大日本體育會

在外邦人子弟教育協會

勤勞學徒援護會

日本宗教聯盟

其他

7 教職員の適格審査について

昭和二十二年六月五日 適格審査室主事通知

御照會の教職不適格者と判定された教職員に對する措置については左記の通りにつき御了知ありたい。

記

一、教職不適格者に教職以外の職を囑託することは差支えないが教職を去らせられた教職不適格者が、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署その他の團體の執務の場所に出入することは昭和二十二年政令第六十二號第七條により禁止された同じ構内で勤務することは差控えられたい。

二、同一の建物又は構内所在の建物でなくとも教職不適格者がその退職當時の勤務先であつた學校等の附屬の施設に勤務することも適格審査の趣旨に基き差控えられたい。

8 教職不適格の判定を受け第二審又は第三審を

請求中の者の他の官公職への就職について

昭和二十三年一月十二日 發適第一一九號適格審査長通知

現に教職にあつて、教職不適格の判定を受け、第二審又は第三審を請求中の者は、その審査判定が確定し、昭和二十二年政令第六十二號による適格又は不適格に對する處分が決定するまでは他の官公職にあらたに（轉官轉職は含まない）つくことができないので、そのように御留意ありたい。

従つて不適格の判定を受けた者が、第二審又は第三審の判定が確定しない前に、他の官公職にあらたにしようとする場合には、第一審又は第二審の判定に服することが必要條件となり、第二審又は第三審請求中に、他の官公職にあらたについたときは、第一審又は第二審の判定に服したものと認められるので、第二審又は第三審の審査請求はこれを取下げなければならぬことになるから左様御了知ありたい。

9 連合國軍最高司令官總司令部よりの指令による任免

教職員適格審査委員會の審査による不適格の判定とは別個に、連合國軍總司令部よりの直接の任免に關する指令により、教職より罷免されまたは教職に復せしめられる場合がある。左の様な覺書による措置もその一つである。

覺書寫

聯合軍最高司令部

一九四五年一〇月二四日

(一) 日本帝國政府に對する指令覺書「信教の自由侵害の件」

終戰連絡中央事務局 經由

一 外國のキリスト教徒に依つて創設せられ且維持せられつつありし教育機關の職員がその關係する教育機關を軍國主義化せん爲にまた極端に國家主義化せん爲に言語道斷にも之を完全に解體せしめるに至つた。かかる蔽るし難き彼等の行爲に對して聯合軍司令部は今日まで注意を向けつつありたり。

二 茲に立教學院（立教大學並に立教中學）に關する事件をかかゝる無法なる信教の自由の侵害、不當なる變的行爲の一特例として引用する。

(イ) 一八七四年に創設せられたる立教學院は、一九三一年七月七日日本政府に依つて認可せられたり。「財團法人寄附行爲」の條項に「この財團の目的はキリスト教教義に準據せる教育を日本に於て行ふにあり」と明示しあり。

(ロ) 一九四三年に同大學のある職員はキリスト教的學問研究機關の維持が彼等の責務なるに拘らず、その責務を無視して、何等の理由なく、文部省の承認を得てか得ずしてか、キリスト教の禮拜儀式並にキリスト教の教義の教授を廢止せり。更にまた教授及び理事中よりキリスト教信者を解職し、聖徒記念禮拜堂内に於てまた大學の他の施設に對して變的行爲を振舞はしめたり。立教に於ては命令に依つてキリスト教は廢止せられ大學の禮拜堂は一九四三年一月に閉鎖せられたり。

三 終戰以來大學幹部も文部省もこの信教の自由及び精神上の權利の害を是正すべき何等の處置を講じたる事實なし。

四 日本帝國政府は直ちに下記の處置を取ること。

(イ) 立教學院の下記職員を現職より去らしめること。

- 1 三邊金藏 (總長)
 - 2 帆足秀三郎 (大學學監兼立教中學校長)
 - 3 辻 壯一 (豫科部部長)
 - 4 金子久一 (學生主事)
 - 5 宮崎伊佐夫 (學生主事)
 - 6 小澤淳男 (學生主事)
 - 7 柴田 良 (學生主事)
 - 8 縣 康 (教授、前學生主事)
 - 9 和田正俊 (教務課長)
 - 10 武藤安雄 (圖書館長) (司書)
 - 11 阿部三郎太郎 (教授、前學生主事)
- (ロ) 第四條(イ)に挙げられたる者は凡て今後再任用すべからざること。また公私を問はず如何なる學校の教職員的位置にも据ゑざるべきこと、宗教機關或は政府諸機關の如何なる職にも採用すべからざること
- (ハ) 立教學院の再建を命じ今後財團法人寄附行為の諸條項に準據せる運管を計らしめること。
- (ニ) 傳道團體或は外國の一般キリスト教徒の寄附に依り創設せられ且つ維持せられたりし日本國內のあらゆる教育機關を調査するやう指令を發し、おそくも一九四五年十一月十五日迄に下記項目に亘る詳細なる報告を本司令部に提出すること。
- 1 各教育機關の名稱及位置
 - 9 今次戰爭中に解職せられたるあらゆる職員及び教師の名稱表、その解職の理由附記のこと。
 - 4 叙上の職員及び教師の代りとして任命雇傭せられたる職員、教師の名稱表、その任用に至りたる事情附記のこと。

- 4 キリスト教の禮拜及び教へに影響を與へたるあらゆる變更處置の明細書
- 5 叙上機關の所有物に加へられたるあらゆる蠻的行爲、破壊、損害が、何時、何者に依り、何故に行はれたるかを詳細に記述すること。

叙上の調査は下記諸機關を網羅すること。猶その他にもあらば加へること。

關西學院大學	神戶女子神學院	神戶女子大學	上智大學	女子大學	北星女子學校	廣島女子學校	日ノ本女子學校	曉星中學	福岡女子學校	Fraser Institute	英和女子學校	同志社神學學校	同志社女學學校	中央神學學校	梅花女子專門學校	青山學院神學學校	青葉女子學院
西宮市外	西宮市	同	東京	同	札幌	廣島市	姫路市	東京市	福岡市	廣島市	横濱市	同	同	同	豊中市	同	仙臺市
關東學院中學	香蘭女學院	神戶女學院高等女學部	金城女學院	女子聖學院	遺愛女學院	北陸女學院	弘前女學院	平安高等女學院	双葉高等女學院	不二高等女學院	英和女學院	英和女學院	同志社中學	同志社大學	梅花女學院	青山學院中學	青山學院中學
横濱市	東京市	同	名古屋	同	函館市	金澤市	弘前市	東京都	東京市	静岡市	甲府市	豊岡市	同	同	下關市	同	東京市

(三) 日本人教育者の休職に関する件

一 日本帝國政府は本覺書受領次第直ちに左に指名せる者をその教職上の地位から休職させ「教師及び教職員の調査審査並に認可」の件に関する昭和二十年十月三十日付最高司令官發覺書第三五〇號に依つて彼等が審査されてしまふ時まで今後如何なる教育機關又は政府機關に於ても彼等を使用することを禁ずるものとする

- a 横山盛彰 石川縣金澤市金澤工業專門學校校長
- b 松本七郎 京都府伏見區桃山御料地 桃山農學校校長
- c 立川正男 桃山農學校教諭
- d 鴻齋良一 桃山農學校教諭
- e 恩藤肇 岡山縣津山市津山高専女學校校長

二 日本帝國政府は各個人に關して行はれた審査の結果取られた措置を含めた報告を聯合國最高司令官總司令部宛に提出するものとする。

(四) 聯合國最高司令官總司令部發AG第〇〇〇、八號

一九四六年八月六日(CAPIN第一一〇六號)

日本帝國政府宛覺書 東京終戰連絡中央事務局經由

高級副官大佐 ション・ビノ・クレール

日本人教育者の休職に関する件

一 日本帝國政府は本覺書接受後直ちに左記の者をその教育上の地位より休職せしめ「教員及び教育關係官吏の調査、除外並に認可」の件に関する昭和二十年十月三十日付最高司令官發覺書AG第三五〇號に従ひ審査終了の時期までは如何なる教育機關又は官廳に於いてもその雇傭を禁ずるものとする。

- A 藤田節也 校長 縣立旭川中學校 北海道旭川

- B 小林茂夫 教諭 郡山商工學校 福島縣郡山市
 - C 齊藤勇孝 教諭 能代工業學校 秋田縣
 - D 小松雄道 教授 日本大■學 東京
 - E 桑原晋 經濟學教授 彦根高商 滋賀縣彦根市
 - F 上田紀雄 教頭 桃山學校 京都府御料地
- 二 日本帝國政府は各人に關する審査の結果並に取られた處置を記入した報告書を聯合國最高司令官總司令部宛に提出するものとする。

聯合國最高司令官總司令部發AG〇〇〇、三號(民間情報教育部)(最高司令官閱一八七一)

一九四八年三月二十五日

日本政府宛覺書

高級副官 陸軍大佐 アール・エム・レヴィー

元立教大學教授兼學生主事宮崎伊佐夫の復職について

一 昭和二十年十月二十五日付聯合國軍最高司令官發日本政府宛覺書AG〇〇〇、三號(最高司令官一八三號)「信教の自由侵害の件」中學生主事宮崎伊佐夫に關する部分はここにこれを取消す。

二 本覺書受領の上は日本政府は宮崎伊佐夫を立教大學の元の地位に復職せしめること。

三 本措置は、その後の調査により宮崎が立教大學で信教の自由を抑壓することに積極的であつたとゆう確かな證據のない事が明かになつた爲に指令する。

四 なお宮崎は日本政府政令第六二號の規定により審査されることを指令する。

二 任免就職についての解説

1 教職不適格者の轉職について

問 教職不適格者の官吏より公吏への轉職について説明されたい。

答 第一審で不適格の判定を受けた地方教官で中央へ再審査請求中の者は轉官は出来るが他の公職例へは事務吏員町村長、農業會役員、町村役場吏員等へ轉職することは出来ない、轉職する場合は第一審の判定に服して本人より再審査請求を取下げねばならないとの通牒があるので、縣廳の現在の事務吏員は五月二日までは地方事務官であつた爲それまでの間に轉官した者は現在地方事務吏員となつて勤務中であるが、五月三日以後は公吏となつた爲に轉職は出来ないと思はれるが、五月二日以前轉官した者の例にならつて轉職せしめることは出来ないかという質疑があるが、第一審に於て不適格の判定を受けた者が轉官することは出来るが、縣吏員等への轉職は一旦退職してからその職に就かねばならぬことになるのでそれらの職に就職するときは第一審の判定に服するということが絶對的な要件となる。

232

2 私立學校長が不適格者となつた場合の學校經營について

問 私立學校（各種學校に屬する）の設立者であり、學校長である者が教職不適格者と指定された場合、他の者（教職適格者）が、不適格の判定を受けた設立者より同校校舍其他一切の施設を賃借して學校長として學校を經營してよい。

答 私立學校の設立者が教職不適格者と指定されても一切の施設を他の者に借すことは差支えない。

3 元勤務の場所に不適格者の出入することについて

問 不適格者がもとの勤務場所への出入することについて説明されたい。

答 不適格の指定を受けた者はたとえ職名變更してももとの勤務場所に勤務し或いは正當なる事由なくしては出入してはいけない。

4 學校書記と教授囑託を兼ねていた者が不適格となつた場合

問 軍隊生活十年以上の經驗ある學校書記で教授囑託であつた爲別表第二の該當者となつた場合について次の様な疑問がある。

イ 引續き同一學校に勤務出来るか、

ロ 學校で勤務出来ないとするれば學校以外の官公廳へ職場換へをすれば引續き勤務出来るか、

ハ 恩給や退職金を受ける資格があるか、

答 これ等については次の様な取扱いをすることになつてゐる。

イ 不適格の該當者はもとの學校へ勤務し出入してはいけない。

ロ 學校及び教育關係の官廳等の教職には勤務してはいけないが、其他の官公廳の職には勤務出来る。

ハ 恩給や退職金は該當者として指定を受けて退職した場合はその權利又は資格を失うが轉勤等により引續き勤務した場合にはこれを失はないものとする事ができる。

233

5 教育部長から民生部長への轉任

問 教育部長から民政部長への轉任は差支ないか。

答 縣の教育部長が教職不適格者と判定されたとき同一縣の民政部長として勤務せしむることは差支えないのであつて、これはG・H・Q・C・I・Eの見解とも一致するものである。

又不適格判定前市教育課長兼視學であつて、不適格の判定によつて授課課長に轉任するような場合の、轉職は差

支えない。

6 公職の假指定について

問 公職資格審査に於ける假指定を受けた者についての措置を説明されたい。

答 公職不適格の假指定は、官報による公告又は本人に對する通知によつて、これを行つてゐるが、公職不適格の假指定に對して異議のあるものは、假指定を受けてから三十日以内に、内閣總理大臣宛反證の提出することが出来るようになつてゐる。反證を提出しないものは三十日の期間が過ぎれば本指定を受け自動的に公職不適格者となる。この公職審査における假指定の處分だけを受けた者であつて未だ本指定を受けない者については、教職審査委員會としては特別の措置をとる必要はない。又その者は假指定のみの内は教職の實務から離れるという必要もない。

公職不適格の假指定を受けて、三十日以内に反證を提出しないで自動的に公職不適格者となつた爲、又は反證が認められずその後公職不適格の本指定を受けた者については、教職員適格審査委員會において、若しその者が既に教職適格の判定を受けて居れば、既に審査を終了した者に對する再審査指示申請の手續をとつた後再審査をしなければならぬ。

公職不適格者となつたものは、教職審査にありても施行規則別表第一第八項に該當するものと認められるので審査の結果は教職不適格と判定されるべきものである。

234

7 第二第三審請求中の者の轉退職

問 教職不適格と判定され、第二第三審請求中の者の轉退職は出来るか。

答 現職にある教職員が、教職不適格と判定され、本人がそれに不服で第二審、又は第三審を請求中である場合に

本人を轉補、轉勤させることは差支えない旨は、昭和二十二年五月一日付地適第一〇六號によつて通知されてゐるが、第二審又は第三審を請求中、その審査が決定しないうちに退官、退職しようとするときには、もとの判定に服して昭和二十二年政令第六十二號による免官、免職の處置をうける必要があることになるので、第二審又は第三審の審査請求は取り下げることになる。従つて教職不適格者と判定され、第二審又は第三審請求中に他の官、公職に、轉補、轉勤ではなくして、新たに附いた場合には、本人はもとの判定に服したものと認められ、第二審又は第三審は行われないうことになるので特に留意する必要がある。文部教官又は地方教官等で再審請求中の者を以前の官吏に相當する事務吏員に轉官させてよいかというに、この場合には、第一審の判定に際して不適格の判定をうけなければならぬ。又は中央職員適格審査委員會に對し再審の請求は當然本人より取下げねばならないのである。

8 三親等の者の就職禁止について

問 公職追放令の三親等の者の就職禁止條項は教職追放者にも其儘適用されるか、例へば財團法人に非ざる私立學校長が別表第一により指定された時その三親等の者が其の後任となれるか、又三親等の者が他の學校の校長若しくは教員になれるか。

答 教職適格審査に於ては三親等の者の就職禁止を適用しない。しかし公職不適格者として指定された者については適用をうける。

問 校長が教職不適格者となつた場合その子供は校長又は教員になれるか。

答 三親等の就職禁止の規定は政令第六十二號及びその施行規則にないのであり従つて不適格者の三親等が不適格者の地位をおそうとも差支えない。又このことは職犯者の三親等についても言ひ得ることである。

9 私立學校教職員の解職解任について

235

問 私立學校の教員その他の職員、又は教育に關する法人の役員の職にある者が教職不適格者として指定を受けたときはすべて文部大臣が解任解職するの否か。

答 共同省令第一號第二條には「私立の學校の教員その他の職員、又は教育に關する法人の役員の職にある者が、教職不適格者として指定を受けたときは文部大臣が、これを解職又は解任することができ」とあるが、先ず本條の解説を試みると、政令第六十二號はボツダ宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基いてゐるのであり、故に政令第六十二號は法律と同様の効力を有する政令であり且つ又本政令において法律の特例を規定することができるのである。故に政令第六十二號の施行規則たる共同省令第一號第二條の存在理由は、特に具體的な罷免規定のない私立學校の教職員と法人の役員について政令第六十二號により罷免し得るということを注意的に規定した注意的規定であるという點に存するのである。

次に本條を文面通り解すると私立學校の教職員と法人の役員が不適格者として指定を受けたときは何時も文部大臣が解職解任する様にとあるが必ずしもそう解すべきでない。即ち以上の者が不適格者として指定をうけたときは普通の通り此等の人々の任免權を持つて居る者即ち學校長とか法人の理事長が解職しても差支えないので要するに本條は私立學校の教職員、法人の役員についても官公立學校の教職員等と同様に政令第六十二號によつて罷免することができるといふ根據を明文で規定したものであり萬一私立學校の教職員、法人の役員が罷免命令に服しない場合傳家の寶刀として本條が存在するということになるのである。

第一〇 恩給權等について

一 恩給權等についての規定

公職不適格者は恩給、年金等を受ける權利を失うことが昭和二十二年勅令第一號第五條に示されている

が、教職不適格者が教職を免ぜられたときも、公職不適格者の場合と同様にその權利を失うことが、昭和二十二年政令第六十二號第五條に示されている。但し内閣總理大臣又は主務大臣がその必要を認めるときは恩給權喪失の規定の適用を免除することもできることになつてゐる。

尙教職審査に關する罰則其他について、他に集録しなかつた通知等のうち必要と思はれるものを左に掲げる。

1 恩給及惠與に關する聯合軍總司令部の覺書に關する件

昭和二十年十二月五日發會一〇九號 文部次官通牒

今般恩給及惠與に關し聯合軍總司令部より別紙の通り指令有之たるに付ては左記御了知の上右指令履行方に關し萬遺漏なきを期せられ度右通牒す

記

一 覺書一の「一九四六年二月一日以降可及的速に」とあるは本覺書に依る措置完了の期限を示したるものなるに付覺書一の各號に該當する者に對し支拂はるべき公私の恩給金其の他の給與金若は惠與は其の種類如何及何人に對するものたるを問はず本覺書指令の日たる本年十一月二十五日以降絶對に之が支拂を爲さざること但し恩給等にして本年十一月二十五日前より引續き支給されつつある者に付ては來年一月三十日迄之が支給差支へなきも同年二月一日以後は之が支給を停止すること

二 萬一前項（但書を除く）に反し本年十一月二十五日以降に於て支拂ひたるものに付ては直に之が返納を爲さしむること

三 覺書三の公私恩給金證書等の無効宣言に付ては關係廳に於て法令的措置を講ずる豫定なるを以て官報等に留意すると共に之が施行方に付積極的措置を講ずること

四 本覺書は貴官下の諸團體（校友會、父兄會、後援會等の團體を含む）にも適用さるべきに付右に對しても至急之が徹底を計ること

五 本覺書に關し必ず左の報告を文部大臣官房祕書課長宛提出すること

1 今後覺書一の各號に該當する者ありたるときは直に其の官職氏名及該當せる事實ありたる日

2 本年八月十五日より十一月十五日迄に覺書に依り禁止せられたる恩給金其の他の給與金等を支拂ひたる向に在りては覺書四の1のABCの區分に依る金額、給與金の種類、受給者の氏名及覺書一の各號に該當せる事實ありたる日

一九四五年十一月二十五日

覺書 對日本帝國政府

經由 東京中央連絡事務局

題目 恩給及惠與

一 一九四六年二月一日以降可及的速に日本帝國政府は當司令部に依り權限を與へられたる場合を除き左

の事由に基き下付又は授與さるる公私の恩給金其他の給與金若くは惠與は其の種類の如何及何人に對するものたるを問はず之が支拂を禁止すべき旨指令せらる

イ 軍務に従事したること、此の場合離職金若くは退職金又は同様の賞與金若くは手當を含む、但し受給者の就業能力を制給するが如き身體不具の場合、非軍事的原因に依り生じたる、同程度の不具者に對する報償金の最低率を超えざる割合を以て支給する報償金は此の限りに在らず

ロ 聯合軍最高司令官の命令の結果解散若くは停止されたる社團、組合、又は其他の機關の構成員又は之等の勤務者たること

ハ 聯合軍最高司令官の命令の結果職務又は地位より解任せられたる者

ニ 聯合軍最高司令官の命令の結果拘禁又は逮捕されたる者にありては其の拘禁又は逮捕期間中、又は後日有罪に決定したるときは永久に

二 前掲一の（イ）の制限は軍務より解かれたる以前に發生せる經常的支拂生活費、旅費其他の通常の手當には適用せず

三 一九四六年二月一日以降可及的速に本覺書に依り禁止されたる恩給金、其他の給與金、若くは惠與に關する權利、又は後日拂を證明する證書又は其他の書類は無効たることを直ちに宣言し、政府は斯る支拂の爲め別除され居りたる金額又は預金は凡て爾後之を回收すべし

四 本覺書受領後十日以内に左記に關する詳細なる報告書を當司令部に提出すべし

イ 軍事的恩給金其の他の給與金

1 恩 給

A 一千九百四十五年八月十五日より、同年十一月十五日に至る期間中に、期限到來し支拂はるべき金額の合計

B 一千九百四十五年八月十五日より、同年十一月十五日に至る期間中に現金を以て支拂はれたる金額の合計

C 證書、其他斯る支拂に對する權利を證明すべき書類に依り表示されたる金額の合計、及び斯る支拂の爲め別除され又は預金しありたる金額の合計

2 離職金及退職金に付、前掲(1)と同一項目に類別したるもの

3 其他凡ゆる性質の手當、賞與又は惠與に付、前掲(1) 同一項目に類別したるもの

ロ 非軍事的なる公私の恩給金、其の他の給與金又は惠與にして本覺書に依りて禁止されたるものを前掲(イ)(1)と同一項目に類別したるもの

ハ 本覺書に従ふために取られたる處置

五 前記の報告書は六通を當司令部に提出すべし

六 本覺書に依り 必要となりたる許可申請を爲さんとするときは大藏省を経由し、書面を以て當司令部に差出すべし

七 本覺書受領の確認を爲すべし

最高司令部代理

2 昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言受諾に伴ひ

發する命令に關する件に基く恩給法の特例に關する件

昭和二十一年勅令第六十八號

第一條 軍人若は準軍人、内閣總理大臣の定むる者以外の陸軍、海軍、第一復員若は第二復員の部内の公務員若は公務員に準すべき者(以下軍人軍屬と稱す)又は此等の者の遺族たるに因る左の各號に掲ぐる恩給は之を給せず

一 普通恩給

二 廢疾の程度が恩給法施行令(以下令と稱す)第二十四條第七項に係る増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 廢疾の程度が令第三十一條の第三目症又は第四目症に係る傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

第二條 軍人軍屬としての在職年月數は第五條の場合の外在職年の計算に付之を算入せず

恩給法（以下法と稱す）第三十二條の規定に依り附すべき加算年は在職年の計算に付之を算入せず

第三條 軍人軍屬として退職したる者にして軍人軍屬以外の公務員又は公務員に準すべき者（以下文官と稱す）より軍人軍屬に轉官したるものに付ては其の轉官を以て退職と看做す

第四條 普通恩給又は扶助料を受くる者に付第一條又は第二條の規定を適用したる場合に於て其の者が文官又は其の遺族たるに因る普通恩給又は扶助料を受くることを得ざるに至る場合には内閣總理大臣の定むる所に依り一時恩給又は一時扶助料を給することを得

第五條 癱症の程度が令第二十四條の特別項症乃至第六項症に係る軍人軍屬に給する増加恩給の年額は法第六十五條の規定に拘らず退職當時の階等に依り定めたる別表第一號表の俸給月額に癱症の程度に依り別表第二號表に定めたる月數を乗じたる金額とす

在職年二十年以上の軍人軍屬に給する増加恩給の年額に付ては前項に規定する金額に二十年以上一年を増す毎に其の一年に對し別表第一號表の俸給月額の三十分の四に相當する金額を加へたる金額とす

第六條 軍人軍屬たるに因る増加恩給にして癱症の程度令第二十四條の第七項症に係るもの又は傷病年金を受けたる者又は受くべかりし者には法第六十六條の規定に拘らず別表第一號表の俸給月額に癱疾の程度に依り別表第三號表に定めたる月數を乗じたる金額の傷病賜金を給す癱疾の程度が令第三十一條の第一目症又は第二目症に係る下士官以下の軍人軍屬に給する傷病賜金の金額は法第六十六條の規定に拘らず別表第一號表の俸給月額に別表第三號表の月數を乗じたる金額とす

第七條 恩給を受くる者又は受くべき者聯合國最高司令官に依り抑留又は逮捕せられたるときは其の間恩給の支給は之を差止め又は恩給を受くるの權利は之を裁定せず

第八條 公務員若しくは公務員に準すべきもの又は此等の者の遺族聯合國最高司令官に依り抑留又は逮捕せられ有罪の判決確定したるときは抑留又は逮捕の時より恩給を受くるの資格又は權利を失ふ
公務員又は公務員に準すべき者連合國最高司令官の命令に基き退職したるときは恩給を受くるの資格又は權利を失ふ

第四條乃至第六條の規定は前二項の適用を妨げず

第九條 前八條の規定は内閣總理大臣の特に定むる場合に於ては之を適用せず

第十條 本令の適用を受くべき恩給を受くるの權利にして本令施行前給與事由の生じたるものに付ては時効は昭和二十一年二月一日より進行す

第十一條 本令の施行に關し必要な事項は内閣總理大臣之を定む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

第七條及第八條の規定は昭和二十年十一月二十四日より之を適用す

本令施行の際現に恩給を受くる者に付本令を適用する場合に於ては權利者の請求を俟たずして恩給の改定をなすことを得

二 恩給權等についての解説

1 恩給特免について

問 昭和二十二年五月二十二日附發通第六一號、「教職員の除去、就職禁止等に関する勅令及びその施行規則並びに審査委員會の規程の改正について」記四中の、

1 恩給權等に関する免除申請書は公私の恩給、年金、退職手當の總てを含むか、

2 免除申請理由書に記載さるべき理由は如何の條件か、

3 免除申請書、免除申請理由書の書式等を示めされたい、

答 1 恩給等に関する免除申請は、公私の恩給、年金、退職手當等の總てに関する權利、又は資格の喪失に對する免除申請を含んだ意味においてなされるのである。

2 免除申請理由書には、本人が恩給權喪失を免除して貰いたい理由を書くのであつて、例えば該當の事情が輕微であるか、經濟的に困窮しているとかの狀況等を記載すればよい。

3 免除申請書、免除申請理由書の形式は特別の定めはない。

4 又申請書は直接本人から文部大臣に出せばよいのであり、地方廳を経由する要はない。

2 教職不適格の指定を受けた者の恩給について

問 海軍の現役下士官に任官後、満期除隊（服役計十二年）して、中等校書記（現事務官）となり、教授囑託を兼務していた者が、

昭和二十一年六月、昭和二十一年勅令第二百六十三號により教職不適格者として指定され、教授囑託を免官され、同二十二年十二月十五日、事務官を退職した。（事務官勤務二五年）

右の者に對する疑義、

イ 事務官としての恩給を受ける權利がある解してよいか。（公職適否審査は適格である）

ロ 昭和二十二年十二月十八日附（官報）共同省令第四號文部省訓令第十一號にて、學校事務官も教職員適格審査の對象となつたが、この法令制定前に事務官を退職した者は昭和二十二年政令第六十二號の第五條の適用を受けないと解してよいか。

答 教職不適格の指定を受けた者の恩給については、昭和二十二年政令第六十二號の立法趣旨にかんがみ、教職不適格者としての指定を受けた者であつても、退官退職せしめられない者は恩給等の受給權を失わないものと解することができる。従つて、右の履歴の場合は事務官としての恩給を受ける權利があると考へられ、昭和二十二年十二月十八日以前に三級事務官の職を退職した場合には、政令第六十二號第五條の適用を受けないと解される。

3 退職後指定を受けた教職不適格者の恩給について

問 昭和二十一年九月中に教員適格審査を受け適格と判定を受けたが（九月）、その判定を受ける前に（二月）教職適格者として教職を退職し、退職後（三月）指定を受けた者がある。この場合、

一 本人は一時恩給や退職金を受ける資格があるか、

二 「新事實の發見」として前に交付した適格判定書、依願免官の辭令を無効にすべきか、

三 一、二について據るべき法令又は政令を指示されたい。

答 一、恩給等を受ける権利はない。

二、教職不適格者として指定された者は、昭和二十二年政令第六十二號附則第二項により教職不適格者とみなされ、恩給権を失う他、適格判定書、依願免官の辭令は無効となる。

三、政令第六十二號第三條第五條及び附則第二項を参照されたい。

4 教員適格審査實施前の退職者の恩給について

問 昭和二十一年勅令第二六三號施行前に退職した者の中、適格審査を受けなかった爲に不適格の判定を受けなかったが、當然該當する者で恩給を請求した場合に、此の受給権を認めるか、尙此の恩給受給権を認めるにしても認めない場合にも、據るべき法令又は政令を示されたい。

答 教職不適格の指定を受けなかった者は恩給受給権がある。なおこれは昭和二十二年政令第六十二號第五條を参照されたい。

246

5 恩給特免申請の手續について

問 政令第六十二號第五條第二項（恩給受給権の復活について）の適用を受けんとするものが、免除申請書、其の他の書類を提出してきたが、知事又は元の校長又は審査委員長の副申を必要とするか、又宛先はどこにするか。

答 恩給喪失の免除は、昭和二十二年五月二十二日付發適六一號によりて通知してあるが、本人より左のような手續をとるのである。

イ、本人よりの恩給権に関する免除理由書、免除申請理由書、

ロ、理由書に陳述せられた事項に関する主な参考資料及び判定書の寫、
右を文部大臣宛に提出することになっている。

問 公職バーザにかかった者の恩給権復活について

答 教員普通恩給権を受けている人で、今次の公職審査で不適格となつた者は、該當者として指定を受けた時より恩給を受ける権利を失う。

尙、特殊の事情があると認めた場合には、内閣總理大臣がその適用を免除することが出来るので、内閣總理大臣宛に申請するとよい。

6 審査前に退職した學校事務官の恩給について

問 適格審査前退職した三級學校事務官で當然不適格者となるべき者の恩給はどうなるか。

答 昭和二十二年十二月十八日審査對象擴張に関する通牒に基づく三級官並に同待遇者（學校事務官）で、審査をすれば追放となる者が、適格審査施行前退官退職してあれば一時恩給や退職金を受けることが出来るが、昭和二十二年十二月十八日以後に於て退職しようとする場合には審査を受けなければ退職ができないので、不適格該當者であれば恩給等を受けることはできない。

247

第一 其他教職審査に関する事項について

一 其他の教職審査に関する事項についての規定

1 國家神道と教育との分離に関する覺書

國家神道、神社神道に對する政府の保證、支援、保全、監督並に弘布の廢止に関する件（昭和二十年

十二月十五日聯合國軍最高司令官總司令部參謀副官發第三號（民間情報教育部）終戰連絡中央事務局經由日本政府に對する覺書

一 國家指定の宗教乃至祭式に對する信仰或は信仰告白の（直接的或は間接的）強制より日本國民を解放する爲に戰爭犯罪、敗北、苦惱、困窮及び現在の悲惨なる狀態を招來せる「イデオロギー」に對する強制的財政援助より生ずる日本國民の經濟的負擔を取り除く爲に神道の教理並に信仰を歪曲して日本國民を欺き侵略戰爭へ誘導するために意圖された軍國主義的並に過激なる國家主義的宣傳に利用するが如きことの再び起ることを防止する爲に再教育に依つて國民生活を更新し永久の平和及び民主主義の理想に基礎を置く新日本建設を實現せしむる計畫に對して日本國民を援助する爲に茲に左の指令を發す

（イ） 日本政府、都道府縣廳、市町村或は官、公吏、屬官雇員等にして公的資格に於て神道の保證、支援、保全、監督並に弘布をなすことを禁止する而してかかる行爲の即刻の停止を命ずる

（ロ） 神道及び神社に對する公の財源よりのあらゆる財政的援助並にあらゆる公的要素の導入は之を禁止する而してかかる行爲の即刻の停止を命ずる

1 公地或は公園に設置せられたる神社に對して公の財源よりの如何なる種類の財政的援助も許されず但しこの禁止命令はかかる神社の設置せられ居る地域に對して日本政府、都道府縣廳、市町村が援助を繼續することを妨げるものと解釋せらるべきではない

2 從來部分的に或は全面的に公の財源によつて維持せられていたあらゆる神道の神社を個人として

財政的に援助することは許される但しかかる個人的援助は全く自發的なことを條件とし絶対に強制的或は不本意の寄附よりなる援助であつてはならない

（ハ） 神道の教義、慣例、祭式、儀式或は禮式に於て軍國主義的乃至過激なる國家主義的「イデオロギー」の如何なる宣傳、弘布も之を禁止する而してかかる行爲の即刻の停止を命ずる神道に限らず他の如何なる宗教、信仰、宗派、信條或は哲學に於ても敘上の「イデオロギー」の宣傳、弘布は勿論之を禁止しかかる行爲の即刻の停止を命ずる

（ニ） 伊勢の大廟に關しての宗教的式典の指令並に官國幣社その他の神社に關しての宗教的式典の指令は之を撤廢すること

（ホ） 内務省の神祇院は之を廢止すること而して政府の他の如何なる機關も或は租税に依つて維持せられる如何なる機關も神祇院の現在の機能、任務、行政的責務を代行することは許されない

（ヘ） あらゆる公の教育機關にしてその主要なる機能が神道の調査研究及び弘布にあるか或は神官の養成にあるものは之を廢止しその物的所有物は他に轉用すること而して政府の如何なる機關も或は租税に依つて維持せられる如何なる機關もかかる教育機關の現在の機能は任務の行政的責務を代行することとは許されない

（ト） 神道の調査研究並に弘布を目的とする或は神官養成を目的とする私立の教育機關は之を認める但し政府と特殊の關係なき他の私立教育機關と同様なる監督制限のもとにある同様なる特典を與へられ

て經營せらるべきこと併し如何なる場合と雖も公の財源より支援を受くべからざること、また如何なる場合と雖も軍國主義的乃至過激なる國家主義的「イデオロギー」を宣傳、弘布すべからざること

(チ) 全面的に或は部分的に公の財源に依つて維持せられる如何なる教育機關に於ても神道の教義の弘布はその方法様式を問はず禁止せらるべきこと、而してかかる行爲は即刻停止せらるべきこと

1 全面的に或は部分的に公の財源に依つて維持せられ居る凡ての教育機關に於て現に使用せられ居る凡ての教師用参考書並に教科書は之を檢閲しその中より凡ての神道教義を削除する

今後かかる教育機關に於て使用する爲に出版せらるべき如何なる教師用参考書、如何なる教科書にも神道教義を含ましめざること

2 全面的に或は部分的に公の財源に依つて維持せられる如何なる教育機關も神道神社参拜乃至神道に關聯せる祭式、慣例或は儀式を行ひ或はその後援をなさざること

(リ) 「國體の本義」、「臣民の道」乃至同種類の官發行の書籍論評、評釋乃至神道に關する訓令等の頒布は之を禁止する

(ヌ) 公文書に於て「大東亞戰爭」、「八紘一宇」なる用語乃至その他の用語にして日本語としてのその意味の聯想が國家神道、軍國主義、過激なる國家主義と切り離し得ざるものは之を使用することを禁止する、而してかかる用語の即刻停止を命令する

(ル) 全面的乃至部分的に公の財源に依つて維持せられる役所、學校、機關、協會乃至建造物中に神棚

その他國家神道の物的象徴となる凡てのものを設置することを禁止する、而して之等のものを直に除去することを命令する

(ヲ) 官公吏、屬官、雇員、學生、一般の國民乃至日本國在住者が國家神道その他如何なる宗教を問はず之を信仰せぬ故に或は之が信仰告白をなさぬが故に或はかかる特定の宗教の慣例、祭式、儀式、禮式に參列せぬが故に彼等を差別待遇せざること

(ヅ) 日本政府、都道府縣、市町村の官公吏はその公の資格に於て新任の奉告をなす爲に或は政治の現狀を奉告する爲に或は政府乃至役所の代表として神道の如何なる儀式或は禮式たるを問はず之に參列する爲に如何なる神社にも参拜せざること

二 (イ) 本指令の目的は宗教を國家より分離するにある、また宗教を政治的目的に誤用することを防止し、正確に同じ機會と保護を與へられる權利を有するあらゆる宗教、信仰、信條を正確に同じ法的根據の上に立たしめるにある、本指令は常に神道に對してのみならずあらゆる宗教、信仰、宗派、信條乃至哲學の信奉者に對しても政府と特殊の關係を持つことを禁じまた軍國主義的乃至過激なる國家主義的「イデオロギー」の宣傳、弘布を禁ずるものである

(ロ) 本指令の各條項は同じ効力を以て神道に關聯するあらゆる祭式、慣例、儀式、禮式、信仰、教へ、神話、傳説、哲學、神社、物的象徴に適用されるものである

(ハ) 本指令の中にて意味する國家神道なる用語は、日本政府の法令に依つて宗派神道或は教派神道と

區別せられたる神道の一派即ち國家神道乃至神社神道として一般に知られたる非宗教的な國家的祭祀として類別せられたる神道の一派（國家神道或は神社神道）を指すものである

（ニ）宗教神道或は教派神道なる用語は一般民間に於ても、法律上の解釋に依ても又日本政府の法令に依ても宗教として認められて來た（十三の公認宗派より成る）神道の一派を指すものである

（ホ）聯合國最高司令官に依て一九四五年十月四日に發せられたる基本的指令即ち「政治的、社會的並に宗教的自由束縛の解放」に依て日本國民は完全なる宗教的自由を保證せられたのであるが、右指令第一條の條項に従て

1 宗教神道は他の宗教と同様な保護を享受するものである

2 神社神道は國家から分離せられ、その軍國主義的乃至過激なる國家主義的要素を剝奪せられたる後は若しその信奉者が望む場合には一宗教として認められるであらう、而してそれが事實日本人個人の宗教なり或は哲學なりである限りに於て他の宗教同様の保護を許容せられるであらう

（ヘ）本指令中に用ひられている「軍國主義的乃至過激なる國家主義的「イデオロギー」なる語は、日本の支配を以下に掲ぐる理由のもとに他國民乃至他民族に及ぼさんとする日本の使命を擁護し或は正當化する教へ、信仰、理論を包含するものである

1 日本の天皇はその家系、血統或は特殊なる起源の故に他國の元首に優るとする主義

2 日本の國民はその家系、血統或は特殊なる起源の故に他國民に優るとする主義

3 日本の諸島は神に起源を發するが故に或は特殊なる起源を有するが故に他國に優るとする主義

4 その他日本國民を欺き侵略戦争へ乗り出さしめ或は他國民の論争の解決の手段として武力の行使を謳歌せしめるに至らしめるが如き主義

三 日本帝國政府は一九四六年三月十五日迄に本司令部に對して本指令の各條項に従つて取られたる諸措置を詳細に記述せる總括的報告を提出すべきものなること

四 日本の政府、縣廳、市町村の凡ての官吏、屬官、雇員並にあらゆる教師、教育關係職員、國民、日本國內在住者は本指令各條項の文言並にその精神を遵守することに對して夫々個人的責任を負ふべきこと

最高司令官に代りて

參謀副官 陸軍大佐 H・W・アレクサンダー

2 占領目的に有害な行爲に對する處罰等に関する勅令

勅令第三百十一號 昭和二十一年六月十二日

第一條 左の罪に係る事件については、公訴はこれを行はない。

一 聯合國人（法人を含む）の犯した罪

二 聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の安全に對し有害な行爲

三 聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者を殺害する行爲及びこれらの者に對する暴行行爲

四 聯合國占領軍その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の財産を不法に所持し、取得し、受領し、又は處分する行爲

五 聯合國占領軍又は聯合國最高司令官若しくは權限あるその部下の指示に従ふ者によつて搜索されてゐる人の逮捕を妨げ又はこれらの者によつて拘禁されてゐる人の逃走を容易ならしめる行爲

六 聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の職務に關して、これらの者に妨害を加へ、これらの者の要求する情報の提供を拒絶し、これらの者に對し口頭若しくは文書で虚偽の若しくは誤解を招くやうな申述をし、又は方法の如何を問はずこれらの者を欺罔する行爲

七 聯合國最高司令官によつて、又はその命令に基いて解散され、又は非合法と宣言された團體の爲にし、又はこれを支援する行爲

八 前各號の行爲について共謀し、又は教唆し、若しくは幫助する行爲

第二條 前條の罪を除く外、占領目的に有害な行爲から成る罪に係る事件については、公訴は、これを行はなければならない前項の事件についての公訴は、特定の事件について、その裁判管轄が聯合國軍事占領裁判所に移された場合においてのみこれを取消することができる。

この勅令において、占領目的に有害な行爲といふのは、聯合國最高司令官の日本帝國政府に對する指令

の趣旨に反する行爲、その指令を施行するために、聯合國占領軍の軍、軍團又は師團の各司令官の發する命令の趣旨に反する行爲及びその指令を履行するために、日本帝國政府の發する法令に違反する行爲をいふのである。

第三條 監獄の長は、聯合國軍事占領裁判所の指示があつた場合には、その指定した者を、監獄に拘禁し又は勞役場に留置しなければならない。

前項の規定により拘禁され、又は留置された者については、指示の趣旨による外監獄法を準用する。

第四條 この勅令に違反した者及び占領目的に有害な行爲をした者は、これを十年以下の懲役若しくは七萬五千圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

前項の者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

前二項の規定は、聯合國最高司令官の指令又はその指令を履行するために、日本帝國政府の發する法令に特別の定のある場合には、これを適用しない。

附 則

この勅令は、昭和二十一年七月十五日から、これを履行する

昭和二十一年勅令第二百七十四號の一部を次のやうに改正する。

第一條の條名及び第二條を削る。

3 審査委員會の審査委員について

昭和二十一年七月十六日發適一〇號 文部大臣官房適格審査室長通牒

審査委員は形式的に公職追放令又は教職よりの除去に關する規定に觸れない人であることは勿論、實質的にも大政翼賛會等の團體の關係者例へば大政翼賛會の府縣協力會議の議員であつたやうな人はなるべく委員とはしないやうに關係方面と連絡の上慎重を期して下さい。

4 教員適格審査の件（特定委員會の改組再審について）

昭和二十一年十二月十三日 發適六一號適格審査室長通知

聯合國最高司令部と協議の結果、今般左の措置をとることになつたので、貴官設置の教員適格審査委員會に就いては至急處理されるよう依命通牒する。

記

一 設置者は適格審査委員會より好ましくならざる委員を除くこと。

二 右の場合設置者は缺員補充として適當な資格を有する者を直ちに任命すること。尙任命したる後はこの旨文部大臣宛そのものの調査表を付し報告せられたきこと。

三 昭和二十一年文部省訓令第五號第二十三條の二の規定に依りて、既に審査を終りたる者でも次の何れ

か一の經歷を有する者については嚴重に再審査すること。但し既に教職不適格の判定を受けた者、及び判定済の者で既に教職を去りたる者を除く。

イ 教育施設の長及び其の次位の者。

（例、學校長、部長、教頭等）

ロ 教育の査察、指導に當つた者。

（例、視學官、視學主事等）

ハ 生徒の思想、訓育に主として携つた者。

（例、生徒主事、學生主事等）

ニ 著書又は論文のある者。

ホ 學校法人の役員。

ヘ 委員會で特に必要と認めた者。

四 再審査の場合直ちに處理せられたきこと。

5 教職審査委員會の委員の任期満了について

昭和二十三年四月二十八日 發適三六號適格審査室長通知

現にある教職員の適格審査をする委員會は、昭和二十三年文部省訓令第三號に基いて、概ね昨年五月に

設置されているのであるが、その委員の任期は一年となつていたので、近くそれぞれの教職審査委員会の設置者において、現委員の任期満了と同時にあらたに審査委員を委嘱しなければならないので、左記により必要なる措置をとられたく通知する。

記

一 現在の審査委員は任期満了と同時に辭令を用いずして審査委員の職が解かれるので、各審査委員会の設置者は、昭和二十二年文部省訓令第三號により、あらたに審査委員を委嘱しなければならない。但し委員の再任はさまたげない。

二 審査委員会の設置者は、あらたに審査委員を委嘱したときは、その審査委員の名簿と各委員の調査表を添え、直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。但し再任された委員については調査表の添附を要しない。

三 新設又は昇格等のため大學の教職審査委員会において、審査委員会が設置されてから一年に満たない様な場合にあつては、委員の任期の満了するまで、あらたに委員委嘱の手續をとる必要はない。

四 教職審査委員会を一部改組した場合、又は委員を補充した場合にあつては、改組又は補充によりあらたに委員になつた者の任期は前任者の残任期間とし、その委員会が設置された當初の委員の任期の満了と同時に、委員の全部をあらたに委嘱すること。

五 教職審査委員会の委員の全部について改組した場合にあつては、委員の任期は委員会の改組されたときより一年とする。

二 其他教職審査に關する事項についての解説

1 重要なる履歴事項を調査表に記載せず又かくして届出た場合について

問 在郷軍人分會長又は翼賛壯年團長の地位に在り、昭和二十一年共同省令第一號別表第二に該當する者が、調査表にも記載せず、昭和二十二年一月四日勅令第一號の制定に伴う審査基準の擴張された事を通牒して該當者を自發的に申出でさせた時も、該當せずと届出した。

右の様な事實が明かにされた場合はどんな處置をとるか。

1. 不適格の指定は昭和二十二年五月二十一日付共同省令第一號によつて委員会の判定によつてするか。

2. 政令第六十二號第八條の適用は誰が行うか。

3. 右の者に對する委員会の處置としてはどう取計つたらよいか。

答 1. 新たな事實が発見された場合は、文部省訓令第三號第二十三條の規定により再審査すべきもので、委員会の判定により不適格の判定をすることを本則とする。

2. 罰則の適用は委員長又は知事より地方檢察廳に對する告發をもつて行うものである。

3. 前記1によつて處理する場合は、文部大臣宛既に審査を終了せる者の再審査の指示を申請し、その指示をまつて審査すべきである。

罰則の適用については檢察廳に連絡すべきである。

2 第三者よりの審査記録閲覧申出について

問 第三者より委員会に對し過去に於て審査を行つた者の調査表、審査上参考とした資料及び同記録の閲覧を申出でた者があつた場合如何にするか。

答 昭和二十二年文部省訓令第三號第十二條により、審査は非公開を原則とするので、審査關係書類を公開する必要はない。

附表

一 教職員適格審査状況一覽表

自昭和二十一年五月七日 至昭和二十三年五月三十一日

委員	審査總數	別表第一該當者數	別表第二該當者數	計
北海道	三三、一六一	五八	六七	一二五
青森	一二、〇六〇	四〇	五九	九九
岩手	一二、二六九	二三	一八	四一
宮城	一五、四七一	八二	一九	一〇一
秋田	一一、一四三	一九	一八	三七
山形	一四、〇〇六	一五	三四	四九

教職不適格者

府県	審査總數	別表第一該當者數	別表第二該當者數	計
福島	一八、六六五	三九	五六	九五
茨城	一六、〇二五	二〇	二一	四一
栃木	一一、九三六	一五	二二	三七
群馬	一四、九三九	二五	五四	七九
埼玉	一八、同二一	三九	五二	九一
千葉	一八、一八五	三二	八六	九八
東京	四三、五九五	一一二	一八八	三〇〇
神奈	一九、〇六四	四六	六〇	一〇六
新潟	二一、九六七	二五	一一五	一四〇
富山	八、七四五	二九	七一	一〇〇
石川	八、六一三	二九	二一	五〇
福井	六、七九五	一五	三八	五三
山梨	八、四八八	二一	一五	三六
長野	二二、三〇七	四一	九八	一三九
岐阜	一四、二四八	一〇四	五三	一五七
静岡	二一、九三〇	一三五	一二	一四七
愛知	二八、五三三	二〇四	一〇一	三〇五
三重	一一、一〇五	五二	四七	九九
滋賀	一〇、〇七〇	三五	四七	八二
京都	一六、〇〇六	四七	六六	一一三
大阪	二九、四〇六	五八	八七	一四五

兵	庫	二五、七四八	二五	一一八	一四三
奈	良	八、一八四	六七	四八	一一五
和	歌	九、二四五	四九	一五	六四
鳥	取	七、一三七	一〇	三三	四三
鳥	根	九、八四六	一五	三一	四六
岡	山	一六、六一六	四九	八〇	一二九
廣	島	二〇、七〇三	三四	五二	八六
山	口	一六、〇二三	三九	三六	七三
德	島	九、三〇六	一五	二六	五一
香	川	八、六九二	六	三六	三二
愛	媛	一四、八七〇	三三	二八	六七
高	知	八、六五七	三九	四八	六七
福	岡	二八、六八〇	一三六	五一	一八四
佐	賀	一二、四五二	三〇	五一	八一
長	崎	一三、三二六	二五	三九	七六
熊	本	一七、六〇七	六二	五五	一〇一
大	分	一二、四九六	三三	四五	七八
宮	崎	八、二四一	一四	五五	六九
鹿	島	一七、七二一	二〇四	四六	二五〇
合	計	七三二、七〇三	二、二四五	二、三七五	四、六二〇
學	校	一七、七二八	八四	九六	一八〇

大	學	七、〇五〇	六五	九〇	一五五
教	員	七、二四五	七五	一五六	二三一
總	計	七六四、七二六	二、四六九	二、七一一	五、一八六
中央教職員		一、三八〇	三五〇		
特別免除		(原審差戻)	八二六		
特別免除		二九〇	一三五		
特別審査		一三六	一一六		

二 教職員審査委員會委員幹事名簿

教職員適格審査委員會委員名簿(順序不同)

昭和二三、九、一現在

官 職	氏 名	住 所
文部省學校教育局長	日 高 第 四 郎	
國土計畫協會理事	八木澤善次(委員長)	
佛教聯合會常務理事	里 見 達 雄	
文京區立第九中學校長	青 木 平 三 郎	
麹町小學校長	佐 口 安 治	
キリスト教教育同盟會總主事	矢野貫城(副委員長)	
東大法學部教授	久 保 正 幡	

中央教職員適格審査委員會委員長名簿

(順序不同)

昭和二三、六、一現在

官職	氏名	住	所
東大教授(副委員長)	横田喜三郎		
武蔵高等學校長(委員長)	宮本和吉		
和洋女子專門學校長	神方弘毅		
都立第四高等學校長	平田巧		
北區立北中學校	宮崎倉司		
葛飾區堀切町堀切小學校教頭	黒河内起夫		
日本キリスト教團副議長	村田四郎		
學術振興會々員 紅陵大學長	高垣寅次郎		
東大名譽教授	眞島正市		
早稻田大學總長	島田孝一		
慶應大學法學部長	小池隆一		
中央教職員適格審査委員會 教職員適格審査委員會	幹事	主事	相良惟一
	文部大臣官房 秘書課長	關口隆克	
	文部事務官	小倉好雄	
		大西一正	

各適格審査委員會委員長名簿

昭二三年六月二〇日現在
但し六月二〇日までに報告のあつた委員會については、
新委員長名、報告未着の委員會については舊委員長名を記す

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨
佐坂林、阿部謙夫、三井武光、齋藤秀雄、瀬野勇	渡邊金次郎、松本京吉、大瀬新輔、鹽谷繁男、岡本省一	宇部政文、菊地正三、和賀祐助、近藤頼一、北田耕夫	高山政雄、朴澤綾子、成田時雄、竹谷長二郎、菅原安彦	山本一、宮腰斌一、柿崎勘右衛門、岡部秀温、澤口フク	長谷部清、武田鷹芳、梅津吉之助、揚妻政、奥家テル	中村常次郎、林谷主計、安齋正雄、橋本コウ、林宗男	西野正吉、片岡文五、田口忠義、佐藤睦治、關口聖隣	戸倉廣愛、鮎瀬タネ、小倉武男、佐々木等、今井佐吉	櫻井伊兵衛、狩野都美夫、中村武雄、寺澤愛之、松村きん	立石種一、新井友治、村上政三、木村泰夫、和田つる	下村保、神原克重、勝田友三郎、阿部こう、大塚昇	前田賢次、河和金作、加藤清吉、細田菊雄、谷村はる子	松村喜平、清水武、伊澤新一郎、直井要、山田しづ	岩淵止、秋山弘、島津政雄、阿部守衛、宮島益子	岩城外鐵雄、南日實、田畑常清、須田幹子、石若實	加藤政太郎、多々静次、東野美和子、宮中庄太郎、道本吉太郎	寛作右衛門、渡邊佐平、中野惣平、山田明、三輪千代	日向譽夫、山下泰三、中込麗江、杉村富士雄、成島千世

長	野	村山政之助、矢島武、大森榮、小口英次、笠原吉三
岐	阜	河野一男、伊藤喜一、横山きく江、松田善逸、福手政雄
靜	岡	牧野誠一、小林勲、谷川脩、鈴木誠志、伏見とみ
愛	知	佐治博、恒川一夫、森義昭、山田正保、佐藤功
三	重	佐藤昌胤、一見義隆、大島啓之助、岡崎彌壽子、上田三好
滋	賀	加藤耕夫、山本武雄、上原一雄、根岸ヤエ子、高橋虔
京	都	天野利武、中村齋二郎、平口正雄、吉田八重、市川達男
大	阪	中野益利、土屋憲三、山野登一、芹野與太郎、西脇リカ
兵	庫	中田光雄、久村英夫、豊田和子、岡部又藏、西牧ユキヨ
奔	良	土井實、小泉卓藏、池田與一、松田恒夫、加藤正純
和	歌	三田庸子、大野久吉、松野三郎、谷本嘉隆、清田倫子
島	取	中島正賢、柳坂黎介、前田縁、長澤美代、村上一平
島	根	金山千、河井忠親、山根ふみ、中田敏哉、草光義實
岡	山	高畑淺次郎、久山林太、奥江順徳、西崎隆之助、田部順子
廣	島	中谷春司、川崎員登、秋山豪爾郎、今西貞夫、武田初子
山	口	宮崎匠、青木伎治、田中眞治、久賀芳子
德	島	岡本優太郎、土井ナツノ、鈴木經雄、飯原勝次、庄野つる
香	川	本田益夫、湯淺克巳、大石キヨ子、宮武憲正、前谷寅治郎
愛	媛	松本清三、杉野常夫、中田鐵一、白石方子、原田政三
高	知	金谷照、見元弘尙、廣田孝一、田村幸彦、田村巖
福	岡	藤井宏、田口初太郎、豊瀬禎二、神康生、淵仙乘

佐	賀	小出憲宗、宮田虎雄、嬉野英秋、古賀マサノ
長	崎	近藤保、内藤節子、山田博、松本静治、玉木ますみ
熊	本	古坂剛隆、上土井松芳、小野たか、有馬俊一、藤崎敏雄
大	分	大川重夫、秦泰彦、小田眞子、永野道男、佐藤孝信
宮	崎	崎村太一、森山基次、日高幸男、坂本美都夫、菅谷トミコ
鹿	兒	寺師宗一、日高優、丸野清司、長船鶴湖、有川貞人

三 文部大臣官房適格審査室の機構及び事務分擔表

文部省の適格審査室は昭和二十一年五月八日附文部省分課規程によつて設置されている。同規程第二條

に

大臣官房ニ教員並ニ教育關係官公吏等ノ適格審査ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲適格審査室ヲ置ク

適格審査室ニ室長、參事一人、主事及室員若干人ヲ置ク

と規程され、室長に文部次官が、參事は學校教育局長が兼務され、主事は相良事務官が就き、適格審査室の事務總括の地位にある。主事補佐としては兩委員會幹事である、小倉、大西兩事務官が繁雜な事務を擔當している。事務主任は室内一般事務と經理庶務の事務を擔當し福澤事務官が、審査關係法規掛として小林、村上兩事務官が、中央及び教職員委員會掛として兒玉事務官、倉若、原、岡部及び根岸臨時職員が、文部大臣に對する特別審査(第三審)、別に特免、恩給特免及び指定掛として近藤事務官が、統計掛として

鹽事務官と大熊雇員が命ぜられて、夫々の事務を圓滑に行つてゐる。

發適第五九號

昭和二十三年七月十九日

文部大臣官房適格審査室長 有 光 次 郎

各適格審査委員會委員長殿

委員會規程の一部改正について

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部が今般左記の通り改正され、中央教職員適格審査委員會における原審差戻に關する規定が廢止されたので念の爲に通知する。

記

文部省訓令第六號

文 部 省
官 公 立 大 學
都 道 府 縣

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように改正する。

昭和二十三年七月十七日

文部大臣 森 戸 辰 男

第二十四條を削除する。

昭和二十三年八月十三日

都道府縣知事殿

文部大臣官房適格審査室長 有 光 次 郎

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令等の一部改正に関する件

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令及び関係命令の改正は、別紙の通り本月十三日それぞれ公布せられ、即日施行せられることになった。

今回の改正は、昭和二十三年法律第一七〇號教育委員會法の施行に伴い、教育委員會の委員が教職適格審査を受ける要あることを規定すると共に、教育委員會の委員の立候補にあつて、候補者となるべき者が教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書の寫を選挙長に對し提出しなければならないこととして、教職不適格者が委員となることを禁止したのであつて、これが施行に關しては左記諸點に留意し、来る十月五日行われる教育委員會委員の選舉の萬全を期せられると共に關係者に周知徹底方を然るべく御取計らひ願ひたい。

なお、教育委員會の委員の候補者の教職適格確認等に関する事務（調査表提出期間の周知徹底、調査表の文部省に對する進達、並びに確認書の交付等）は、教職適格審査を主管する部課において掌るものとせられたい。

記

一 教職不適格者は、教育委員會の委員の候補者となることはできず、教育委員會の委員の候補者を推薦届出する場合には、推薦届出者から選挙長に對し、候補者となるべき者が、教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書の寫を提出しなければならないとされたこと。立候補後あらたに教職不適格者に指定された場合には、その者は當該候補者たることを辭したものと同みなされること。

二 (1)既に教職適格審査を受け教職適格確認書の交付を受けている者については、改めて教職適格審査を受ける必要はないが、それ以外の者を教育委員會の委員の候補者として推薦届出しようとする場合には都道府縣委員會の委員の候補者に對しては、文部大臣に對し、その指定する期日までに、教職適格確認の申請書を提出しなければならないこととされたこと。

(2)今回の教育委員會委員の選舉に關して、教職適格確認の申請書提出期間は、別紙(二)告示の如く、都道府縣委員會の委員候補者については、昭和二十三年八月十四日から八月二十五日までとされたこと。

なお都道府縣教育委員會の委員の候補者の教職適格確認申請書等の提出は、關係都道府縣知事を経由することを原則とし、この場合においては、提出の時期は、八月十四日から八月二十三日までとされて二日間短縮されているから同日二十四時以前に都道府縣廳に到達したものについては、翌日特使を以て文部省大臣官房適格審査室宛持参し、二十三日二十四時以後都道府縣廳に到着したものについては、二十三日の郵便局消印のあるもの(二十三日發送を確認することができるものを含む)に限り前に準じ進

達されたい。止むを得ない事情があつて郵送する場合は、封筒に「教育委員会委員候補者調査表在中」と朱書すること。

(3)前(2)の調査表提出期間については、新聞ラジオによる発表、市區町村に對する通知等により、一般大衆に徹底するよう取り計うこと。

(4)申請書には調査表に一通を添え、なお審査の迅速を進める必要上、調査表中職業及び軍務の履歴の欄は洩れなく記入し、又著書、論文、講演の草稿その他の参考資料を必ず添えること。

三 教育委員会委員の候補者は、公選による公職の候補者であるが、公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一號）第八條の適用については例外が認められ、教職適格確認書の寫を提出して、同條第一項の確認書の提出にかえることができることとされたこと。然し委員當選後においては公職資格審査を受けなければならぬことは勿論であること。

四 教育委員会委員候補者の提出する調査表中、上司證明の欄は、上司のない場合に限り、推薦届人の證明で差し支えないこと。

五 各主務大臣から交付された教職適格確認書は文部大臣又は都道府縣知事から交付されたものと同樣に有効であること。

別記

一、政令第六十二號教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部を改正する政令（政令第二二八號

昭和二十三年八月十三日官報記載）

二、文部省他關係各省共同省令第三號 同前

二、文部省訓令第七號

同前

四、文部大臣告示

昭和二十二年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部を改正する政令を、ここに公布する。

御名 御璽

昭和二十三年八月十三日

内閣總理大臣 芦 田 均

政令第二百二十八號

昭和二十二年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部を改正する政令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件（昭和二十二年勅令第五百四十二號）に基き、ここに同令に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令等の一部を改正する政令を制定する。

第一條 昭和二十二年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に關する政令（昭和二十二年政令第六十五號）の一部を次のように改正する。

第二條中「教育關係官公吏」の下に「教育委員會の委員」を加える。

第三條の次に第一條を加える。

第三條の二 教職不適格者は、教育委員會の委員の候補者となることができない。

教育委員會の委員の候補者について、第四條の指定があつたときはその者は、當該候補者たることを辭したものともみなす。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 教育委員會の委員の候補者について推薦届出をしようとする者は、選舉長に對し、候補者となるべき者が教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書の寫を、あわせて提出しなければならぬ。

前項に規定する教職適格確認書は、教職員適格審査委員會の審査の結果に基いて、文部大臣の定めるところにより、文部大臣又は都道府縣知事がこれを交付する。

第二條 昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く公職に關する就職禁止退職等に關する勅令（昭和二十二年勅令第一號）の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。

教育委員會の委員の候補者の推薦届出の場合にあつては、第八條の規定にかかわらず、昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く教職員の除去及び就職禁止等に

關する政令（昭和二十二年政令第六十二號）の規定による教職適格確認書の寫を提出して同條第一項の確認書の提出にかえることができる。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

文部大臣 森 戸 辰 男

内閣總理大臣 芦 田 均

總理廳令、外務省令、

大藏省令、法務廳令、

文部省令、厚生省令、第三號

農林省令、運輸省令、

逓信省令、

昭和二十二年政令第六十二號（教職員の除去及び就職禁止等に關する政令）の施行に關する規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年八月十三日

内閣總理大臣 芦 田 均

外務大臣 芦 田 均

大藏大臣 北村 徳太郎
 法務總裁 鈴木 義男
 文部大臣 森 戸辰男
 厚生大臣 竹 田 儀一
 農林大臣 永 江 一夫
 運輸大臣 岡 田 勢一
 逓信大臣 富 吉 榮二

第一條第三項中「教育關係の官公吏（都道府縣の三級の吏員及び市吏員を除く、以下同様とする。）」の下に「都道府縣の教育委員會（以下都道府縣委員會といふ）の委員」を「これらに準ずる學校等の教員その他の職員と、都道府縣の三級の吏員及び市吏員」の下に「市（特別區を含む）町村の教育委員會（以下地方委員會といふ）の委員」を加える。

第三條及び別表第二中「教育關係の官公吏」の下に「教育委員會の委員」を加える。

第五條 「教育關係の官公吏」の下に「都道府縣委員會の委員」を「都道府縣の三級の吏員及び市吏員」の下に「地方委員會の委員」を加える。

第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二、教育委員會の委員の候補者の推薦届出をしようとする者は、都道府縣委員會の委員の候補

者に關しては文部大臣に對し、地方委員會の委員の候補者に關しては關係都道府縣知事に對し、その指定する期日まで候補者たるべき者が教職不適格者でない旨の確認を求めなければならない。

前項の確認を求めようとする者は前條に規定する調査表二通を添え、文部大臣又は關係都道府縣知事にその旨を申請しなければならない。都道府縣知事はその調査表のうち一通を文部大臣に送付しなければならない。

文部大臣又は都道府縣知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに教職員適格審査委員會の審査に付さなければならない。

別表第二に次の一項を加える。

九、都道府縣委員會及び地方委員會の委員の職

附 則

この命令は公布の日から、これを施行する。

理 由

教育委員會の委員の選舉に關する昭和二十年政令第六十二號の一部改正に伴い、その施行規則を改正する必要がある。

文部省令訓令第七號

官 公 私 立 大 學
都 道 府 縣

教職員の適格審査をする委員会に關する規程の一部を次のように改正する。

昭和二十三年八月十三日

文部大臣 森 戸 辰 男

第一條第二項中「教職員と、都道府縣の三級吏員及び市吏員」の下に「と、市（特別區を含む。）町村の教育委員會（地方委員會）の委員、又はその候補者」を、「従前の規定による高等學校、專門學校、教員養成諸學校の教員」の下に「と、都道府縣の教育委員會（都道府縣委員會）の委員、又はその候補者」を加える。

理、由

教育委員會の委員の選舉に關する昭和二十二年政令第六十二號の一部改正に伴い、その施行規則を改正する必要がある。

文部省告示第七二號

教職員の除去及び就職禁止等に關する政令（昭和二十二年政令第六十二號）の施行に關する規則（昭和二十三年、總理廳令、外務省令、大藏省令、法務廳令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、逓信省令第三號）第五條の二の規定による都道府縣の教育委員會（都道府縣委員會）の委員の候補者につき教

職不適格者でない旨の確認を文部大臣に對して求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年八月十三日

文部大臣 森 戸 辰 男

昭和二十三年八月十四日から

同 年八月二十五日まで

但し、都道府縣知事を経由する場合には、昭和二十三年八月十四日から同八月二十三日までに關係都道府縣知事に提出するものとする。

發適第六十九號

昭和二十三年八月二十日

文部大臣官房適格審査室長 有 光 次 郎

都道府縣知事殿

都道府縣教育委員會委員候補者の資格確認申請について

さきに、八月十三日付、文部大臣告示第七十二號をもつて、都道府縣教育委員會委員候補者の教職適格確認書申請期日が指定されたが、近く、第二回の同申請期日を、八月二十六日から九月十五日までと告示される豫定であるから、右御含みの上、左記事項に御留意下され、關係者に周知徹底方を御取計らい願ひたす。

記

一 本告示による都道府縣教育委員會委員候補者の教職適格確認申請書等の提出も、さきの場合と同様に關係都道府縣知事を経由することを原則とするが、今回の場合においては、都道府縣に於て受理したものは、順次都道府縣の特使を以て、或はその希望によつては、推薦人に持参せしめる等、適宜な方法で、出來得る限り、速かに九月十五日以内に本省に届けるよう御取計らい願いたい。

二 審査は、申請書等の提出順に行い、九月二十二、三日頃までには全部完了の見込み。八月二十五日迄に本省提出の分については、前通知通り九月一日迄に審査完了の豫定、念のため。

三 今回の告示による候補者の教職適格確認に関する取扱は、前二項の場合以外は、すべて前回の通知（發適六十五號）によること。

なお、審査判定の結果は、直ちに、當該都道府縣教育局部長宛に打電するから、その際はしかるべく御措置願うたう。

文部省告示第七三號

教職員の除去及び就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二號）の施行に関する規則（昭和二十三年）

總理廳令
外務省令

大藏省令

法務廳令

文部省令

厚生省令

農林省令

運輸省令

逓信省令（第三號）第五條の二の規定により都道府縣の教育委員會（都道府縣委員會）の委員の候補者につき教職不適格者でない旨の確認を文部大臣に對して求むべき期日を更に次のように指定する。

昭和二十三年八月二十五日

文部大臣 森 戸 辰 男

昭和二十三年八月二十六日から

同 年九月十五日まで

總理廳令、外務省令、

大藏省令、法務廳令、

文部省令、農林省令、運輸省令、逓信省令、第四號

昭和二十二年政令第六十二號（教職員の除去及び就職禁止等に関する政令）の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年九月一日

内閣總理大臣	芦田	均
外務大臣	芦田	均
大藏大臣	北村	徳太郎
法務總裁	鈴木	義男
文部大臣	森戸	辰男
厚生大臣	竹田	儀一
農林大臣	永江	一夫
運輸大臣	岡田	勢一
逓信大臣	富吉	榮二

第五條の二第三項の次に次の二項を加える。

文部大臣又は都道府縣知事は、前項の規定により、教職員適格審査委員會の審査の結果教職不適格者でないことを確認したときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

第六條第一項の規定により交付した教職適格確認書を有する者について、推薦届出をしようとする場合は、第一項の規定による候補者たるべき者が教職不適格者でない旨の確認を改めて求める必要はない。

282

第六條第二項の次に次の一項を加える。

前條第四項又は前項の規定により交付した教職適格確認書は、令第二條に規定する教職について教職不適格者でないことを證明する教職適格確認書として効力を有するものとする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

發適六七號

昭和二十三年八月十四日

文部大臣官房適格審査室長 有 光 次 郎

283

官公私立大學高等專門學校校長
教員養成諸學校校長
都道府縣知事
各教職員適格審査委員長

職業陸海軍職員の解釋について

今般公職審査において、職業陸海軍職員に關して別記のように解釋することになったので、今後は教職員適格審査に關する施行規則別表第一第八項及び昭和二十一年發適八號適格審査における軍關係者審査規程の適用に當つても、一月十二日付官適一五號による解釋と共にこの解釋が準用されるので、然るべく御了知ありたい。尙この解釋の準用に當つては、官適一五號の通知による取扱いが適用されるので、同通知を

参照されたい。

記

一 昭和十六年十二月八日前に陸海軍の委託學生又は委託生徒に採用された者の中、昭和十六年十二月八日以後において現役將校に任ぜられた者は、覺書該當者としての正規陸海軍將校より除外する。

二 大學專門學校等を卒業し、昭和十六年十二月以後において現役の各部將校又は下士官に任ぜられた者は、覺書該當者としての職業軍人より除外する。

三 陸海軍軍樂將校及び軍樂部の下士官は、覺書該當者としての職業軍人より除外する。
發適六八號

昭和二十三年八月十四日

文部大臣官房適格審査室長 有 光 次 郎

官公私立大學高等專門學校校長
教員養成諸學校校長
都道府縣知事
各教職員適格審査委員長

職業陸海軍職員の解釋について

昭和二十三年一月十二日付官適一五號を以て首題の件について通知をしたが、尙右に關し今般左記のように解釋することになったので、今後は教職員適格審査に關する施行規則別表第一第八項並びに昭和二十

一年發適八號適格審査における軍關係者審査規準、及び昭和二十一年發適一五號適格審査における軍關係者審査規準に關する件の適用に當つても、この解釋が適用されるので、然るべく御了知ありたい。尙右の解釋適用にあたつての措置は、すべて官適一五號によられたい。

記

一 大正九年以前に勤務した陸海軍下士官で、その勤務期間が短く軍人としての普通恩給を受けるに至らなかつた者であつて、特別の考慮に價する證據を提出した者は、個人審査で不適格に該當せざる者となすことが出来る。

二 昭和十六年十二月八日以降において、學校在學中又は卒業後直ちに入營入團又は應召して、軍隊教育を受け、現役下士官に任ぜられた者は職業軍人として取扱はない。

三 陸軍又は海軍の諸學校に勤務した奏任文官である教官が、優遇のため極く短期間勅任文官になつた場合は、陸海軍省の勅任文官として取扱わない。

四 補助憲兵として三ヶ月以下勤務した者であつて、特別の考慮に價する證據を提出した者は、個人審査で不適格に該當せざる者となすことができる。

法務廳告示第七〇號

昭和二十一年勅令第百一號（昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く政黨、協會その他團體の結成の禁止等に關する件）第五條の三の規定に基き昭和二十二年勅

令第一號の規定による覺書該當者に準じ公職より除去される者として次の通り指定する。

昭和二十三年九月二十二日

法務總裁 鈴木 義 男

櫻會（小櫻會を含む）。行地社。庄内行地社（山形縣）。天劍黨。皇道眞理會。水戸學研究會。日本反共聯盟大鶴青年部。

法務廳告示第七十一號

昭和二十一年勅令第一百號（昭和二十年勅令第五百四十二號ボツタム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件）に基く政黨、協會その他團體の結成の禁止等に關する件（第五條の三の規定に基き昭和二十二年勅令第一號の規定による覺書該當者に準じ公職より除去されるものとして次の通り指定する。

昭和二十三年九月二十二日

法務總裁 鈴木 義 男

東亞建設協會 學徒至誠會。大日本同志會。臺灣南方協會。興亞青年運動本部

昭和二十三年十月十五日印刷
昭和二十三年十月二十日發行
昭和二十三年十二月二十日再發行

教職適格審査關係法規と解説

著 者 文部省審査關係法規研究會

發行者 佐藤 繁 次 郎

印刷者 横 山 重 喜

配給元 日本出版配給株式會社

定價二百圓

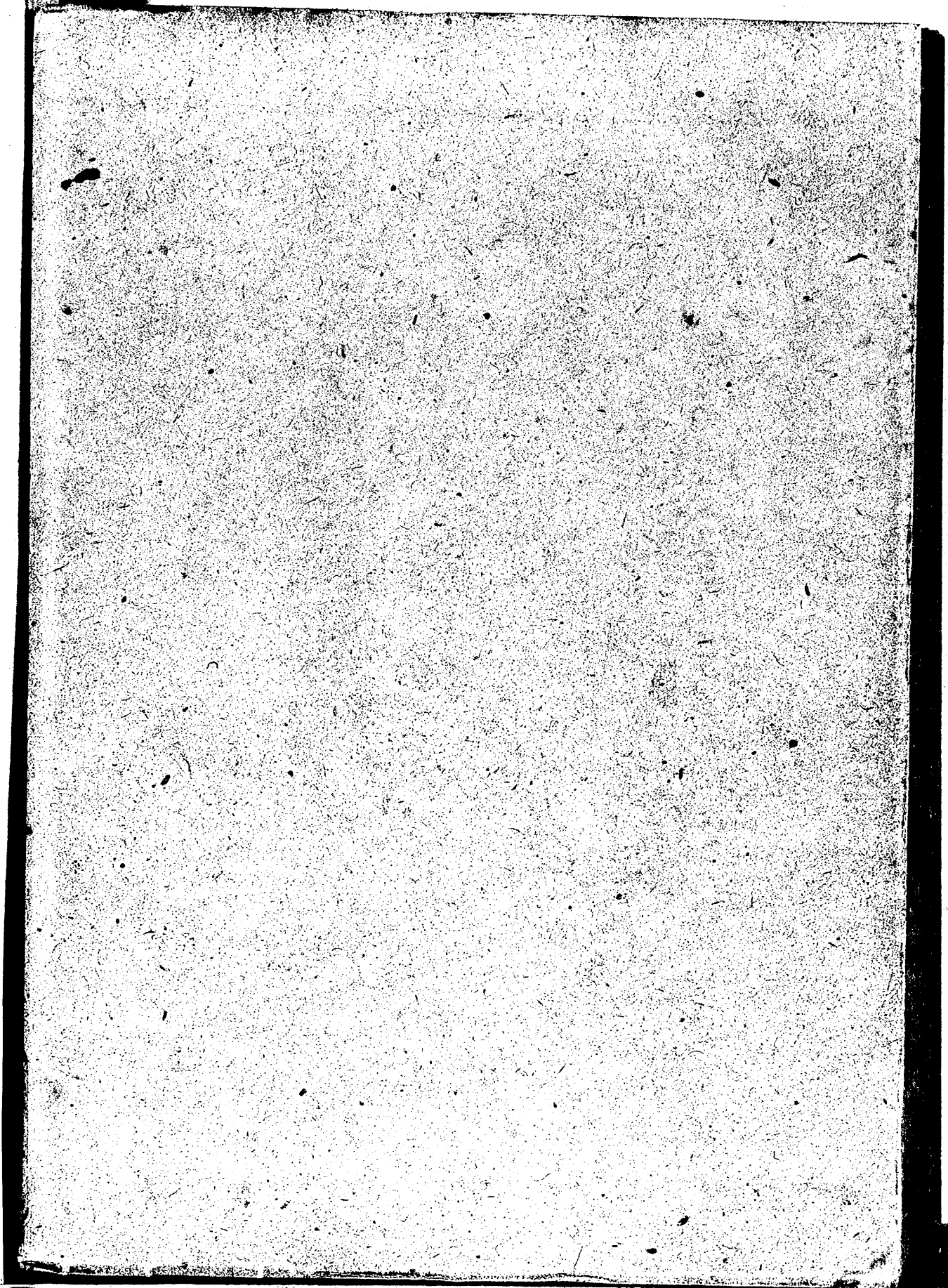
發行所

東京都中央區銀座西五丁目
四番地（文壽堂ビル）

國立書院

會員番號 A 二一〇五九
電話銀座（57）四六二八番
七四四九番

IV-8



IV-8